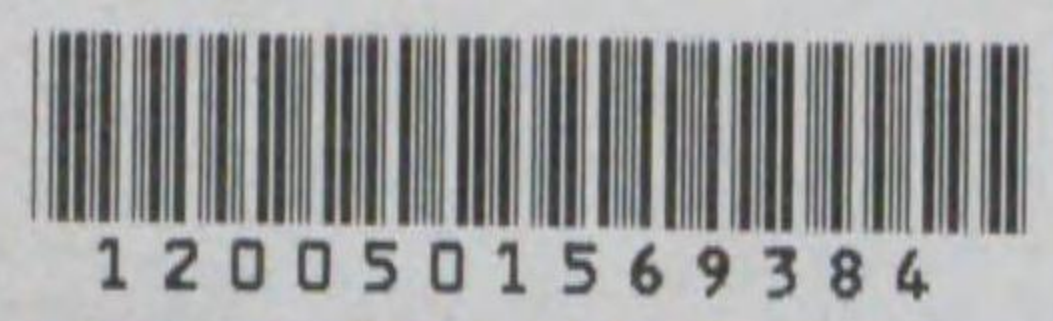


650-60



1200501569384

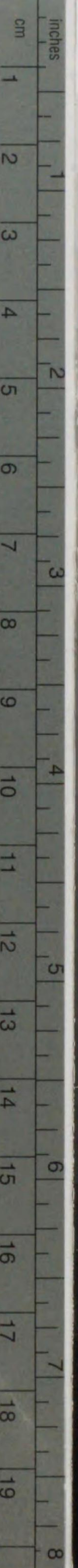


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak


A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue	Cyan	Green	Yellow	Red	Magenta	White	3/Color	Black




650
60

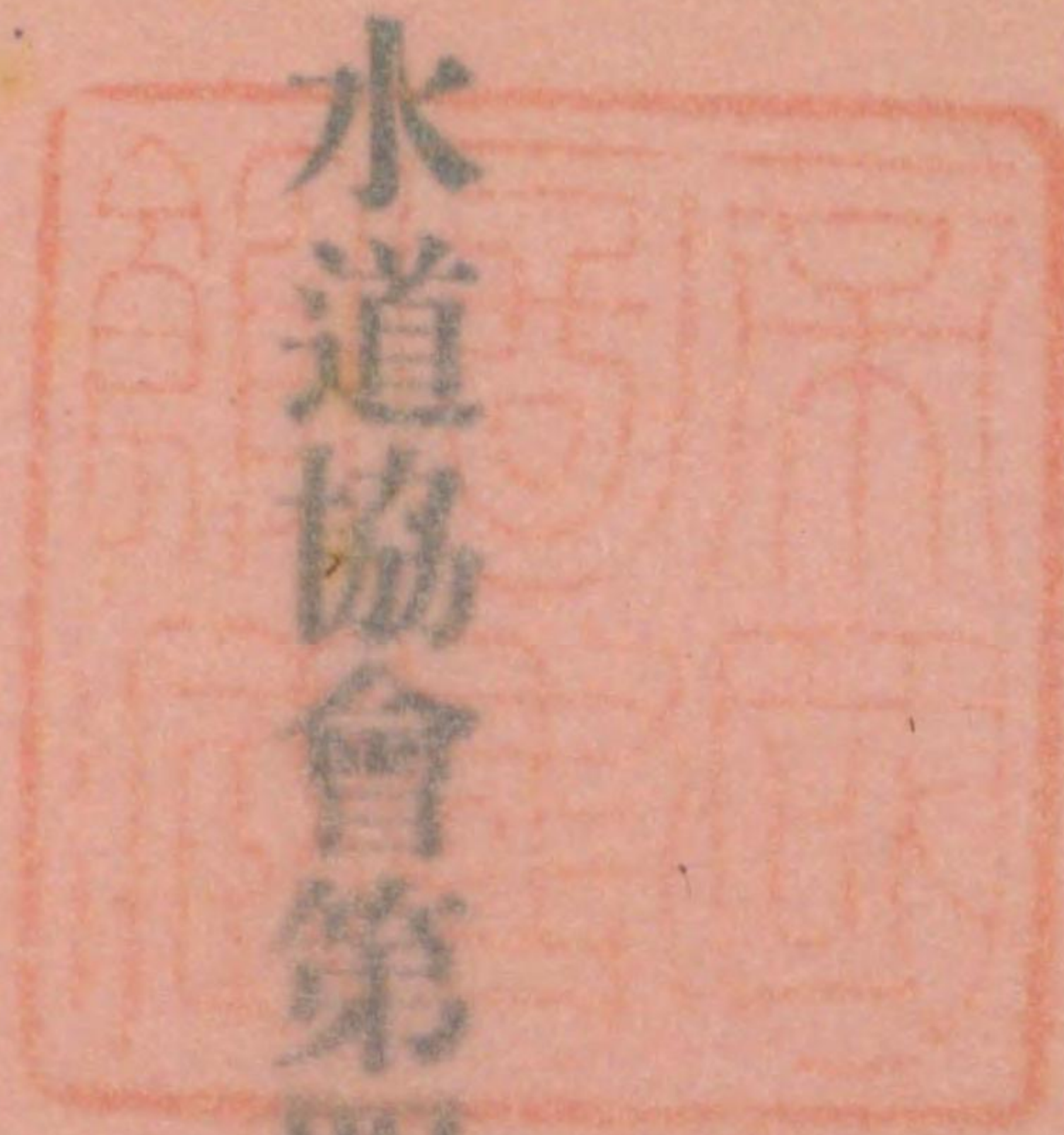
昭和十一年一月

水道協會第四回總會並部會議事錄

開催地 廣 島 市



昭和十一年一月



水道協會第四回總會並部會議事錄

發行所寄贈本



開催地 廣 島 市

昭和十一年一月



水道協會第四回總會並部會議事錄

發行所寄贈本



開催地 廣 島 市



本會副會第四屆聯合會籌備會

中華民國二十一年



昭和十年十一月
水道協會第四回總會記念
於廣島市

5060

第四回總會並部會議事録目次

□ 繪 第四回總會出席者紀念撮影

- 一、總會並部會日程……………(一)
- 一、出席者並議席表……………(四)
- 一、總會上程議案並報告事項議事大要……………(四)
- 一、同上 關係書類……………(一六)
- (一) 第一號議案 昭和九年度水道協會歲入出決算……………(一六)
- (二) 第二號議案 昭和十一年度水道協會歲入出豫算……………(二五)
- (三) 第三號議案 昭和十一年度水道協會鐵管檢查費歲入出豫算……………(三)
- (四) 第四號議案 昭和十一年度定時總會開催地決定の件……………(四)
- (五) 鐵管檢查事業實施經過報告書……………(四)
- (六) 常設調査委員會報告書……………(四)
- イ、本協會に於て水道普及使用料滯納防止等の宣傳用脚本を募集し之を映畫化し
相當使用料を徴して會員に使用せしむるの可否の件 調査報告……………(四)
- ロ、下水試験法制定の件 調査報告……………(四)

二

ハ、水栓類規格改正の件 調査報告……………(六一)

ニ、鉛管規格改正の件 調査報告……………(六三)

一、各部會上程問題並議事大要……………(六四)

(一) 事務部會……………(六四)

(二) 上水工務、下水工務聯合部會……………(六五)

(三) 水道衛生部會……………(六六)

一、議事速記録……………(六七)

(一) 總會(第一日)……………(九一)

(二) 總會(第二日)……………(一一一)

(三) 事務部會……………(一二〇)

(四) 上水工務、下水工務聯合部會……………(一二九)

(五) 水道衛生部會……………(一三六)

第四回總會並部會日程

會場 廣島偕行社

第一日 十一月六日 (水曜日)



自午前九時 至正午 總會 振鈴着席

自正午 至午後一時 開會 市長挨拶

自午後一時 至三時 來賓祝詞 市長報告

正午 晝食 演

自午後三時 廣島市水道に就て 講

一、水道給水管の接地效果並電話加入者保安器の接地に流用の可否に就て

京都帝國大學教授 工學博士 大井清一

自午後三時
至同

視察

原村取水場
牛田町淨水場

— 記念寫真撮影 於淨水場 —

第二日 十一月七日 (木曜日)

自午後三時
至午前九時

部會

振鈴着席

一、開

一、座

一、部會議長決

一、部會議長五

一、部會議長揆

一、議

自午後三時
至同

事

自午後五時
至同

視察

廣島高等工業學校教授

久保進

第三日 十一月八日 (金曜日)

自午前九時
至正午

總會

振鈴着席

一、開

一、議

一、議

一、會

一、次回開催地代表揆

一、閉

自午後四時
至同

視察

己斐調整場
山陽舊跡

比治山舊御便殿
廣島鐵管會社

午後六時 有志懇談會 (於羽田別莊)

大本營跡

第四日 十一月九日 (土曜日)

視察

午前八時電車西廣島驛(己斐町)集合

嚴島神社參拜

午後一時 畫食於岩惣

第四回總會出席者並議席表 (印ハ役員)

正會員

議席番號

水道名

職名

氏名

名

關東支部

一	◎東京市	助役	鷺尾弘準	三〇	◎横濱市	技師	鬼頭平太郎
二		水道局長	原全路	二九	◎横濱市	書記	乘田貞信
三		土木局技師	衣斐清香	二八	◎横濱市	水道局長	酒井弘直
四		水道技師	大野定男	二七	◎横濱市	給水課長	藤田三夫
五		庶務課長	仲田聰治郎	二六	◎横濱市	土木書記	本田熊久
六		業務課長	石原房雄	二五	◎横濱市	工務課長	高橋正久
七		衛生試驗所長	劍持一郎	二四	◎横濱市	水道局技師長	濱本齊雄
八		主事	柴田三郎	二三	◎川崎市	水道局技師	清水富雄
九		技師	西岡義三郎	二二	◎川崎市	水道技師	濱本齊雄
一〇		事務員	西原貫一男	二一	◎川崎市	水道技師	濱本齊雄
一一				二〇	◎川崎市	水道技師	濱本齊雄
一二				一九	◎川崎市	水道技師	濱本齊雄
一三				一八	◎川崎市	水道技師	濱本齊雄
一四				一七	◎川崎市	水道技師	濱本齊雄
一五				一六	◎川崎市	水道技師	濱本齊雄
一六				一五	◎川崎市	水道技師	濱本齊雄
一七				一四	◎川崎市	水道技師	濱本齊雄
一八				一三	◎川崎市	水道技師	濱本齊雄
一九				一二	◎川崎市	水道技師	濱本齊雄
二〇				一一	◎川崎市	水道技師	濱本齊雄
二一				一〇	◎川崎市	水道技師	濱本齊雄
二二				〇九	◎川崎市	水道技師	濱本齊雄
二三				〇八	◎川崎市	水道技師	濱本齊雄
二四				〇七	◎川崎市	水道技師	濱本齊雄
二五				〇六	◎川崎市	水道技師	濱本齊雄
二六				〇五	◎川崎市	水道技師	濱本齊雄
二七				〇四	◎川崎市	水道技師	濱本齊雄
二八				〇三	◎川崎市	水道技師	濱本齊雄
二九				〇二	◎川崎市	水道技師	濱本齊雄
三〇				〇一	◎川崎市	水道技師	濱本齊雄

三〇	◎水戸市	水道課長	宮崎九二生	三〇	◎神奈川縣	水道局技師長	清水富雄
二九		水道課長	中崎俊秀	二九	◎神奈川縣	水道局技師長	濱本齊雄
二八		水道課長	高橋六郎	二八	◎神奈川縣	水道局技師長	濱本齊雄
二七		水道課長	海老澤民之助	二七	◎神奈川縣	水道局技師長	濱本齊雄
二六		水道課長	缺	二六	◎神奈川縣	水道局技師長	濱本齊雄
二五		水道課長	乳井英夫	二五	◎神奈川縣	水道局技師長	濱本齊雄
二四		水道課長	缺	二四	◎神奈川縣	水道局技師長	濱本齊雄
二三		水道課長	長谷川清一	二三	◎神奈川縣	水道局技師長	濱本齊雄
二二		水道課長	齊木逸造	二二	◎神奈川縣	水道局技師長	濱本齊雄
二一		水道課長	飯島新	二一	◎神奈川縣	水道局技師長	濱本齊雄
二〇		水道課長	木島繁	二〇	◎神奈川縣	水道局技師長	濱本齊雄
一九		水道課長	小野威	一九	◎神奈川縣	水道局技師長	濱本齊雄
一八		水道課長	椎橋孝治	一八	◎神奈川縣	水道局技師長	濱本齊雄
一七		水道課長	木村武雄	一七	◎神奈川縣	水道局技師長	濱本齊雄
一六		水道課長	士光郁文	一六	◎神奈川縣	水道局技師長	濱本齊雄
一五		水道課長	長尾半平	一五	◎神奈川縣	水道局技師長	濱本齊雄
一四		水道課長	尾形福平	一四	◎神奈川縣	水道局技師長	濱本齊雄
一三		水道課長	木澤福七	一三	◎神奈川縣	水道局技師長	濱本齊雄
一二		水道課長	仙波亥七	一二	◎神奈川縣	水道局技師長	濱本齊雄
一一		水道課長	島崎孝彦	一一	◎神奈川縣	水道局技師長	濱本齊雄
一〇		水道課長	鈴木義一	一〇	◎神奈川縣	水道局技師長	濱本齊雄
〇九		水道課長		〇九	◎神奈川縣	水道局技師長	濱本齊雄
〇八		水道課長		〇八	◎神奈川縣	水道局技師長	濱本齊雄
〇七		水道課長		〇七	◎神奈川縣	水道局技師長	濱本齊雄
〇六		水道課長		〇六	◎神奈川縣	水道局技師長	濱本齊雄
〇五		水道課長		〇五	◎神奈川縣	水道局技師長	濱本齊雄
〇四		水道課長		〇四	◎神奈川縣	水道局技師長	濱本齊雄
〇三		水道課長		〇三	◎神奈川縣	水道局技師長	濱本齊雄
〇二		水道課長		〇二	◎神奈川縣	水道局技師長	濱本齊雄
〇一		水道課長		〇一	◎神奈川縣	水道局技師長	濱本齊雄

四	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
◎松	長	小	金	福	熱	清	濱			◎靜		◎岐	上	富	桑				
本	野	松	澤	井	海	水	松			岡		阜	野	洲	名				
市	市	町	市	市	町	市	市			市		市	町	町	町				

助書	技	電	技	水		水	助	技	同	技	水	下	助	書	水				助
役記	師	氣	手	道		道	課	役手		師	道	道	課	役記	課				役
	局長	水道	局長	局長		局長	局長				局長	局長							

赤	石	缺	細	尾	遠	吉	缺	缺	宮	佐	今	岡	根	望	喜	古	上	安	缺	缺	缺	奥
羽	坂		井	山	山	田			崎	藤	本	本	本	月	多	村	野	部				山
九	尙		次	次	義	捨			太	繁	一	正	之	秀	川	三	積	三				末
市	衛		郎	作	男	吉			郎	一	晋	介		作	一	郎	次	郎				次

一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
◎秋			酒	鶴	山	五			青	平	郡	若	長		◎仙							
田			田	岡	形	所			森	山	松	岡	濁		臺							
市			市	市	市	原			市	町	市	市	市		市							

東 北 支

書	市	同	水	書	技	庶	水	書	助	助	同	調	水	助	技	水	技	水	事	電		部
記	長		委	員	記	務	課	記	役	役	員	員	課	長	手	手	手	課	部	部		
			員		師	主任	長		長		水	水										

熊	鈴	水	青	原	田	小	旅	石	工	齋	奈	對	工	酒	缺	田	飯	久	入	桑		
谷	木	越	塚	田	原	松	河	塚	藤	藤	良	島	藤	井	中	島	保	野	原	政		
敬	安	德	恒	藤	茂	幸	孫	定	真	匡	源	圓	敬	寅	竹	一	寬	勝	次			
吉	孝	太	治	一	良	次	六	七	次	則	藏	郎	一	之	雄	郎						

九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
◎和	大		奈	住		垂	洲	小	高		西		明									
歌	津		良	吉		水	本	田	砂		宮		石									
山	市		市	村		町	町	村	町		市		市									

助技	水	技	書	技	水	村	水	技	町	技	村	技	書	水	助	土	水	助				
役師	道	手	記	師	道	長	技	師	長	代理	師	長	記	道	課	木	道	役				
	課	師	手	長		手				助	手			長	役	課	課	長				

五	佐	三	中	松	川	吉	横	缺	細	缺	河	衣	長	太	岩	缺	絹	松	松	荒	木	西
十	伯	浦	村	川	崎	田	田		野		內	笠	澤	田	崎		卷	田	尾	川	島	田
嵐	發	喜	源	利	治	政	政		昶		清	三	達	照	誠		寅	尾	敦	敦	精	唯
吉	二	藏	七	太	吉	登	郎		治		彦				一		太	治	二	二	一	市

二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
四			◎津	半		一	岡		豐		◎名											
日			市	田		宮	崎		橋		古											
市			市	町		市	市		市		屋											

東 海 支

技	主	土	水	市	技	下	水	水	同	技	技	庶	水	水	技	水	書	技				部
手	事	木	道	道	水	水	道	道	師	師	務	道	道	道	部	道	道	師				
		課	課	課	課	課	課	課			課	部	部	部	部	課	課	記				

齊	內	缺	太	齋	堀	横	小	足	石	榛	本	缺	堀	池		齋	佐	坂	城			
木	山		田	藤	川	江	野	立	井	葉	田		々	田		藤	藤	田	口			
慶	猛		竹	義	美	新	寺	藤	多	質	一		木	篤		島	又	一	甚			
太	雄		次	弘	哉	三	寶	一	三	郎	郎		德	三		太	平	元	次			

中國支部

一四	吳市	第一助役	宮原幸三郎
一五	大谷榮助	土木課長	大谷榮助
一六	藤澤慶次	水道課長	藤澤慶次
一六ノ二	小林孫一	主事	小林孫一
一六ノ三	由比周吉	技師	由比周吉
一七	近藤美進	書記	近藤美進
一八	和泉孫一	技師	和泉孫一
一九	奧山源三郎	水道課長	奧山源三郎
二〇	中島佐吉	水道課長	中島佐吉
二一	中野有光	水道課長	中野有光
二二	松本篤衛	水道課長	松本篤衛
二三	宰藤英秋	理化試驗所長	宰藤英秋
二四	安藤千壽	理化試驗所長	安藤千壽
二五	岩佐定壽	土木水道課長	岩佐定壽
二六	栗山巳紀雄	書記	栗山巳紀雄
二七	山本月見	水道課長	山本月見
二八	大谷元豐	水道課長	大谷元豐
二九	中山常作	書記	中山常作
三〇	金井德松	書記	金井德松
三一	松井德松	書記	松井德松
三二	岡太學	助役	岡太學
三三	伊藤半太郎	土木部長	伊藤半太郎
三四	今中權六	水道部長	今中權六
三五	瀧澤捨雄	水道部長	瀧澤捨雄
三六	海野照治	土木部長	海野照治
三七	天野照治	衛生試驗所長	天野照治
三八	立野一	主事	立野一
三九	服部宣元	技師	服部宣元
四〇	中村寛治	同	中村寛治
四一	吉田喜一	同	吉田喜一
四二	藤岡良一	同	藤岡良一
四三	下村健三	同	下村健三
四四	今井健三	同	今井健三
四五	田中辰雄	同	田中辰雄
四六	寺西正雄	同	寺西正雄
四七	橋本克太	同	橋本克太
四八	横山孟	同	横山孟
四九	保田庄一	同	保田庄一
五〇	缺	同	缺
五一	西本壽一	同	西本壽一
五二	角和雄	同	角和雄

九州支部

一	加戸一郎治	書記	加戸一郎治
二	中村嘉米三	水道課長	中村嘉米三
三	西村俊式	書記	西村俊式
四	缺	水道課長	缺
五	缺	水道課長	缺
六	楠城嘉一	水道課長	楠城嘉一
七	佐竹吉二	水道課長	佐竹吉二
八	乾敏彦	水道課長	乾敏彦
九	津村信行	水道課長	津村信行
一〇	西尾常彦	水道課長	西尾常彦
一一	小林鴻策	水道課長	小林鴻策
一二	石倉俊寛	水道課長	石倉俊寛
一三	吉田弘道	水道課長	吉田弘道
一四	富家良廣	水道課長	富家良廣
一五	中澤左膳	水道課長	中澤左膳
一六	大石良輔	水道課長	大石良輔
一七	岩田淺太郎	水道課長	岩田淺太郎
一八	山本廣治	水道課長	山本廣治
一九	尾崎廣治	水道課長	尾崎廣治
二〇	平井勝太郎	水道課長	平井勝太郎
二一	井上久吉	水道課長	井上久吉
二二	吉田音五郎	水道課長	吉田音五郎
二三	岡幹輔	技師	岡幹輔
二四	波多江豐太	書記	波多江豐太
二五	鹿毛萬三	書記	鹿毛萬三
二六	山口岩雄	書記	山口岩雄
二七	青沼岩次郎	技師	青沼岩次郎
二八	笠上悟	水道課長	笠上悟
二九	野上茂	水道課長	野上茂
三〇	水野鋼太郎	水道課長	水野鋼太郎
三一	清水乙吉	水道課長	清水乙吉
三二	立山辰雄	水道課長	立山辰雄
三三	藤村彦九郎	水道課長	藤村彦九郎
三四	小川八二	水道課長	小川八二
三五	吉田清	水道課長	吉田清
三六	大寺廣	水道課長	大寺廣
三七	鍵本義親	水道課長	鍵本義親
三八	河野眞一	水道課長	河野眞一
三九	鶴野俊太郎	水道課長	鶴野俊太郎
四〇	中島重雄	水道課長	中島重雄

關西支部

池田江東男

九州支部

前濱百太郎

關西支部

海野松男

贊助員

浦上宗次

關西支部

大野定吉

贊助員

西田精

關西支部

行徳直誠

贊助員

西田精

關西支部

熊代正一

贊助員

西田精

關西支部

小磯五郎

贊助員

西田精

關西支部

佐伯茂

贊助員

西田精

關西支部

會家長二郎

贊助員

西田精

關西支部

田中勘七

贊助員

西田精

關西支部

高梨憲治

贊助員

西田精

關西支部

前島孫太郎

贊助員

西田精

關西支部

竹內理一

贊助員

西田精

關西支部

高木義一

贊助員

西田精

水道協會本部

主任 三位 甚造
檢査員 八島 正明
同 村 雅正
技師 清川 雅衛
書記 秋山 忠治
囑託 安川 勝太郎

來賓

事務官 谷口 松雄
技師 河口 協介
同 野邊 地慶三
屬 塚原 政繁
東京衛生試驗所 技師 石尾 正文
軍醫總監 小泉 親彦
三等軍醫正 堀口 修輔
一等軍醫 石川 文雄
技師 柳井 平八

陸軍省

內務省

廣島遞信局
廣島高等工業學校
廣島市

第五師團
陸軍運輸部
吳海軍

海軍省
京都帝國大學
九州帝國大學
北海道帝國大學
日本大學
水道研究會
東京市
遞信省
廣島縣

藥劑少佐 高尾亮次郎
教授 大井清一
教授 西田精
教授 倉塚良夫
教授 茂庭忠次郎
理事 井上秀二
囑託 小川織三
技師 笠井 完
知事 鈴木 敬一
土木部長 長谷川勝伍
土木課長 武廣類介
經理部長 丸木 彰造
經理部長 松田 卷平
部長 白石 誠夫
建築部長 前原 重晴
建築部技師 岡田 松三郎
藥劑大尉 垂水 順吉
技師 齋藤 正一
教授 久保 進
前市長 田部 正莊
市會議長 松坂 義正
市會副議長 甲口 亮三

中國支部

今村實三

廣島鐵管工業株式會社

安川勝太郎 八島明 檜垣萬次郎 土井彌一 高木義一 竹內理一 前島孫太郎 高梨憲治 缺 田中勘七 會家長二郎 佐伯茂 小磯五郎 熊代正一 行徳直誠 大野定吉 海野松男 池田江東男

贊助員

株式會社蘆田工業所
株式會社大阪機械工作所
合資會社栗本鐵工所
神鋼商會
株式會社隅田川精鐵所
帝國ニユーヒューム鋼管株式會社
日本鑄鐵管合資會社
日本エタニツトパイプ株式會社
日本鋼管株式會社
濱崎建物附帶工務店
日ノ出商會
廣島鐵管工業株式會社

第四回總會議案並報告事項議事概要

會長提出議案並報告事項

問	題	議事大要	速記録頁
(一)	昭和九年度水道協會歲入出決算 別掲會長提出第一號議案參照	會長報告通り承認確定	一〇三
(二)	昭和十一年度水道協會歲入出豫算 別掲會長提出第二號議案參照	會長提出通り可決確定	一一〇五
(三)	昭和十一年度水道協會鐵管檢查費歲入出豫算 別掲會長提出第三號議案參照	會長提出通り可決確定	一一〇八
(四)	昭和十一年度定時總會開催地決定の件	仙臺市に決定	一一一
(五)	一般會務の報告	大野主事報告	九五
(六)	鐵管檢查實施經過報告 別掲報告書參照	三位主事報告	九八
(七)	常設調査委員會經過報告	原常設調査委員長報告	九九

緊急動議に依る議案

問	題	議事大要	速記録頁
(一)	上下水道國庫補助に關する上申の件	内務、大藏兩大臣に陳情することに決定	一一〇
(二)	本協會に於て水道普及、使用料滯納防止等の宣傳脚本を募集し之を映畫化し相當使用料を徴して會員に使用せしむるの可否の件 常設調査委員長報告	部會決定の通り即ち本會に於て脚本募集及之が映畫化を實行することに決定	一二三
(三)	水道協會専用事務所設置の件	第一部會決定通り昭和十一年度より設置すること、設置に必要な費用は會長に於て適當に豫算を編成し理事會に諮つて決定することに議決	一二三
(四)	下水試験法制定の件 別掲常設調査委員長報告書參照	第四部會決定通り本會協定法となすことに議決	一二三
(五)	水栓類規格改正の件 別掲常設調査委員長報告書參照	第二、三部會決定通り即ち常設調査委員會報告の通り改正することに議決	一二七
(六)	鉛管規格改正の件 別掲常設調査委員長報告書參照	同前	一二七

第四回總會上程議案並報告事項關係書類

(一) 第一號議案 昭和九年度水道協會歲入出決算

歲入
 一金四萬參千四百參拾九圓九拾參錢
 一金參萬七千五百六拾四圓拾錢
 一金六百六拾貳圓五拾錢
 合計參萬八千貳百貳拾六圓六拾錢
 歲入出差引
 殘金五千貳百拾參圓參拾參錢
 內 譯
 金五千貳百拾參圓參拾參錢

歲入 決算 高
 經常部 決算 高
 臨時部 決算 高
 基本金 = 編入

昭和九年度水道協會歲入出決算

(△印ハ不足ヲ示ス)

科 目	款項 種 目	當初豫算額 追加更正豫 算額	豫算現額	調定濟額	收入濟額	不損額納	未收濟額入	豫算現額ニ 比シ收入濟 額ノ差	附 記
一 會費及入會金	一 會費收入	二六、五三〇〇〇	二六、五三〇〇〇	二六、五三〇〇〇	二六、五三〇〇〇	〇	二九八〇〇	一、五三三六六	種別及豫算 決算箇數 豫算單位 決算金額
	一 正會員會費	二四、六三〇〇〇	二四、六三〇〇〇	二四、六三〇〇〇	二四、六三〇〇〇	〇	二〇〇〇〇	二、四一九六六	本項ノ超過セシハ未納正會員二箇所特別 員七名アリタルモ正會員入會六箇所アリタルト 増收アリタルニ因ル
	二 特別會員 會費收入	一、九〇〇〇〇	一、九〇〇〇〇	一、九〇〇〇〇	一、九〇〇〇〇	〇	四八〇〇〇	四九六〇〇	本項ノ不足セシハ正會員入會金未納一箇所 アリタルト入會豫定迄アラザリシニ因ル
	二 入會金收入	六五〇〇〇	六五〇〇〇	六五〇〇〇	六五〇〇〇	〇	五〇〇〇〇	三六〇〇〇	本項ノ不足セシハ正會員入會金未納一箇所 アリタルト入會豫定迄アラザリシニ因ル
	一 正會員 入會金收入	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇	〇	五〇〇〇〇	二五〇〇〇	
	二 特別會員 入會金收入	一五〇〇〇	一五〇〇〇	一五〇〇〇	一五〇〇〇	〇	〇	一一〇〇〇	
二 寄 附 金	一 寄 附 金	五、〇〇〇〇〇	五、〇〇〇〇〇	五、〇〇〇〇〇	五、〇〇〇〇〇	〇	〇	三、二〇〇〇〇	本項ノ不足セシハ贊助員申込豫定迄アラザリシニ 因ル
	一 贊助員 附金	五、〇〇〇〇〇	五、〇〇〇〇〇	五、〇〇〇〇〇	五、〇〇〇〇〇	〇	〇	三、二〇〇〇〇	
三 雜、收 入	一 利子收入	七、五四〇〇〇	七、五四〇〇〇	七、五四〇〇〇	七、五四〇〇〇	〇	一九八〇〇	三、六五七五五	第二回總會議決
	一 預金利子 收入	七、五四〇〇〇	七、五四〇〇〇	七、五四〇〇〇	七、五四〇〇〇	〇	〇	二五七七七	本項ノ増加セシハ收入増加ニ伴ヒ定期預金ノ増加シ タルニ因ル
	二 廣告料收入	六、〇〇〇〇〇	六、〇〇〇〇〇	六、〇〇〇〇〇	六、〇〇〇〇〇	〇	一九八〇〇	一、七四三二五	本項ノ増加セシハ未納一箇所アリタルモ廣告申込豫 定以上アリタルニ因ル
	一 機關雜誌 廣告料收入	六、〇〇〇〇〇	六、〇〇〇〇〇	六、〇〇〇〇〇	六、〇〇〇〇〇	〇	一九八〇〇	一、七四三二五	本項ノ増加セシハ出版物費配付豫定以上アリタル ニ因ル
	三 出版物收入	八、一五〇〇〇	八、一五〇〇〇	八、一五〇〇〇	八、一五〇〇〇	〇	〇	一、八五一六六	
	一 機關雜誌 配付收入	六、〇〇〇〇〇	六、〇〇〇〇〇	六、〇〇〇〇〇	六、〇〇〇〇〇	〇	〇	三三三三三	

科 目	款項 種 目	當初豫算額 追加更正豫 算額	豫算現額	調定濟額	收入濟額	不損額納	未收濟額入	豫算現額ニ 比シ收入濟 額ノ差	附 記
一 會費及入會金	一 會費收入	二六、五三〇〇〇	二六、五三〇〇〇	二六、五三〇〇〇	二六、五三〇〇〇	〇	二九八〇〇	一、五三三六六	種別及豫算 決算箇數 豫算單位 決算金額
	一 正會員會費	二四、六三〇〇〇	二四、六三〇〇〇	二四、六三〇〇〇	二四、六三〇〇〇	〇	二〇〇〇〇	二、四一九六六	本項ノ超過セシハ未納正會員二箇所特別 員七名アリタルモ正會員入會六箇所アリタルト 増收アリタルニ因ル
	二 特別會員 會費收入	一、九〇〇〇〇	一、九〇〇〇〇	一、九〇〇〇〇	一、九〇〇〇〇	〇	四八〇〇〇	四九六〇〇	本項ノ不足セシハ正會員入會金未納一箇所 アリタルト入會豫定迄アラザリシニ因ル
	二 入會金收入	六五〇〇〇	六五〇〇〇	六五〇〇〇	六五〇〇〇	〇	五〇〇〇〇	三六〇〇〇	本項ノ不足セシハ正會員入會金未納一箇所 アリタルト入會豫定迄アラザリシニ因ル
	一 正會員 入會金收入	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇	〇	五〇〇〇〇	二五〇〇〇	
	二 特別會員 入會金收入	一五〇〇〇	一五〇〇〇	一五〇〇〇	一五〇〇〇	〇	〇	一一〇〇〇	
二 寄 附 金	一 寄 附 金	五、〇〇〇〇〇	五、〇〇〇〇〇	五、〇〇〇〇〇	五、〇〇〇〇〇	〇	〇	三、二〇〇〇〇	本項ノ不足セシハ贊助員申込豫定迄アラザリシニ 因ル
	一 贊助員 附金	五、〇〇〇〇〇	五、〇〇〇〇〇	五、〇〇〇〇〇	五、〇〇〇〇〇	〇	〇	三、二〇〇〇〇	
三 雜、收 入	一 利子收入	七、五四〇〇〇	七、五四〇〇〇	七、五四〇〇〇	七、五四〇〇〇	〇	一九八〇〇	三、六五七五五	第二回總會議決
	一 預金利子 收入	七、五四〇〇〇	七、五四〇〇〇	七、五四〇〇〇	七、五四〇〇〇	〇	〇	二五七七七	本項ノ増加セシハ收入増加ニ伴ヒ定期預金ノ増加シ タルニ因ル
	二 廣告料收入	六、〇〇〇〇〇	六、〇〇〇〇〇	六、〇〇〇〇〇	六、〇〇〇〇〇	〇	一九八〇〇	一、七四三二五	本項ノ増加セシハ未納一箇所アリタルモ廣告申込豫 定以上アリタルニ因ル
	一 機關雜誌 廣告料收入	六、〇〇〇〇〇	六、〇〇〇〇〇	六、〇〇〇〇〇	六、〇〇〇〇〇	〇	一九八〇〇	一、七四三二五	本項ノ増加セシハ出版物費配付豫定以上アリタル ニ因ル
	三 出版物收入	八、一五〇〇〇	八、一五〇〇〇	八、一五〇〇〇	八、一五〇〇〇	〇	〇	一、八五一六六	
	一 機關雜誌 配付收入	六、〇〇〇〇〇	六、〇〇〇〇〇	六、〇〇〇〇〇	六、〇〇〇〇〇	〇	〇	三三三三三	

歳入合計	五線入金		四線越金		三線		二線		一線	
	一積立金繰入	一積立金繰入	一前年度繰越金	一前年度繰越金	一前年度繰越金	一前年度繰越金	一前年度繰越金	一前年度繰越金	一前年度繰越金	一前年度繰越金
40,918.72	5,000.00	5,000.00	1,826.72	1,826.72	1,826.72	1,826.72	1,826.72	1,826.72	1,826.72	1,826.72
41,418.72	5,000.00	5,000.00	1,826.72	1,826.72	1,826.72	1,826.72	1,826.72	1,826.72	1,826.72	1,826.72
43,935.93	5,000.00	5,000.00	1,826.72	1,826.72	1,826.72	1,826.72	1,826.72	1,826.72	1,826.72	1,826.72
43,435.93	5,000.00	5,000.00	1,826.72	1,826.72	1,826.72	1,826.72	1,826.72	1,826.72	1,826.72	1,826.72
49,600.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
21,011.21	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

歳出 經常部

△印ハ減額ヲ示ス

款項種目	算額	追加更正	豫備費支出	豫算現額	支出済額	豫算現額ニシテ支出額ノ差	前年度繰越額	不用額	附記
一 事務費	27,110.00	1,000.00	1,287.21	29,402.79	28,553.95	848.84	0.00	848.84	第二回總會、第三回總會議決
一給料	9,110.00	0.00	0.00	9,110.00	8,659.77	514.03	0.00	514.03	本項ニ於テ殘額ヲ生ゼシハ第二目ニ於テ豫定迄要セザリシニ因ル
一主事給	2,400.00	0.00	0.00	2,400.00	2,400.00	0.00	0.00	0.00	
二書記雇給	6,700.00	0.00	0.00	6,700.00	6,105.97	514.03	0.00	514.03	書記雇十二箇月八人平均七圓八角
二雜給	3,150.00	0.00	0.00	3,150.00	2,900.00	234.92	0.00	234.92	本項ニ於テ殘額ヲ生ゼシハ第一目ニ於テ豫定迄要セザリシニ因ル
一手當	3,046.00	0.00	247.00	2,799.00	2,663.88	234.92	0.00	234.92	筆生
二旅費並舟車賃	890.00	0.00	0.00	890.00	890.00	0.00	0.00	0.00	
三需用費	10,863.00	0.00	927.90	11,790.90	11,790.90	0.00	0.00	0.00	
一備用品	2,580.00	0.00	70.21	2,650.21	2,650.21	0.00	0.00	0.00	
二圖書費	1,000.00	0.00	0.00	1,000.00	1,000.00	0.00	0.00	0.00	
三郵送及	9,550.00	0.00	0.00	9,550.00	9,550.00	0.00	0.00	0.00	
四印刷費	1,016.72	0.00	2,333.90	3,350.62	3,350.62	0.00	0.00	0.00	
四調査費	2,444.00	0.00	0.00	2,444.00	2,349.47	94.53	0.00	94.53	本項ニ於テ殘額ヲ生ゼシハ第二目ニ於テ豫定迄要セザリシニ因ル

科目	款項	種目	臨時部		附記
			一 豫備費	二 豫備費	
經常部計	一 豫備費	一、三、四〇〇〇〇	〇	一、三、四〇〇〇〇	本項ヨリ左ノ通り充當セリ 第一款 事務費 一、二、八八七二
臨時部計	一 豫備費	一、二、八八七二	〇	一、二、八八七二	
合計		三、九、〇九二〇〇	〇	三、九、〇九二〇〇	
		一、〇、二、六二七	〇	一、〇、二、六二七	
		四、〇、一、八七二	〇	四、〇、一、八七二	

歳出

臨時部

(△印ハ減額ヲ示ス)

科目	款項	種目	本年過速支出額	臨時部		附記
				一 事務費	二 旅費	
濾過速度調査費	一 事務費	〇	八〇〇〇〇	〇	〇	本項ノ繰上リ生ゼシハ各日共豫定ノ支出ヲ要セザリ シニ由ル
				〇	〇	
一 印刷費	一 印刷費	〇	五〇〇〇〇	〇	〇	〇
				〇	〇	
二 旅費	二 旅費	〇	一〇〇〇〇	〇	〇	〇
				〇	〇	
合計			八〇〇〇〇	〇	〇	

科目	款項	種目	本年過速支出額	臨時部		附記
				一 事務費	二 旅費	
濾過速度調査費	一 事務費	〇	八〇〇〇〇	〇	〇	本項ノ繰上リ生ゼシハ各日共豫定ノ支出ヲ要セザリ シニ由ル
				〇	〇	
一 印刷費	一 印刷費	〇	五〇〇〇〇	〇	〇	〇
				〇	〇	
二 旅費	二 旅費	〇	一〇〇〇〇	〇	〇	〇
				〇	〇	
合計			八〇〇〇〇	〇	〇	

昭和十年十一月六日提出

(参考)

水道協會財産目録

水道協會長 牛塚 虎太郎

昭和十年三月三十一日現在

預金
定期預金
内 基本金
特別當座預金

有價證券 (帝國五分利公債) 一、〇〇〇圓〇〇
 備用 (オールスチールA) 二、二四二圓五七
 印刷 (號金庫外十八點) 五、七五七圓二四
 消耗品 (水道統計第一號) 一二四圓二〇
 未收 (外四十五點) 五三二圓〇〇
 品 (郵便書外十五點) 三三四圓〇〇
 內會費收入 一九八圓〇〇
 廣告料 三八、〇五七圓〇九
 合計 (參考)

昭和九年度水道協會基本金收支決算書

一金貳萬參千六百八拾七圓七拾五錢
 一金五百圓也
 收支差引殘金 貳萬參千壹百八拾七圓七拾五錢 (翌年度へ繰越 (銀行預金))
 支 出
 收 入
 支 出
 高 高

區分	金額	摘要
前年度繰越金	二二、八五七 ^四 六一〇	
本年度積立金	一〇、八三〇一四〇	昭和八年度剩餘金
計	二三、六八七 ^四 七五〇	

區分	金額	摘要
繰入金	五〇〇〇〇〇	昭和九年度歳入第五款第一項へ繰入

(二) 第二號議案 昭和十一年度水道協會歳入出豫算

歳入 歳入 總高
 一金四萬四千圓也
 歳入 歳入 總高
 一金四萬四千圓也
 歳出 歳出 總高
 差引殘金ナシ

昭和十一年度水道協會歳入出豫算說明

(△印ハ減額ヲ示ス)

豫算	種目	本年度豫算額	前年度豫算額	増減	附	明
一會費收入	一會費收入	元、六六 ^四	元、六六 ^四	元、〇〇	種別及箇數	單位金額
一會費收入	一會費收入	元、六六 ^四	元、〇〇	六六 ^四		

二部會費	一總會費						四會議費													
	二,二五〇						四,八〇〇													
	六雜費	五速記料	四諸手當	三印刷費	二消耗品費	一會議費	三東海支部	四東北支部	五中國支部	六九州支部	七北海道支部	八臺灣支部	九朝鮮支部	十滿洲支部						
	100	80	200	900	100	950	830	580	620	860	210	330	660	330	4,800	2,350				
	100	80	200	100	100	1,160	830	570	580	820	210	330	700	330	4,640	1,760				
	0	0	0	800	0	210	0	20	40	40	10	0	40	0	16	590				

三交付金	二調查費			三需用費				
	三,〇〇〇			一,六〇〇				
一交付金	一報酬	二集會費	一雜費	四印刷費	三通信及郵送費	二圖書費	一備品消耗品費	二旅費並舟車馬賃
六,〇〇〇	2,400	600	594	150	1,010	100	330	552
六,〇〇〇	2,400	600	594	0	1,010	100	330	722
六,〇〇〇	0	0	1,550	3,994	967	100	334	722
六,〇〇〇	0	0	1,550	3,994	967	100	334	722
六,〇〇〇	0	0	956	3,994	53	0	4	169
六,〇〇〇	2,400	600	956	3,994	53	0	4	169
六,〇〇〇	2,400	600	956	3,994	53	0	4	169
六,〇〇〇	2,400	600	956	3,994	53	0	4	169

一 豫備費	二 豫備費	一 給料				二 雜給				三 需用費				四 諸費			
七、五〇〇	七、五〇〇	五、〇八五	四、九二〇	六、一七五	三、三二九	一、五九六	七、三三三	五、二二八	八、五〇五	三、二七七	二、〇三六	二、三三九	二、〇三六	二、三三九	二、〇三六		
書記月給	二名	九〇圓	二、一六〇	囑託	給仕 三五日 二名	三六五	九、八六四	圖	四〇〇	備品	二九三	印刷	一、〇〇〇	試驗費	一、〇〇〇	雜費	一、〇三六
檢查員補月給	一七名	一〇〇圓	二〇、四〇〇	特別手當	特別手當	四、二〇〇	四、二〇〇	通信運搬	一、四一〇	消耗品	二、二二五	印刷	一、〇〇〇	試驗費	一、〇〇〇	雜費	一、〇三六
檢查員年俸	五名	二、三〇〇圓	一、一五〇〇	旅費並舟車馬賃	旅費並舟車馬賃	三、六〇〇	三、六〇〇	圖	四〇〇	備品	二九三	印刷	一、〇〇〇	試驗費	一、〇〇〇	雜費	一、〇三六
檢查監督年俸	二名	五、〇〇〇圓	一〇、〇〇〇	給仕	給仕 三五日 二名	三六五	九、八六四	圖	四〇〇	備品	二九三	印刷	一、〇〇〇	試驗費	一、〇〇〇	雜費	一、〇三六
技師年俸	一名	一、八〇〇圓	一、八〇〇	囑託	囑託	三五	三五	通信運搬	一、四一〇	消耗品	二、二二五	印刷	一、〇〇〇	試驗費	一、〇〇〇	雜費	一、〇三六

科	目	項	目	豫算額	種	目	本年	前	增	減	附	單	位	金	記	額
一	鐵管	檢	查	費	八六、五〇〇	八六、五〇〇	八六、五〇〇	七六、五七〇	一〇、〇一〇		種別及箇數	單	位	金	記	額
				八六、五〇〇			八六、五〇〇	七六、五七〇	一〇、〇一〇		檢查監督年俸	二名	五、〇〇〇圓			一〇、〇〇〇
				八六、五〇〇			八六、五〇〇	七六、五七〇	一〇、〇一〇		檢查員年俸	五名	二、三〇〇圓			一一、五〇〇
				八六、五〇〇			八六、五〇〇	七六、五七〇	一〇、〇一〇		技師年俸	一名	一、八〇〇圓			一、八〇〇

歲入合計	一 雜入	二 雜收入	一 檢查手數料	二 證明手數料	九四、〇〇〇	八〇、二〇〇	三、三八〇	直管 六四、〇〇〇 艘	異形管 四、〇〇〇 艘	辨類其他 五、〇〇〇 個	一圓	二圓	三圓	五圓	十、〇〇〇
九四、〇八〇	三〇	三〇	三〇	三〇	九四、〇〇〇	八〇、二〇〇	三、三八〇	直管 六四、〇〇〇 艘	異形管 四、〇〇〇 艘	辨類其他 五、〇〇〇 個	一圓	二圓	三圓	五圓	十、〇〇〇

歳出	九四、〇〇〇	一豫備費	七、五〇〇	三、六〇〇	三、八七〇
合計	九四、〇〇〇		九四、〇〇〇	一〇、一〇〇	一三、八八〇

昭和十年十一月六日提出

水道協會長
東京市長 牛塚虎太郎

(四) 第四號議案 昭和十一年度定時總會開催地決定ノ件

本會細則第十一條ニ據リ昭和十一年度定時總會開催地決定スルモノトス
昭和十年十一月六日提出

水道協會長
東京市長 牛塚虎太郎

(五) 鐵管検査事業實施經過報告

一、昭和九年十一月横濱市に開催の水道協會第三回總會に於て、(一)水道協會の直營事業として鐵管検査を行ふこと(二)水道用鐵管は水道協會の検査合格證明あるものを使用すること(三)試験、検査は主として製造工場検査とすること、但し需用者より要求ありたる場合は委託検査を行ふことを決定し、水道用鐵管及屬具検査規程、検査員の任免及服務規程案は原案の通り可決せられ、水道用鐵管及屬具検査收支概算を目標として豫算の編成其の他實行方法を會長に一任し、會長は理事會に諮りて適當の處置を爲すことに議決せり。理事會は協議の結果更に之を常任理事會に委任せり。

二、爾來本會は鐵管検査準備委員會を設け實施に關する各般の調査審議を重ね、又東京、大阪、京都、名古屋、横濱及神戸各市水道當局援助の下に萬端の準備を進め、昭和十年一月十四日東京及大阪地方の鐵管及屬具工場より各代表者を集めて検査開始に關する諸打合を爲す等諸準備に數箇月を費して萬全を期したるが、鑄鐵製直管及異形管に關する検査準備調ひ、水道用鑄鐵管及高級鑄鐵管検査心得の制定を見、五月十七、十八の兩日に亘り常任理事會を開催して、(一)水道用鑄鐵管及高級鑄鐵管検査手数料に關する件(二)水道用鑄鐵管及高級鑄鐵管検査證明手数料に關する件(三)昭和十年度水道協會鐵管検査費歳入歳出豫算に關する件(四)水道用鐵管及屬具検査契約書案を附議し之が決定を見たり。即ち左の如し

水道用鑄鐵管及高級鑄鐵管検査手数料ニ關スル件

(昭和十年五月十八日常任理事會議決)

水道用鑄鐵管ノ検査手数料ハ直管一連ニ付一圓異形管一連ニ付五圓ノ割合ニテ管一個毎ノ重量ニ依リ計算シ錢位未滿ハ總テ之ヲ錢位ニ切上ク但會長ニ於テ特ニ費用ヲ要スト認メタルトキハ検査手数料ノ外ニ其ノ費用ヲ徴收スルコトアルヘシ
管ノ重量ハ本會規格ニ依ルモノハ規格重量ニ請求者ノ仕様書ニ依ルモノハ仕様書規定重量ニ仕様書ニ規定重量ナキトキハ實重量ニ依ル口徑七五耗未滿ノ管ノ重量ハ、口徑七五耗管ノ規格重量ト看做ス

水道用鑄鐵管及高級鑄鐵管検査證明手数料ニ關スル件

證明手数料ハ證明書一枚ニ付再交付ノ場合一圓分割證明ノ場合五十錢トス但水道用鐵管及屬具検査規程第五條ノ場合ハ此ノ限ニアラス

昭和十年度水道協會鐵管検査費歳入出豫算(特別會計)

(昭和十年五月十八日常任理事會議決)

歳入	一金八萬貳百圓	歳入豫算高	一金八萬貳百圓
歳出	一金八萬貳百圓	歳出豫算高	差引殘金ナシ

昭和十年度水道協會鐵管檢查費歲入出豫算說明(特別會計)

歲入	豫算		種目	豫算額	種別及個數	單位	金額
	科目	項目					
合計	80,100	80,100	一、手數料	80,100			
			一、手數料	80,100			
			二、雜收入	0			
			一、雜收入	0			
			二、證明手數料	0			
			一、檢查手數料	80,100	直形管 1,000個	1圓	80,100
					異形管 3,700個	5圓	18,550
					瓣類其他 1,000個	2圓	2,000
			二、雜收入	0			
			一、雜收入	0			
合計	80,100	80,100	一、雜收入	0			

歲出	豫算		種目	豫算額	種別及個數	單位	金額	
	科目	項目						
合計	80,100	76,500	一、給料	49,900				
			一、給料	49,900				
			二、豫備費	36,300				
			一、豫備費	36,300				
			三、需用費	8,500				
			四、諸費	2,300				
			一、給料	49,900	検査監督年俸 5名 10月 5,000 検査員年俸 1名 10月 2,000 技師月給 3名 10月 3,000 書記月給 3名 10月 3,000 検査員月給 5名 10月 1,000 給仕日給 30日 2名 1,000 慰勞手当 5日 2名 4,000 特別舟車當 3,000 旅費並馬賃 3,500			
			二、豫備費	36,300	消用品 1,000 圖書搬刷 1,000 通信運 1,000 印刷費 1,000 試驗費 1,000 雜費 1,300			
合計	80,100	76,500	一、豫備費	36,300				

水道用鐵管及屬具檢查契約書

水道用鐵管及屬具檢查ニ關シ水道協會々長ヲ甲トシ工場主ヲ乙トシ契約スル條項左ノ如シ

第一條 乙ハ水道協會員ニ供給スル目的ヲ以テ製造スル水道用鐵管及屬具ニ付甲ノ検査ヲ經ルコトヲ要ス

第二條 検査ハ水道用鐵管及屬具検査規程ニ依リ之ヲ行フ

第三條 乙ハ立會人ヲ選定シ甲ノ検査執行ニ立會フコトヲ要ス

第四條 乙ハ甲ノ指示ニ從ヒ検査上必要ナル諸設備並ニ勞力及消耗品類ヲ施設提供スルモノトス
但材質試驗設備ニ就テハ官公立又ハ甲ノ承認シタル試驗所ノ設備ヲ利用スルコトヲ得此ノ場合ハ其都度乙ニ於テ當該試驗所ノ成績又ハ證明書ヲ甲ニ提出スルモノトス

第五條 乙ハ正當ノ理由ナクシテ甲ノ派遣シタル検査員ノ検査ヲ拒ムコトヲ得ス

第六條 乙又ハ其使用人検査員ノ検査執行ヲ妨害シタルトキハ検査ヲ中止スルコトアルヘシ但之カタメ乙ニ損害ヲ生スルコトアルモ甲ハ賠償ノ責ニ任セス

第七條 検査員ハ製造工場内何レノ場所ニモ立入ルコトヲ得ルモノトス

第八條 検査員必要ト認ムルトキハ製造ニ要スル主要材料ニ付製造直前配合割合ヲ調査スルコトヲ得ルモノトス

第九條 検査員必要ト認ムルトキハ製造ニ要スル鑄型ノ形狀寸法ヲ検査シ實用上支障アリト認ムルトキハ之カ使用ヲ中止セシムルコトヲ得ルモノトス

第十條 検査員必要ト認ムルトキハ塗料ノ成分及混合割合ヲ調査スルコトヲ得ルモノトス

第十一條 甲ニ於テ必要ト認ムルトキハ乙ノ同意ヲ得乙ノ負擔ニ於テ製品ヲ破壊シ之カ試験ヲ行フコトアルヘシ但之カタメ乙ニ損害ヲ生スルコトアルモ甲ハ賠償ノ責ニ任セス

第十二條 甲ハ検査合格品ニ對シテハ適當ノ箇所ニ水道協會標章ヲ打込ムモノトシ不合格品ニ對シテハ其製品記號ノ削除其他適當ノ措置ヲ講スルモノトス

第十三條 乙ハ毎月七日迄ニ前月分ノ検査合格品受拂月報ヲ調製シテ之ヲ甲ニ提出スルモノトス

第十四條 甲ニ於テ検査事務監査ノタメ乙ノ保管スル關係書類又ハ帳簿ノ提示ヲ求メタル場合乙ハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得サルモノトス

第十五條 乙ハ其製品ニ關シテハ検査終了後ト雖モ一切ノ責ニ任シ將來損害ヲ蒙ルコトアルモ甲ノ検査ノ責ニ歸スルコトヲ得サルモノトス

第十六條 乙カ本契約ノ條項ニ違背シ又ハ甲ノ信用ヲ毀損スル行爲アリタルトキハ甲ハ一定期間検査ノ中止検査手数料豫納額ノ沒收又ハ本契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得ルモノトス但之カ爲乙ニ損害ヲ生スルコトアルモ甲ハ賠償ノ責ニ任セス

第十七條 本契約ヨリ生スル權利義務ハ之ヲ讓渡シ又ハ擔保ニ供スルコトヲ得ス

第十八條 本契約期間ハ締結ノ日ヨリ昭和十一年三月三十一日迄トス

第十九條 本契約事項ニ付將來疑義ヲ生シタル場合ハ甲ノ解釋ニ從フモノトス

右契約ノ證トシテ本證書ニ通ヲ作製シ甲乙各一通ヲ保管ス

住 所
水道協會長

住 所
工場主氏名

- 元 仙 臺 市 技 術 部 長 八 島 明
- 元 名 古 屋 市 給 水 課 長 中 村 正
- 元 東 京 市 技 師 岩 田 鶴
- 元 名 古 屋 市 技 師 寺 尾 澤
- 元 大 阪 市 技 手 金 恒 助
- 元 東 京 市 技 手 清 川 雅 衛

三、五月十八日常任理事會ハ水道協會検査員任免並服務規程第二條に依り左記六名の検査員を銓衡せり。

四、叙上の如く検査に關する準備整ひたるを以て、昭和十年六月十四日關係工場主と水道用鐵管及屬具検査契約を締結するとともに検査員、検査員補等を任命し、水道協會鐵管検査事務處規程を定め、之に基きて水道協會鐵管検査本部の外、大阪市役所内に水道協會鐵管検査大阪出張所を、廣島市役所内に大阪出張所の廣島派出所を設け、出張所職員の服務上の監督並庶務經理事務等を大阪市長に委嘱して事務の統制聯絡を圖ることゝしたり。

五、本部に於ては昭和十年六月二十日より、大阪出張所に於ては同年七月一日より鐵管検査開始せり。鐵管検査開始の工場名

及開始年月日左の如し。(括弧内は開始年月日)

- 東京市向島區寺島町三ノ六九 株式會社 隅田川精鐵所 (二〇、六、二〇)
- 埼玉縣川口市本町一ノ二五〇 株式會社 永瀨鐵工所 (二〇、六、二〇)
- 大阪市浪花區船出町二丁目 株式會社 久保田鐵工所 (二〇、七、一)
- 大阪市大正區新炭屋町七七 株式會社 栗本鐵工所 (二〇、七、一)
- 東京市江戸川區平井四丁目二〇七八 株式會社 宇野鐵工所 (二〇、七、二〇)
- 廣島縣安藝郡府中村字新地六〇四三 廣島鐵管工業株式會社 (二〇、七、一)
- 埼玉縣川口市元郷町二五一七 伊藤恒六鑄工場 (二〇、九、一二)
- 埼玉縣川口市横會根二九七八 多鐵工所淺倉庄吉 (二〇、九、二四)

六、鐵管検査に關する職員の現在數左の如し

(昭和十年九月末調)

區別	検査員	技師	書記	検査員補	雇(事務)	雇(技術)	嘱託	給仕	計
本部	二	一	〇	五	一	三	〇	一	一三
出張所	三	〇	一	七	一	三	一	〇	一六
計	五	一	一	一二	二	六	一	一	二九

七、検査開始以來本部出張所別検査應數を表示すれば左の如し。(昭和十年九月末調)

月別	管種		計	異形管		計	摘要
	直管	異形管		本部	出張所		
八月	一、七四七	三、三八〇	五、一二七	九八	二四六	三三五	六月分ハ本部ノ下旬分ノミ
七月	一、七五五	三、三四六	五、一一二	四六	二四六	二九二	
六月	三九六	〇	三九六	一三	〇	一三	
計	一、九〇七	四、一〇三	六、〇一〇	一五三	四九〇	六六〇	

備考 越未滿ハ切捨ツ

八、検査開始以來工場別検査應數を表示すれば左の如し。(昭和十年九月末調)

區別	直管	異形管
久保田鐵工所	六、九二六	六一七
栗本鐵工所	四、〇三七	一九八
隅田川精鐵所	四、八一	一七三
永瀨鐵工所	四一四	二一
宇野鐵工所	〇	一一五
廣島鐵管工業株式會社	一六六	八
計	一六、三五六	一、一三六

備考 越未滿ハ切捨ツ

九、鐵管検査準備委員會は引續き辨類、鋼管等の検査に關する取調を爲したる結果、(一)水道用制水瓣検査心得、(二)水道用繼目無鋼管検査心得を制定したるを以て、昭和十年十月二日常任理事會を開き、(一)水道用制水瓣、消火栓、排氣瓣、逆止瓣及附屬鐵蓋類検査手数料に關する件、(二)水道用繼目無鋼管検査手数料に關する件を附議し議決せられたるを以て目下之が實施準備中に屬す。検査手数料に關する件を示せば左の如し。

水道用制水瓣、消火栓、排氣瓣、逆止瓣及附屬鐵蓋類検査手数料ニ關スル件

(昭和十年十月二日常任理事會議決)

一、水道用制水瓣及消火栓ノ検査手数料ハ左表ニ依ルモノトス、但シ會長ニ於テ特ニ費用ヲ要スルモノト認メタルトキハ検査手数料ノ外ニ其ノ費用ヲ徴收スルコトアルヘシ

制水弁検査手数料

公称内径 ^耗	検査手数料 ^耗	公称内径 ^耗	検査手数料 ^耗	公称内径 ^耗	検査手数料 ^耗	公称内径 ^耗	検査手数料 ^耗
七五	〇・五〇	一〇〇	〇・六〇〇	一二五	〇・八〇〇	一五〇	一・〇〇
一〇〇	〇・六〇〇	一五〇	一・〇〇	二〇〇	一・四〇	二五〇	二・〇〇
一二五	〇・八〇〇	二五〇	一・四〇	三〇〇	二・〇〇	三〇〇	二・七〇
一五〇	一・〇〇	三〇〇	一・四〇	三五〇	二・〇〇	四〇〇	三・五〇
二〇〇	一・四〇	四〇〇	二・〇〇	四〇〇	二・七〇	四五〇	四・五〇
二五〇	一・四〇	五〇〇	二・〇〇	五〇〇	三・五〇	六〇〇	五・五〇
三〇〇	一・六〇〇	六〇〇	二・〇〇	七〇〇	三・五〇	八〇〇	七・五〇
三五〇	一・六〇〇	八〇〇	二・〇〇	九〇〇	三・五〇	一〇〇〇	一・五〇〇
四〇〇	一・六〇〇	一〇〇〇	二・〇〇	一〇〇〇	三・五〇	一三〇〇	一・五〇〇
四五〇	一・六〇〇	一三〇〇	二・〇〇	一四〇〇	三・五〇	一五〇〇	一・五〇〇
五〇〇	一・六〇〇	一六〇〇	二・〇〇	一七〇〇	三・五〇	二〇〇〇	一・五〇〇

消火栓検査手数料

種別	地下式単口	地下式双口	地上式
検査手数料 ^耗	〇・五〇	一・〇〇	二・〇〇

- 公称内径七五耗未満ノ鑄鐵製制水弁ノ手数料ハ總テ公称内径七五耗ノ検査手数料ヲ徴收ス
- 水道用制水弁規格第二十七條ニ定ムル再試験ニ在リテハ其ノ都度検査手数料ノ三分ノ一ヲ増徴シ錢位未滿ハ總テ之ヲ錢位ニ切上ケ
- 公称内径四〇〇耗以上ノ制水弁ニシテ副制水弁附ノモノニアリテハ主弁及副制弁ノ検査手数料ニ依リ附屬異形管ハ別ニ定メアル水道用鑄鐵管及高級鑄鐵管検査手数料ニ依ルモノトス
- 消火栓ニシテ制水弁附ノ場合ハ制水弁ニ付テハ水道用制水弁検査手数料ヲ徴收ス
- 水道用排氣弁及逆止弁ノ検査手数料ハ公称内径ヲ同シクスル制水弁ノ検査手数料ニ同シ公称内径七五耗未満ノモノニアリテハ公称内径七五耗ノモノニ該當スル検査手数料ヲ徴收ス
- 附屬鐵蓋類ノ検査手数料ハ仕様書規定重量一連ニ付キ金三圓ノ割合ニテ一個毎ニ計算シ錢位未滿ハ總テ之ヲ錢位ニ切上ケ但シ仕様書ニ規定重量ナキトキハ實重量ニ依ル

水道用繼目無鋼管検査手数料ニ關スル件

(昭和十年十月二日常任理事會議決)
 一、水道用繼目無鋼管ノ検査手数料ハ直管一連ニ付壹圓、異形管一連ニ付五圓ノ割合ニテ管一節毎ノ重量ニ依リ計算シ錢位未滿ハ總テ之ヲ錢

位ニ切上ケ但シ會長ニ於テ特ニ費用ヲ要スト認メタルトキハ検査手数料ノ外ニ其ノ費用ヲ徴收スルコトアルヘシ
 二、管ノ重量ハ本會規格ニ依ルモノハ規格重量ニ請求者ノ仕様書ニ依ルモノハ仕様書規定重量ニ仕様書ニ規定重量ナキトキハ實重量ニ依ル

(六) 常設調査委員會報告書

一、水道普及映畫ニ關スル件

本協會ニ於テ水道普及使用料滞納防止等ノ宣傳用脚本ヲ募集シ之ヲ映畫化シ相當使用料ヲ徴シテ會員ニ使用セシムルノ可否(八王子市外關東支部會員一同提出)

決議

本件實施ハ水道普及上有意義ノ企ニシテ其效果相當大ナルモノト認ムルヲ以テ之カ實現ヲ期スルコトトシ脚本ハ水道協會ニ於テ募集嚴選ノ上映畫化スルモノトス

二、下水試験法案

緒言

本試験法は主として一般下水に對し適應すべきものにして、諸種工場排水等の試験に必要な特殊試験法は之を含まず。本試験法に於ける化學的試験成績の數値は試料1g中のmg量を算出し、之を直ちに百分率單位(%)として表示するものとす。

本試験に於て使用する略字・記號・度量衡は總て第五改正日本藥局方の規定に據るものとす。試藥類は製法及含有量に關し特に記載したるもの、他は總て第五改正日本藥局方の規定に従ふものとす。尙本試験法中水とあるは蒸溜水を用ふるものとす。

第一章 試料

- 一、試料は概ね下水の中層に於て採取器を用ひ、内容 200cc の共栓硝子壺に採取し、直ちに密栓して可及的に試験すべし。但し已むを得ざる場合は 1m に對しクロロホルム 6cc を加へ冷暗所に貯ふべし。
- 二、試料は成るべく一定時間毎に頻回之を採取するを可とす。但し已むを得ざる場合は最適時に之を採取すべし。
- 三、試料を採取するに當りては次の事項を記載すべし。
 - (一) 場所 (二) 日時 (三) 前日及當日の天候 (四) 水深 (五) 氣温 (六) 水温 (七) 其他必要事項。
- 四、各項の試験に際しては檢水は必ず善く混和せる試料より之を採取すべし。

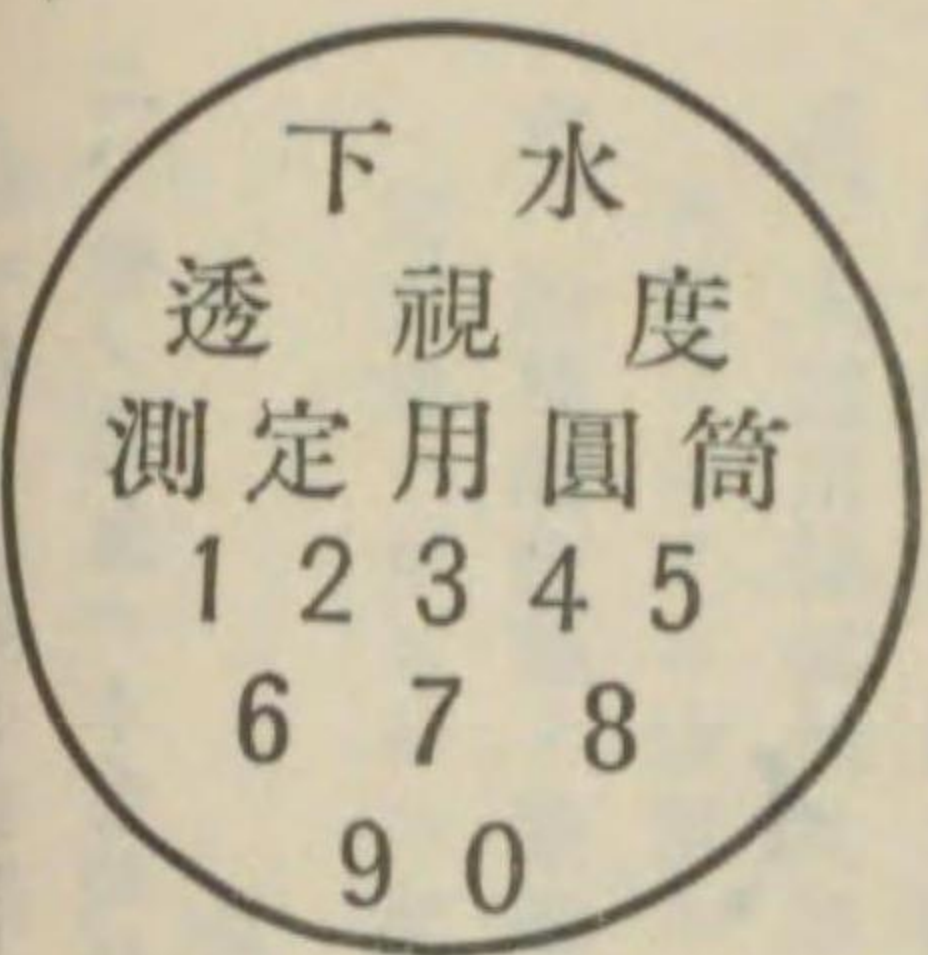
第二章 物理學的試験

第一節 温度

水温はペツテンコーヘル水温檢定器を用ひ、氣温は採取現場に於て日光の直射を避け之を測定すべし。測定時間は五分間とす。

第二節 透視度

檢水を透視度計に充滿し、底部に附せる下記の如き五號活字文字を明瞭に讀取し得る迄透視度計下部の流出口より檢水を流出せしめ、此際の透視度計の示す度数を以て透視度とす。



透視度計 直徑 3cm 高さ 32cm の無色透明平底圓筒にして下部に流出口を有し、底部より 30cm の高さに一線を劃し、之を 30° 度となし、下部に向ひ 0.5cm 毎に劃線を附し各 1cm 線を一度とし、底部を零度とすべし。

第三節 色相及色度

檢水 50cc を比色管に取り白紙上に置き上方より透視し其色相を檢すべし。

檢水を濾過せるもの 50cc を比色管に取り、新たに製したる 0.0025% ピスマルクブラウン標準液(此色度を $1,000$ とす)の適宜稀釋液を用ひ其色度を比色測定すべし。

比色管 共栓を備へたる全長約 25cm の無色試験管にして、底部より 20cm の高さに於て 50cc の劃線を附したるものなり。

第四節 臭氣

檢水 100cc を内容 300cc の共栓エルレンマイエル硝子壺に取り、栓塞し室温に於て激しく振盪して其臭氣を檢すべし。尚必要あるときは壺口を時計硝子にて覆ひ、微温を與へたる後其臭氣を檢すべし。

臭氣には土臭・草臭・鹽素臭・微臭・泥炭臭・硫化水素臭・水藻臭・海藻臭・魚臭・屎尿臭等の標語を用ひ、其程度に従ひ強・中・弱及微弱に區別すべし。

第三章 化學的試験

第一節 反應

比色法に依り水素イオン濃度を測定し pH 値を以て表はすべし。尚必要ある場合は次の方法によりアルカリ度又は酸度を測定すべし。

アルカリ度 檢水 50cc に水を加へて 100cc となし、之を内容 200cc の共栓エルレンマイエル硝子壺に容れ、エリトロシン溶液 1cc 及クロロホルム(エリトロシン溶液に對し中性なるを要す) 5cc を加へ強く振盪すべし。此際クロロホルム相蓄積紅色を呈するときは水酸化物・重碳酸鹽又は碳酸鹽存在の微なるを以て、之に 50 分定規硫酸を滴加し、強く振盪してクロロホルム相の脱色するに至らしめ、茲に消費したる 50 分定規硫酸の cc 數に 20 を乗じて檢水のアルカリ度を算出すべし。

エリトロシン溶液 エリトロシン(ソーダ鹽) 0.5g を新たに煮沸したる水 1m に溶解すべし。

を算出すべし。

フェニールフタレイン溶液 フェニールフタレイン 5g を 50% アルコールに溶解して 1ℓ となし、五〇分定規苛性ソーダ液を以て中和すべし。アルコールは炭酸ガスを驅逐したる水にて稀釋すべし。

第二節 蒸發殘渣

檢水 50g を豫め秤量せる白金皿若くは適當の蒸發皿に取り、重湯煎上に蒸發乾涸したる後 105° に於て恆量を得る迄乾燥し秤量すべし。

熾灼殘渣 前項の蒸發殘渣を炭酸アンモン溶液を以て濡ほし、再び乾燥したる後熾灼し冷後秤量すべし。

熾灼減量 蒸發殘渣の量より熾灼殘渣の量を減じたる差を以て熾灼減量とす。

第三節 浮游物質

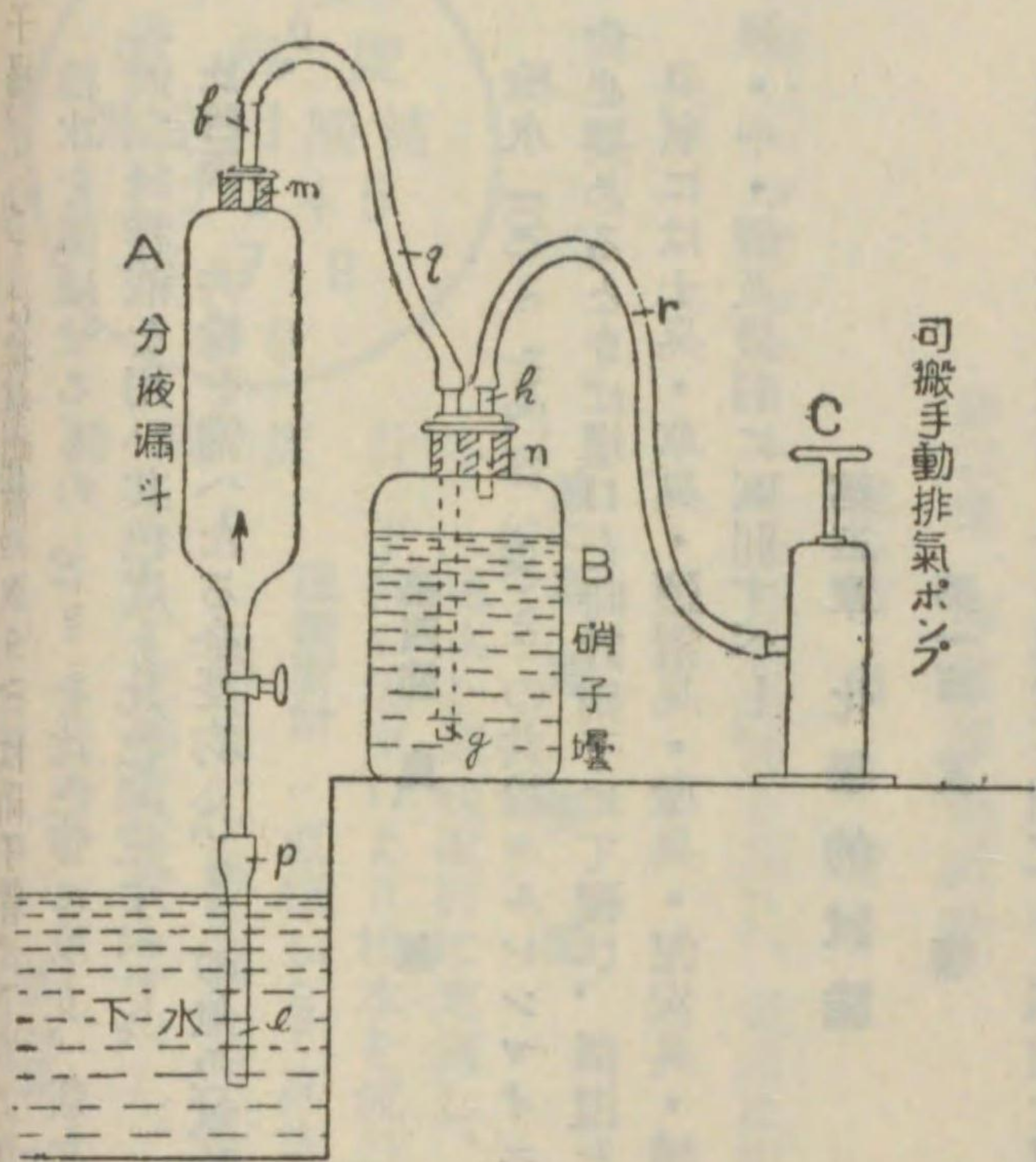
檢水 50~200cc を取りグーチ増埴に精製石綿を 2mm の厚さに敷き、105° に乾燥秤量したるものを用ひて之を吸引濾過し、105° に於て殆ど恆量を得る迄乾燥し秤量すべし。

第四節 溶解性物質

蒸發殘渣の量より浮游物質の量を減じたる差を以て溶解性物質の量とす。

第五節 溶存酸素

試料の採取 試料の採取には圖の如き装置を用ふべし。即ち (A) は内容 250cc の圓筒形分液漏斗 (試料採取容器)。(B) は内容約 1ℓ の硝



子壺。(C) は排氣唧筒。e.g.h は硝子管。f は活栓付硝子管。m はゴム栓。g.p.r はゴム管なり。

試料採取に當りては、管を採取すべき下水中に投入せしめ、分液漏斗及、管の兩活栓を開き、排氣唧筒により徐々に吸引して試料を B 壺中に滿盛するに至らしめたる後兩活栓を閉じ、茲に得たる分液漏斗中の試料に就き直ちに次の試験を行ふべし。下部螺旋状をなせる針金製攪拌棒を附したる内容 100cc の比色管に檢水 50g を成るべく空氣に觸れざる様注意して取り、液體パラフィン 3cc を攪拌棒に沿ふて注加し、0.1% メチレン靑溶液二滴を加へ、次に酒石酸カリソーダ溶液 5cc を注加したる後、注意して攪拌しつゝ、硫酸第一鐵アンモン液をビュウレットより滴加し、メチレン靑の脱色する迄之を滴定すべし。此際ビュウレットの末端はパラフィン層の下部迄挿入するを要す。茲に消費したる硫酸第一鐵アンモン液の cc 數に 25 を乘じ、以て試料 1ℓ 中の溶存酸素の mg 量を算出すべし。

酒石酸カリソーダ溶液 純酒石酸カリソーダ 350g 及純苛性ソーダ 100g を水に溶解し全量を 1ℓ とすべし。
 硫酸第一鐵アンモン液 純硫酸第一鐵アンモン 10.75g 及硫酸 10cc を水に溶解し全量を 1ℓ となし、之を原液とし空氣を排除せる水を以て二倍容量に稀釋し使用すべし。本使用液は豫め二日以上大氣中に放置したる水 (水中の溶存酸素は次表に依り算出すべし) を用ひて力價を檢し其 1cc を溶存酸素 0.125mg に相當せしむべし。

水中酸素溶解度表

壓力 760 mm・酸素含量 20.9% 大氣中に曝された水 (鹽化物含有の場合を含む) 中に於ける酸素溶解量

溫度	水中の鹽化物含量 (ppm)			素 (ppm)	鹽化物每 100 ppm 對する溶存酸素の差 ppm
	0	10000	100000		
0	14.63	13.99	13.37	11.14	0.0166
1	14.33	13.70	13.08	11.11	0.0160
2	14.04	13.42	12.80	11.08	0.0154
3	13.76	13.14	12.53	11.05	0.0148
4	13.49	12.87	12.26	11.02	0.0142
5	13.23	12.61	12.00	10.99	0.0136
6	12.98	12.36	11.75	10.96	0.0130
7	12.74	12.12	11.51	10.93	0.0124
8	12.51	11.89	11.28	10.90	0.0118
9	12.29	11.67	11.06	10.87	0.0112
10	12.08	11.46	10.85	10.84	0.0106

三〇元	二七二	二六	二五	二四	二三	二二	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

壓力を S とする場合の酸素溶解度は次式により計算すべし。

$$S' = S \frac{B}{760}$$

$$S \dots\dots\dots 760 \text{ mm に於ける溶解度}$$

$$B \dots\dots\dots m \text{ m に示せる氣壓}$$

$$S' \dots\dots\dots B \text{ に於ける溶解度}$$

第六節 生物化學的酸素要求量 (B.O.D.)

本試験には溶存酸素の試験に於て採取せる試料を用ふべし。
 検査は豫め其生物化學的酸素要求量をして溶存酸素の約 40% に該當せしむる様之を稀釋すべし (家庭生下水にありては検査水 40・20 或は 10 cc を 1 l に稀釋するを可とす)。
 先づ検査水及稀釋水中の溶存酸素を前項の方法に従ひ之を測定すべし (検査水にして游離の酸或は苛性アルカリを含有する場合に夫々炭酸ソーダ若しくは鹽酸を用ひて中和し、下水生物を移殖すべし)。
 硝子圓筒を取り各サイフォンを用ひて所要稀釋水の約半量を、次で検査水の一定量を容れ更に殘餘の稀釋水を加へ螺旋狀針金を以て善く混和せしむべし。

茲に得たる稀釋検査水を内容約 100 cc の硝子壺に滿盛し栓を施し、圖の如くゴムカラーを附し、稀釋検査水を以て水栓し、次に稀釋水を同様に硝子壺に滿盛し、之を 20° の孵卵器中に五日間貯藏したる後其溶存酸素量を測定すべし。但し本試験を 20° 以外の溫度に於て行ふ場合は茲に得たる數値より次式に従ひ 20° の値を算出すべし。

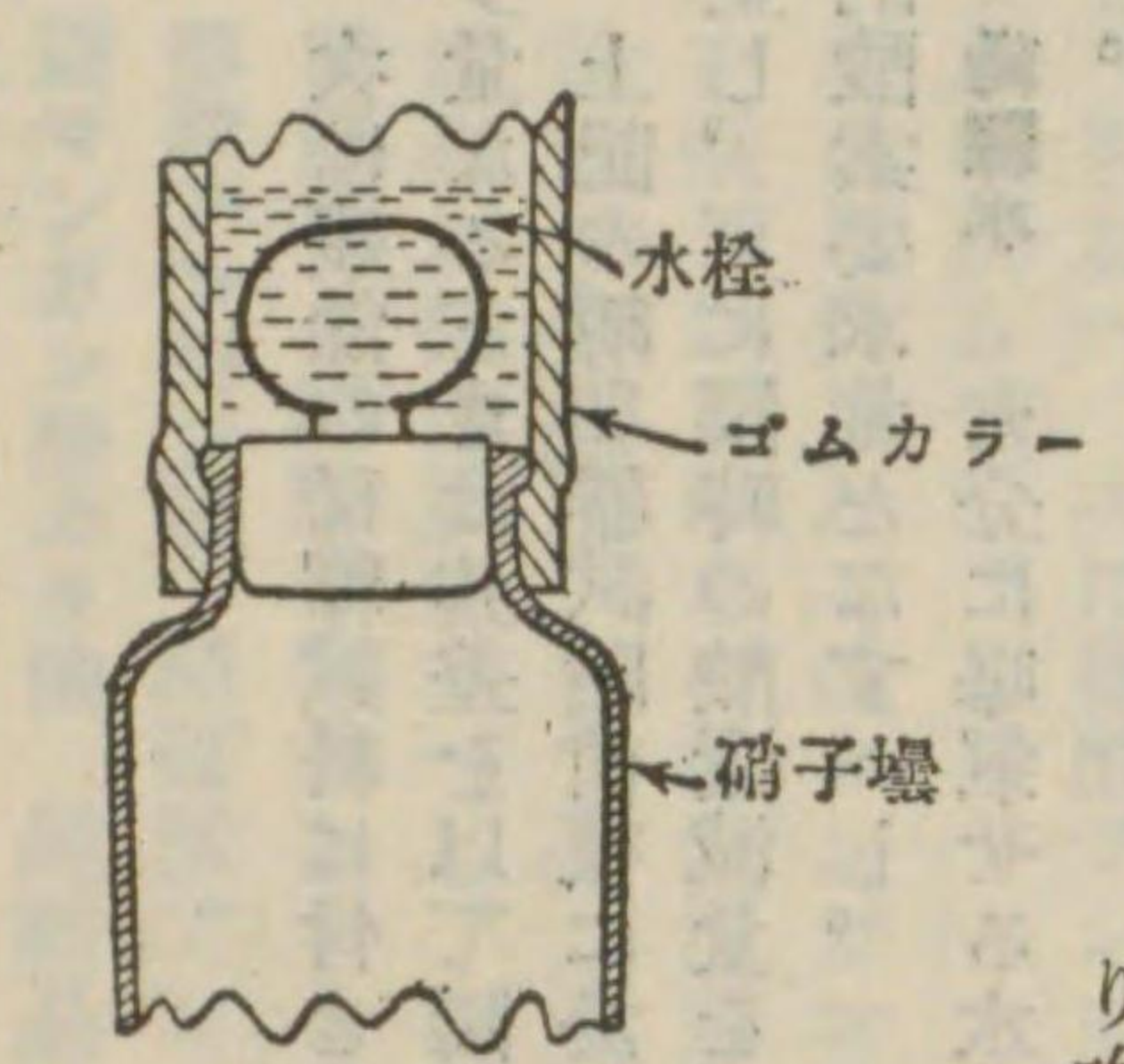
B.O.D. 換算公式

$$X = L_a(1 - 10^{-kt}) \dots\dots\dots (1)$$

$$(L_a)_{T'} = (L_a)_{20}(0.02T + 0.6) \dots\dots\dots (2)$$

$$K_{T'} = K_{20}(1.047^{(T'-20)}) \dots\dots\dots (3)$$

X.....所要 B.O.D.
 L_a.....第一段階の B.O.D.
 K_{T'}.....溫度 T' に於ける酸素恒數
 K₂₀.....20° に於ける酸素恒數 (通例 0.100)



t..... 孵卵器に貯蔵せる日数
 T..... 孵卵器の温度

次に残餘の稀釋試料に付き其溶存酸素量を測定すべし。若し稀釋檢水の溶存酸素量にして稀釋水及原檢水溶存酸素總量より少量なるときは其差を以て瞬時の生物化學的酸素要求量とすべし。

上記の孵卵器試験前後に於て測定し得たる稀釋檢水の溶存酸素量の差を求め、次に稀釋水の溶存酸素の増減量に従ひ之を補正し、更に瞬時の酸素減量を加算し、之より檢水の消費したる酸素量を算定し、之を ppm に換算し、以て五日間の生物化學的酸素要求量となすべし。

稀釋水 十分に曝氣せる水に乾燥せる重炭酸ソーダを 0.03% の割合に加へ溶解すべし。稀釋水は使用に臨み製するを可とす。

試験成績算出方法

p 小数を以て表せる稀釋水の %
P 小数を以て表せる檢水の %
D. O ₁ 試料中の溶存酸素量 ppm
D. O ₂ 稀釋水中の溶存酸素量 ppm
D. O ₃ 孵卵器中貯蔵前の稀釋檢水中の溶存酸素量 ppm
D. O ₄ 孵卵器中五日間貯蔵後の稀釋水中の溶存酸素量 ppm
D. O ₅ 孵卵器中五日間貯蔵後の稀釋檢水中の溶存酸素量 ppm

瞬時の B.O.D. 算式

$$[(D.O_1P + D.O_2p) - D.O_3] \times \frac{1}{P} \text{ppm} \dots\dots\dots (1)$$

五日間の B.O.D. 算式

$$[(D.O_3 - D.O_5) - (D.O_2 - D.O_1)p] \times \frac{1}{P} \text{ppm} \dots\dots\dots (2)$$

全 B.O.D. 算式

$$[(D.O_1P + D.O_2p - D.O_3) - (D.O_4 - D.O_1)p] \times \frac{1}{P} \text{ppm} \dots\dots\dots (3)$$

第七節 メチレン青脱色時間

内容 50 cc の共栓硝子壺に 0.05% メチレン青溶液 0.3 cc を容れ、次て檢水を満盛し栓塞し、更にゴムカラーを附し檢水を以て水栓し 37° の孵卵器中に納め一定時間毎に之を検し、其脱色に要せし時間を觀測すべし。五日を経過するも脱色せざるものは之を陰性とすべし。

第八節 酸素消費量 (過マンガン酸カリ消費量)

檢水 50 cc を内容約 300 cc のヘルレンマイエル硝子壺に取り、20% の苛性ソーダ溶液 1 cc を加へてアルカリ性となし、過マンガン酸カリ溶液 10 cc (加熱後強紅色を呈せざるときは其以上) を加へ、三十分間沸騰重湯煎中に加熱したる後稀硫酸 5 cc を加へ、次に修酸アンモン液 10 cc を注加して脱色せる液に、更に過マンガン酸カリ液を滴加し後消失せざる微紅色を呈するに至るべし。

前後に費したる過マンガン酸カリ液の cc 數より修酸アンモン液 10 cc に對する過マンガン酸カリ液の cc 數を減じ、其差に二を乗じて以て檢水の酸素消費量 (ppm) を算出すべし。

檢水 1 l 中鹽素 300 mg 未滿なるときは苛性ソーダ溶液にてアルカリ性となすことなく、直ちに稀硫酸 5 cc を加へ酸性に於て同様に操作測定すべし。

稀硫酸 硫酸一容量を水二容量にて稀釋し、過マンガン酸カリ液を加へ還元性物質を除去すべし。
修酸アンモン液 純修酸アンモン 0.881 g を 1 l の水に溶解すべし。本液 1 cc は酸素 0.1 mg に相當す。
過マンガン酸カリ液 純結晶過マンガン酸カリ 0.4 g を水 1 l に溶解し其 1 cc をして修酸アンモン液 1 cc に相當する様修正す。

すべし。

第九節 有機性窒素

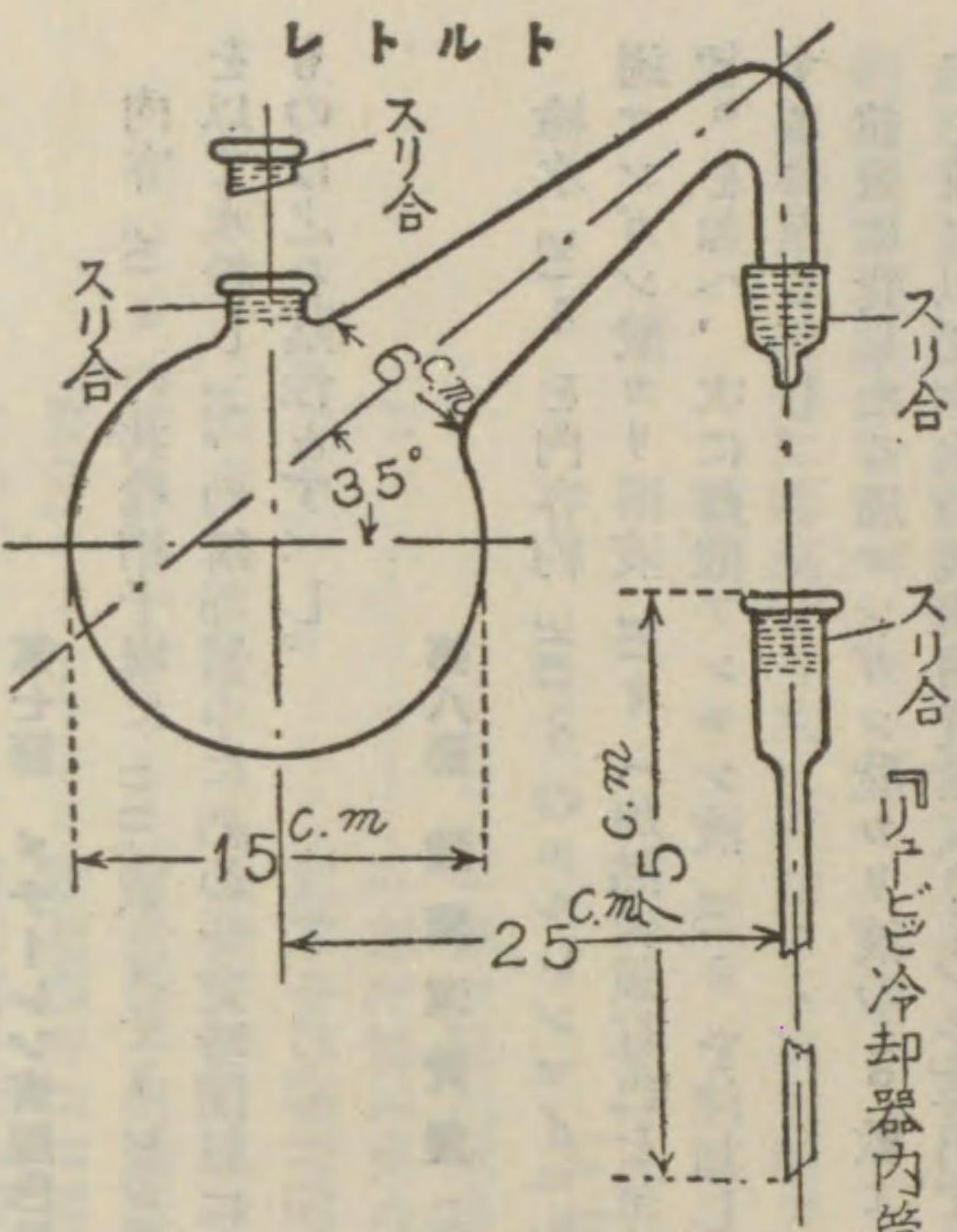
蒸溜法

検水 100 cc (必要ある場合は其以上) を内容 1 のキールダール壺に取り、之を煮沸して約三分の二容量に濃縮し遊離アンモニアを驅除したる後、硫酸 20 cc 及酸化銅粉末約 0.1 g を加へ鐵網上に注意して強熱し、内容物全く澄明綠色となるに至りて加熱を止め、冷後約 500 cc の水を用ひ注意して豫め粒状浮石數箇を容れたる圖の如きレトルトに洗入し、比重 1.35 の苛性ソーダ液 (約 30%) を注加してアルカリ性反應を呈するに至らしめたる後之を蒸溜し、溜液を飽和硼酸溶液 10 cc を容れたる 500 cc の有標刻度圓筒中に受け溜液 200 cc を得るに至るべし。茲に得たる溜液をメチルオレンジ溶液を標示薬として硫酸液を以て滴定し、中和に要せる硫酸液の cc 數より盲驗に要したる硫酸液の cc 數を減じ、之より窒素の量 (ppm) を算出し以て試料中の有機性窒素の量とすべし。

硫酸液 本液 1 cc は硫酸 3.5007 mg を含有し苛性カリ 4.0054 mg 及尿酸 4.4995 mg に對應するものにして窒素の 1 mg に相當す。

直接比色法

検水 100 cc をキールダール壺に取り、蒸溜法に於けるが如く遊離アンモニアを除去したる後濃硫酸 10 cc 硫酸銅溶液 1 cc 及硫酸カリ 5 g を加へ前法と同様にして分解し、冷後水を以てメスコルペン中に洗入し全量を 250 cc とすべし。其 50 cc を 100 cc のメスコルペンに取り、苛性ソーダ溶液にてアルカリ性となしたる後水を加へて全量を 100 cc となし、密栓し 24 時間放置の後其上澄液一定量を比色管に取り水を加へて 50 cc となし、次に約 10 箇の比色管に鹽化アンモン標準液 0.1~0.5 cc を順次に注入し、水を加へて各 50 cc となし、然る後各管にネスレル試薬 1 cc を加へ攪拌することなく 10 分間放置し、之を比色定量し之より窒素の量 (ppm) を算出し、以て試料中の有機性窒素



量とすべし。試料比較的清澈なる場合は其分解に際し硫酸銅溶液及硫酸カリ液を添加せざるも可なり。且アルカリ性分解液を二四時間放置するを要せず。

ネスレル試薬 ヨードカリ 5 g を熱湯 5 cc に溶解し之に昇汞 2.5 g を熱湯 10 cc に溶解したる液を少量づゝ混和振盪し、茲に生じたる沈澱の一部溶解せずして存する程度に至り、冷後之に苛性カリ 15 g 及水 30 cc を以て製したる溶液を混和し水を加へて 100 cc とすべし、更に之に昇汞溶液 0.5 cc を加へ静置せる後傾瀉して得たる澄明液なり。褐色壺中に容れ密栓し貯ふべし。

鹽化アンモン標準液 純鹽化アンモン 3.82 g をアンモニアを含有せざる水に溶解し全量を 1 l となし其 10 cc を取り水を以て稀釋し全量を 1 l とし之を標準液とすべし。本液 1 cc は窒素 0.01 mg を含有す。

亞硝酸及其鹽類を多量含有する場合

検水 250~500 cc を豫め還元鐵粉及還元亞鉛粉各 3 g を容れたる内容約 1 l のキールダール壺に取り、二孔を有するゴム栓を施し、其一孔に内容約 60 cc の梨形分液漏斗 (下部毛細管状のもの) を挿入し、之に水 50 cc を容れ他の一孔に圓筒形小分液漏斗を挿入し、之に稀硫酸 (硫酸一容量・水一容量) 10 cc を容れ、壺を石綿鐵網上に載せ梨形分液漏斗の括栓を開きて之を熱し、壺壁の温度約 80° となるに至り圓筒形分液漏斗の括栓を開きて前記の稀硫酸を注加し、水素ガスの發生により該漏斗内の水中に絶えず泡起するに至り加熱を止め、漏斗内の水全部壺中に流入し終らば、更に水約 50 cc を容れ、同時に再び加熱し同様に水素ガスにより水中に絶えず泡起するに至らしめたる後、火を去り漏斗内の水を壺中に流入せしめ、尙一回之を水洗すべし。次に冷後壺中に硫酸 25 cc を徐々に加へたる後、之を鐵網上に強熱し内容物の卵黄色を呈するに至り水 500 cc を以て之を前法に於けると同様レトルト中に洗入し、苛性ソーダ溶液を加へアルカリ性となして蒸溜し、以下前法に於けると同様操作し試料中の窒素總量 (ppm) を求め、之よりアンモニア・亞硝酸及硝酸性各窒素の量 (ppm) を減じ其差を以て試料中の有機性窒素の量とすべし。

第一〇節 アンモニア性窒素

直接法

検水 50 cc を比色管に取り 10% 硫酸銅溶液及比重 1.35 の苛性ソーダ溶液各 1 cc を加へ、次に水を加へて 100 cc となし

數時間放置の後其上澄液 25cc を他の比色管に容れ、水を加へて 50cc となし有機性窒素定量法中直接比色法に従ひ定量し、之より窒素の量 (ppm) を算出し以て試料中のアンモニア性窒素の量とすべし。

蒸溜法

レトルト (有機性窒素定量法参照) に粒状浮石數箇及マグネシア乳 20cc を容れ、檢水 500cc を注加し 10% 醋酸亞鉛溶液 (多量の硫化水素を含有するときは其以上) を加へて之を蒸溜し、溜液を飽和硼酸溶液 10cc を容れたる内容 250cc の有栓刻度圓筒中に受け溜液 200cc を得るに至るべし。茲に得たる溜液をメチルオレンジを標示薬として硫酸液 (有機性窒素定量法参照) を以て滴定し、中和に要したる硫酸液の cc 數より盲驗に要したる硫酸液の cc 數を減じ之より窒素の量 (ppm) を算出し、以て試料中のアンモニア性窒素の量とすべし。

マグネシア乳 煨製マグネシア 50g を水約 1.5l 中に混攪し加熱濃縮してアンモニアを驅除し全量を 1l とすべし。

第一節 亞硝酸性窒素

檢水 50cc を比色管に取り次に約一〇箇の比色管に亞硝酸ソーダ標準液 0.1~0.5cc を順次に注入し、水を加へて各 50cc となし、各管にスルファニール酸溶液 1cc 及醋酸アルファナフチールアミン溶液各 1cc を混和し一〇分間放置後比色定量すべし (比色前三〇分間以上放置すべからず)。之より窒素の量 (ppm) を算出し、以て試料中の亞硝酸性窒素の量とすべし。

著色又は濁濁せる檢水にありては其 100cc を内容 250cc 有栓刻度圓筒に取り、之に水酸化アルミニウム適當量を加へ或は明礬溶液 (カリ明礬 40g を水に溶解し 1l とせるもの) 5cc 及炭酸ソーダ溶液 (結晶炭酸ソーダ 200g を水に溶解し 1l とせるもの) 0.5cc を加へ、水を加へて全量を 250cc となし善く振盪し、夏季は水室内に放置し、上液全く清澄となるに至り其適當量を取り前記の方法に従ひ比色定量すべし。

亞硝酸ソーダ標準液 亞硝酸銀 1.1g を水に溶解し、純クロールナトリウムの溶液を加へて銀を沈澱せしめ、次に水を加へて 1l となし、之を貯藏液となすべし。

前記貯藏液 100cc を取り水を加へて 1l となし、更に其 100cc を取り滅菌水を加へて 1l となしクロホルム 1cc を添加し滅菌壇中に保存すべし。本液 1cc は亞硝酸性窒素 0.001mg に相當す。

スルファニール酸溶液 純スルファニール酸 0.5g を五倍定規醋酸 (比重 1.041) 1l 中に溶解すべし。

醋酸アルファナフチールアミン溶液 アルファナフチールアミン 5g を五倍定規醋酸 1l 中に溶解し、之を脱脂綿を用ひて濾過すべし。

水酸化アルミニウム カリ明礬又はアンモニア明礬 125g を水 1l に溶解し、之にアンモニア水を加へ水酸化アルミニウムを沈澱せしめ、上澄液を傾瀉し沈澱に水を加へて混攪し靜置し再び上澄液を傾瀉し、此操作を數回反復したる後沈澱を濾紙上に集め、之を善く洗滌し洗液中窒素・亞硝酸及アンモニアの反應なきに至らしむべし。

第二節 硝酸性窒素

比色法

檢水 50~100cc (硝酸の含量は 1mg 以下なるを要す) を蒸發皿に取り、重湯煎上に於て蒸發乾涸したる後フェニール・ヂスルホン酸溶液 2cc を加へ、硝子棒を以て善く捏合し、均等なる混和物となし (此際粘結若くは凝固するときは數分間重湯煎上に熱し混合すべし) 水約 10cc を加へ、次に約一二倍定規苛性カリ液を徐々に加へて最高度の色調を呈せしめ (硝酸イオン存在するときは黄色を呈す) 必要あらば濾過したる後之を比色管に容れ、水を加へて 50cc となし、次に約一〇數箇の比色管に硝酸 0.1~10cc を順次に注入し、各管に約一二倍定規苛性カリ液 2cc を添加し、水を加へて各 50cc となし比色定量し、之より窒素の量 (ppm) を算出し、以て試料中の硝酸性窒素の量となすべし。

檢水の色度高きときは新たに製したる水酸化アルミニウムを以て脱色 (亞硝酸性窒素定量法参照) したる後試験すべし。

檢水のアルカリ度高きときは豫め五〇分定規硫酸を以て中和すべし。

檢水中鹽素量 30ppm 以上なるときは硫酸銀液を用ひて之を沈澱せしめ、其混液に水酸化アルミニウム少量を加へ數分間放置の後濾過し洗滌すべし (此際加熱すべからず)。

檢水中亞硝酸性窒素 1ppm 以上なるときは檢水に過酸化水素水數滴を加へ數分間加熱し、此操作を二回以上反復し、以て亞硝酸鹽を硝酸鹽に變ぜしめたる後試験し、茲に得たる硝酸性窒素量より亞硝酸性窒素量を減すべし。

フェニール・ヂスルホン酸溶液 純白石炭酸 25g を冷却しつゝ純濃硫酸 150cc 中に溶解し發煙硫酸 75cc を加へ時々攪拌しつゝ 100° に於て二時間加熱すべし。

硝酸標準液 純晶硝酸カリ 0.7216g を水に溶解し全量を 1l となし、其 50cc を重湯煎上に於て蒸發乾涸したる後フェニール

ル・チスルホン酸溶液 2cc を以て速に濡らし、水を加へて全量を 500cc となし之を標準液とすべし。

本液 1cc は硝酸性窒素 0.01mg を含有す。

硫酸銀液 純硫酸銀 4.397g を水に溶解し全量を 1l とすべし。本液 1cc は窒素 1mg に相當す。

還元法

檢水 250~500cc (500cc 未滿の場合は水を加へて 500cc に稀釋すべし) を還元鐵粉及還元亞鉛粉各 3g 及粒狀浮石數箇を容れたるレトリト (有機性窒素定量法参照) に取り、比重 1.35 の苛性カリ溶液 1cc を加へ冷却器を連結し受器とし、飽和硼酸溶液 10cc を容れたる刻度圓筒を附し、一二時間以上靜置したる後蒸溜し、300cc を溜取し以下有機性窒素の定量と同一方法に従ひ操作し、茲に得たる窒素の量 (ppm) よりアンモニア及亞硝酸性各窒素の量 (ppm) を減じ其差を以て試料中の硝酸性窒素の量とすべし。

第三節 鹽化物

檢水 20~50cc (50cc 未滿の場合は水を加へて 50cc に稀釋すべし) を内容 250cc のエルンマイエル壺に取り、クロム酸カリ溶液を加へ標示藥とし、硝酸銀液を以て滴定し微赤色を呈するに至らしめ、茲に消費したる硝酸銀液の cc 數より試料中の鹽素量 (ppm) を算出すべし。

檢水の色度高きときは新たに製したる水酸化アルミニウムを以て脱色 (亞硝酸性窒素定量法参照) し、檢水酸性なるときは炭酸ソーダ溶液を以て中和し、之に反してアルカリ性なるときは稀硫酸を以て中和し、又檢水中に酸化水素存在するときは稀硫酸を以て酸性となし、數分間煮沸し冷後重炭酸ソーダ溶液を以て中和したる後之を試験すべし。

食鹽液 純食鹽 16.48g を水に溶解して全量を 1l となし、其 100cc を取り水を加へて全量を 1l とすべし。本液 1cc は鹽素 1mg を含有す。

硝酸銀標準液 硝酸銀 2.4g を水に溶解し全量を 1l となし食鹽液を以て力價を定め、本液 1cc をして鹽素 0.5mg に相當せしむべし。

第四節 硫化水素 (ヨード消費量)

煮沸後冷却せる水 500cc を内容 1l の共栓硝子壺に取り、100分定規ヨード液 10cc 及ヨードカリ 1g を加へ栓塞し、振盪したる後澱粉溶液を標示藥とし 100分定規チオ硫酸ソーダ液を以て滴定すべし (盲驗)。

次に檢水 500cc を豫め 100分定規ヨード液 10cc (酸化水素の含量多きときは 15~20cc) 及ヨードカリ 1g を容れたる内容 1l の共栓硝子壺中に徐々に加へ栓塞し、善く振盪し 2~3 分間靜置したる後過剰のヨードを 100分定規チオ硫酸ソーダ液を以て滴定すべし。茲に消費したるチオ硫酸ソーダ液の cc 數を盲驗に於て消費したる cc 數より減じ、其差に 0.3408 を乘以て試料中の酸化水素 (游離及結合狀) の量 (ppm) を算出すべし。

第五節 粗油 脂 (エーテル可溶性物質)

檢水 500cc (必要あらば其以上) を蒸發皿に取り之を重湯煎上に蒸發して約 50cc となるに至りメチルオレンジ溶液 2~3 滴を加へ鹽酸を以て弱酸性となし、更に蒸發涸乾したる後 105° に於て 30 分間乾燥し、除濕器中に放冷し、次に純エーテルを用ひ硝子棒を以て善く洗滌しつゝ油脂を浸出し、本浸出操作を三回以上反復したる後、浸出物を合し乾燥濾紙を用ひ豫め秤量せる内容 300cc のエルンマイエル壺中に之を濾過し、低温に於てエーテル分を揮散せしめ、其残渣を 105° に於て殆ど恒量を得るに至る迄乾燥し秤量し、之より試料中の粗油脂の量 (ppm) を算出すべし。

第四章 細菌學的試驗

第一節 試驗用器具

試驗用器具は清淨にして嚴密に滅菌せるものなるべし。

採水壺 内容 100~200cc の共栓壺を用ひ之を紙に包みて滅菌し適宜の携帶箱に收むべし。

ピペット

稀釋用壺 共栓壺を用ふべし。

ペトリー皿 直徑 9cm 底部平坦にして氣泡なきものを選出すべし。

酸酵管 ダーラム酸酵管を用ふ。本酸酵管は直徑 1cm 長 3~4cm の小刻度管を普通の試験管内に斜に倒立せしめたるものにして、之に液體培養基 10cc を注加し滅菌するときは小試験管内の空氣は培養液に依りて置換せらるべし。本器は豫

め滅菌し置き試験に際して検水を容れ、更に適當量の滅菌したる液體培養基を加ふべし。

第二節 培養基の製法

材 料

肉煎汁 脂肪に乏しき牛肉又は馬肉 500g を細判し、内容約 2l の壺に容れ水 1l を注ぎて混和し、重湯煎上又は蒸氣釜にて 1-3 時間煮沸したる後蒸散せる水を補給し濾過し清澄なる液となすべし。

肉エキス 優良なるものを用ふべし。

ペプトン

糖類

寒天

ゼラチン

寒天培養基 肉エキス 10g、ペプトン 10g 及寒天 15-20g を水 1l と共に鍋に容れ(肉煎汁を用ふる場合には其 1l に食鹽 5g、ペプトン 10g 及寒天 15-20g を加ふべし) 加熱攪拌しつゝ溶解せしめ、蒸散せる水を補給し、中性若くは微弱アルカリ性 (PH 値七内外) となし、壺に移し約 50° に冷却するを俟つて豫め布にて搾出したる卵白二箇分を加へ、善く振盪混和して蒸氣釜に容れ 30-60 分間加熱して卵白を凝固せしめたる後、先づ布にて濾過し粗大なる卵白凝塊を除き、次で疊折濾紙及保温漏斗を用ひ温に乗じて濾過すべし。或は 60cm² の濾紙一枚を取り約 1cm² の大きさに細切し 2l の壺に容れ、之に約 500cc の熱湯を加へ強く振盪し、微細にして均等なるバルブ液を見るに至り、次に保温漏斗の底部に約 4cm² のリントを敷き、軽く吸引しつゝバルブ液を注ぎ厚さ 2-3cm の濾過層となし、尙其上面に小濾紙片を置き水にて充分洗滌し其濾液濁濁せざるに至れば尙吸引して水分を除去し、然る後培養基を注加して吸引濾過すべし。斯くして得たる澄明の濾液に付き反應を修正したる後其約 10cc づつを滅菌試験管に分注し綿栓を施し加壓釜中に於て約二氣壓の下に二〇分間滅菌を行ふべし。

遠藤培養基 3% 中性寒天培養基 1l に 10% 炭酸ソーダ溶液 10cc を加へてアルカリ性となし次で純良なる乳糖 10g 及フクシンの純アルコール飽和溶液 5cc を加へ、然る後新たに製したる 10% 無水亞硫酸ソーダ溶液 25cc を加へて混和し、液を微に淡黄色たらしめ之を約 10cc づつ滅菌試験管に分注し、蒸氣釜にて一日一回三〇分間づつ 2-3 日連続滅菌し冷暗處に貯藏すべし。

第三節 試料の採取

試料は滅菌せる採水壘に採取すべし。沈澱池等に於て任意の深さより採取するにはハイロート採取器を用ふるを便利なりとす。本器は鐵製の杵に採水壘を裝置し硝子栓及杵に各一條の鎖を附したるものにして、全部を金屬性の箱に收めて滅菌し、採取に際し箱り之を取出し水中任意の深さに沈めたる後、硝子栓に附したる鎖を引き開栓して水を容れ、鎖を放ち閉栓して採取器を引上ぐるものとす。細菌集落數試験中平板培養は採取後可及的短時間内に行ふべきものにして、採取場所に於て之をなすを原則とし、然らざる場合は試料を氷詰となし試験室に送付すべし。但し此場合と雖も試験の實施は採取後三時間以内に行ふべし。若し之を經過するときは其時間を報告書の備考欄に記入すべし。

第四節 一般細菌數

細菌數は平板培養法により發生する集落數を計算するものなり。

平板培養法 平板培養には寒天培養基を用ふべし。検水は滅菌水を以て一〇〇〇倍 一、〇〇〇〇倍 一〇、〇〇〇〇倍等に稀釋し、各稀釋液は善く振盪し其 1cc づつを二箇のペトリー皿に取り、之に豫め熔融したる約 45° (50° を超すべからず) の寒天培養基を加へ、靜に動搖して善く混和し靜置して凝固せしめ 20°-22° 又は 37° の孵卵器中に倒位となして之を收むべし。培養溫度の選擇は機に應じて任意なるも必ず報告書の備考欄に其旨明記すべし。

集落計算法 集落の計算は 20°-22° 培養の場合は四八時間後、37° 培養の場合は二四時間後に於てなすべし。此際集落數 30-300 箇を有する平板を選びて計算を行ひ、之より 1cc 中の細菌數を算出すべし。斯る平板なき場合は集落數之に近き他の平板を選ぶべし。

第五節 遠藤赤變菌數

検水を滅菌水を以て一〇倍 一〇〇倍 一、〇〇〇倍等に稀釋し善く振盪し(必要ある場合は原液) 其 1cc づつを各二箇のペトリー皿に取り、之に豫め熔融したる約 45° (50° を超すべからず) の遠藤培養基を加へ、靜かに搖動して善く混合し靜置

し凝固せしめ、37°の孵卵器中に倒位となして之を收め 18~24 時間培養し、茲に生じたる濃赤色の集落を數へ、之より試料 1cc 中の遠藤赤變菌數を算出すべし。

附、大腸菌試驗法

乳糖を分解して酸及ガスを生成し、且固形培養基上に好氣的に發育するグラム陰性無芽胞性桿菌を大腸菌族とす。本試験に要する培養基其製法及試験法次の如し。

乳糖加ペプトン水 ペプトン 10g 及食鹽 5g を水 1L に溶解し之に 0.5% の割合に乳糖を加へたる後其 10cc づつをダイラム酸酔管又は試験管に分注し、加壓釜中に於て二氣壓の下に一五分間滅菌するか或は蒸氣釜にて一日一回三〇分間づつ三日連續滅菌すべし。

推定試験 檢水を滅菌水を以て一〇倍 一〇〇倍に稀釋し善く振盪し(必要ある場合は原液)其 1cc づつをダイラム酸酔管に容れ 37° に四八時間培養しガスの生成量を検すべし。

酸酔管中ガスの生成皆無なるときは大腸菌陰性なりとす。ガスを生成するも其量刻度管の 10% に達せざるときは推定試験陽性の疑あるものとし、10% を超過するときは推定試験陽性なりとす。但し二四時間培養後に於てガスの生成量刻度管の 10% 以上なるときは既に陽性にして、此場合は更に繼續培養するの必要なし。

確定試験 推定試験陽性或は陽性の疑ある場合は其酸酔管より遠藤平板培養基を用ひて分離培養を行ひ 37° に二四時間培養すべし。

分離培養の結果定型的集落發生するときは其二箇以上を釣菌して更に寒天斜面及酸酔管培養を行ふべし。

若し定型的集落發生せざるときは更に二四時間繼續培養し、其結果定型的集落發生せば之を釣菌し、之に反し發生せざれば大腸菌集落に近似する集落二箇以上を釣菌して寒天斜面及酸酔管培養を行ふべし。

斯く接種したる酸酔管は 37° に 24~48 時間培養して、ガスの生成を検し、寒天斜面は 37° に二四時間培養し之を鏡檢すべし。此場合ガスを生成し且顯微鏡的試験の結果グラム陰性無芽胞性桿菌を證明するときは大腸菌陽性、然らざる場合は陰性なりとす。

試験成績の判定及其記載法

試料 1cc, 0.1cc 及 0.01cc の試験成績は之に相當する酸酔管の成績に據りて判定し、試験成績は

次例の如く記載すべし。
1cc + 0.1cc + 0.01cc

ハ、水道用水栓類規格改正案

(一) 第二條ヲ改正ス

現規格 水栓ハ性質良好ナル砲金ヲ用キテ鑄造シ組織緻密且ツ均一ニシテ強靱ナルコトヲ要ス

水栓ノ軸ニハ性質良好ニシテ引延ヘタル眞鍮棒ヲ用フルモノトス

改正案

水栓ノ青銅部ハ日本標準規格第一三五處青銅鑄物第五種二號ニ依リ水栓軸ハ日本標準規格第四四號「ネーバル」黄銅棒ヲ用フルモノトス

(二) 第六條ヲ削除ス

現規格 砲金ノ成分ハ次表ノ標準ニ依ルモノトス

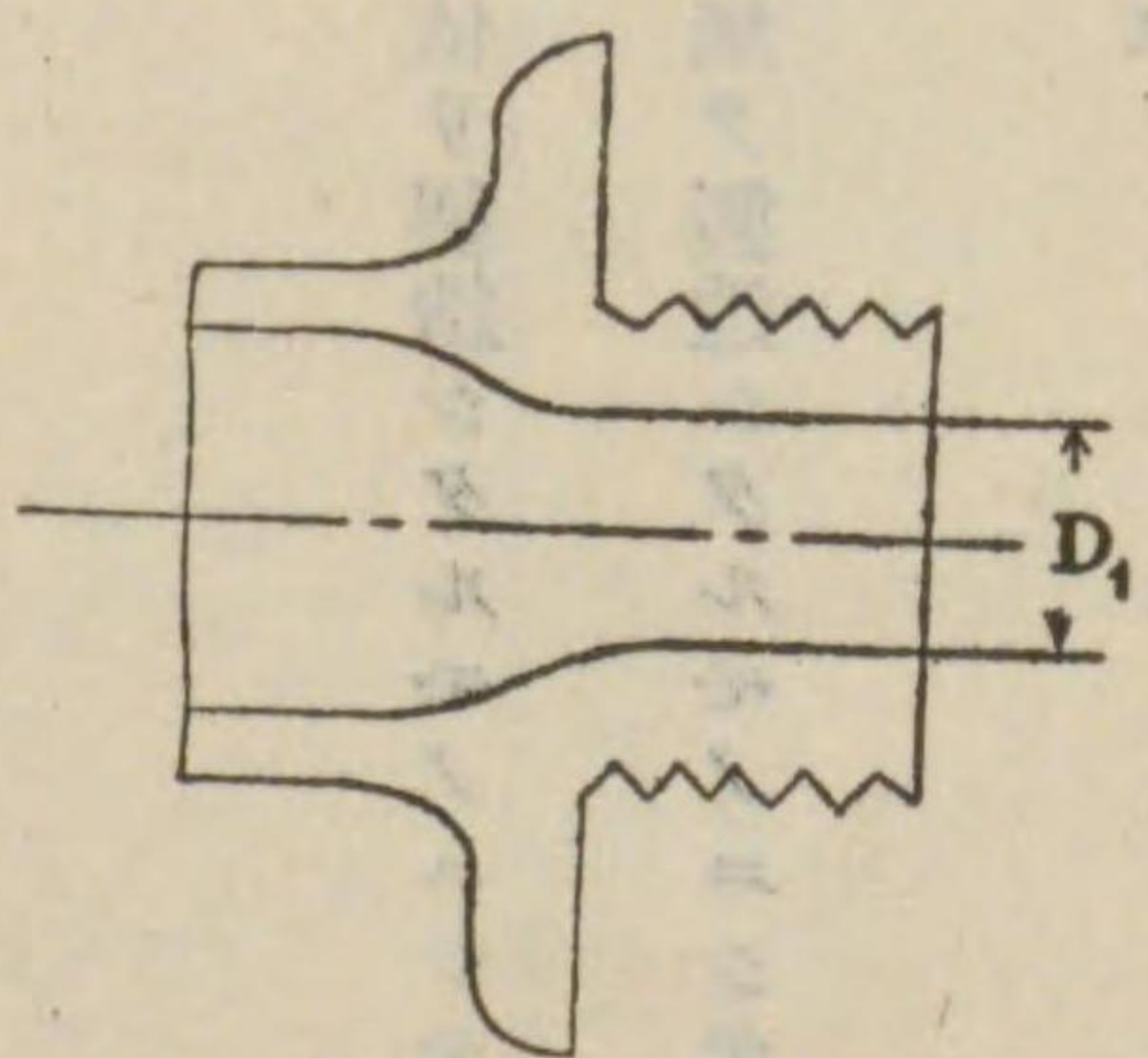
銅 78% 以上 錫 7% 以上

亞鉛 5% 以下 鉛 9% 以下

其ノ他 1% 以下

(三) 附表中給水栓ねぢ部寸法改正

公稱内徑 D	10	11	12	13	14	15
改正案 D ₁	六・五	七・五	八・五	九・五	一〇・五	一一・五
現規格 D ₁	七・五	八・五	九・五	一〇・五	一一・五	一二・五



(四) 附録トシテ日本標準規格ヲ挿入ス

- (イ) 日本標準規格第一三五號青銅鑄物
- (ロ) 日本標準規格第四四號「ネーバル」黃銅棒

二、水道用鉛管規格改正案

(一) 第三條ヲ改正ス

現規格

第三條 管ハ 0.5% 以下ノ不純物ヲ含有セサル軟質良好ナル鉛ヲ用ヒテ整型製管機ニ依リ製造シタルモノニシテ組織均一且粘性ニ富ミ打展シ易ク又屈曲シ易キモノナルコトヲ要ス

改正案

管ハ日本標準規格第二二五號鉛地金二號鉛以上ノ鉛ヲ用キ適當ナル製管機ニ依リ織目無ク製造シタルモノニシテ組織均一粘性ニ富ミ打展シ易ク又屈曲シ易キモノナルコトヲ要ス

(二) 第十一條ヲ改正ス

現規格

第十一條 管ハ一平方糎ニ付一七・五疋ノ水壓ニ耐ヘ漏洩其ノ他ノ缺點ナキコトヲ要ス

改正案

水壓試験ハ 17.5 kg/cm² ノ水壓ヲ加ヘ相當ノ時間ヲ保チ漏洩其ノ他ノ缺點ナキコトヲ要ス

(三) 第十四條ヲ改正ス

現規格

重量ノ検査ハ同種同徑ノ管一〇把若クハ其ノ端數ヲ以テ一組トシ各組ヨリ一把ヲ採リ其ノ一端ヲ切り取りテ之ヲ行フ但シ一組ノ端數ハ註文者ノ指定ニ依リ之ヲ増減スルコトヲ得

前項ノ検査力不合格ニ終リタルトキハ其ノ代表スル組ハ總テ不合格トス但シ註文者又ハ検査員ニ於テ相當ノ事由アリト認ムルトキハ其ノ代表スル組ノ各把ニ付キ再検査ヲ行フコトヲ得

改正案

第十四條 屈曲試験及重量ノ検査ハ徑ヲ同ジクスル管一〇把又ハ其ノ端數ヲ一組ト爲シ各組ヨリ任意ニ一把ヲ取出シ其ノ一端ヲ切り取りテ所要ノ試験ヲ行キ其ノ組ノ良否ヲ決定ス

若シ試験ノ結果本規格ニ合セザルモノアルトキハ其ノ試験片各一把ニ付更ニ二個ノ試験片ヲ取りテ再試験ヲ行フコトヲ得

(四)

附録トシテ日本標準規格ヲ挿入ス
日本標準規格第二二五號鉛地金

此ノ場合ニ於テ其ノ内一個タリトモ合格セザルトキハ其ノ試験片ニ依リテ代表セル、組ハ全部不合格トス
前項ノ把數ハ註文者ノ指定ニリ適宜之ヲ増減スルコトヲ得

第四回各部會上程問題

事務ノ部

問 題	議 事 大 要	速 記 録 頁
<p>(一) 市街地建築物法施行地域内ニ住居ヲ新築スル場合ニ於テ常用水ヲ上水道以外ニ求メントスル者ニ對シテハ其ノ新築許可申請若クハ届出ニ際シテ常用ニ供セントスル水質ノ試験成績表(環境ノ最モ不良ナル場合ニ於テ採酌試験シタルモノ)ヲ添付スルコトヲ要スル様關係法規ノ改正方ヲ其ノ筋ニ要請シタシ</p> <p style="text-align: center;">(理 由)</p> <p>清淨ナル水ヲ得ルコト汚水ノ排除ヲ完全ナラシムルコトハ住宅ノ二大要件ナリ、然ルニ現行市街地建築物法ハ其ノ施行規則ニ於テ下水ノ排除ニ關シテハ相當規定スルトコロアルニモ拘ラス上水ニ就テハ僅ニ井戸ト汲取便所及汚物溜トノ距離ヲ制限スルニ止マリ而モ此ノ制限スラモ同規則第四百九條ノ二ニ依リ取締ヲ除外セラレルモノ多ク都市衛生上寒心ニ堪エサル現狀ニ在ルヲ以テナリ</p> <p style="text-align: right;">提出者 八 王 子 市</p>	<p>提案の根本主旨は水道普及策にあるを以て他に適當の方法を講ずることとし要請することは見合すこととし議了</p>	一三一
<p>(二) 上水道水源確認ノ爲河水ノ利用ニ關シ水道事業者ニ優先權ヲ認ムル様其ノ筋ニ建議書提出ノ件</p>	<p>建議することとし案文の起草を常設調査委員に附託尚ほ議議文中には</p>	一三四

<p style="text-align: center;">(理 由)</p> <p>上水道事業ハ住民ノ保健衛生上極メテ緊切重要ナル意義ヲ有シ殊ニ大都市ニ於テハ其ノ重要性絶對的ナルニ拘ラス從來之カ水源ヲ選擇セントスル場合灌溉用水占有者ヨリノ抗議若クハ他ノ企業者ヨリノ利水ニ關スル競願等ニヨリ之等ノ掣肘ヲ受ケ莫大ナル補償ヲ求メラレ甚シキハ水道事業ノ經營ヲ不能ニ陥ラシムルノ事例尠カラズ、斯クノ如キ場合大所高所ヨリ之カ利害得失ヲ考察シ當然水道事業者ニ優先的地位ヲ與フルヲ妥當ト認ムルモノナリ</p> <p style="text-align: right;">提出者 横 濱 市 茂 庭 忠 次 郎</p>	<p>水利權に關し不當の要求をなすものに對しては當該官廳は速かに調査し、適當に裁斷を下し事業遂行に支障なからしむる様明記することに決定</p>	
<p>(三) 水源保護法制定方ニ付更ニ其筋ニ建議セラレンコトヲ望ム</p> <p style="text-align: center;">(理 由)</p> <p>上水道水源保護法制定方建議ハ遠ク大正四年上水協議會ヨリ爾來屢々建議セラルトコロナルモ未タ實現ヲ見サルハ遺憾トス然レ共屢次ノ建議書ハ主トシテ上流水ヲノミ強調シアリ勿論地下水ヲモ之ニ包含セルモノト信セラレルモ特ニ之等ヲモ明記シ以テ同法制定ニ至ル迄建議ヲ繼續セントス</p> <p style="text-align: right;">提出者 明 石 市</p>	<p>既建議中の水道法制定促進方を建議することとし、其の取扱を常設調査委員會に附託</p>	一四二
<p>(四) 預金部資金貸付金ニ關スル件</p> <p>水道事業費支辨ニ資スル爲メ既往ニ於テ貸付ヲ受ケタル大藏省預金部資金貸付金ニ對シテハ昭和七年十二月一日既定貸付利率ヲ六厘引下實施セラレタルモ其後低減ヲ行ハス尙高率</p>	<p>建議することとし會長一任</p>	一四四

(四分二厘乃至四分八厘)ノモノアリ之ヲ現下貸付利率程度ニ引下方其筋へ建議セラレタシ

提出者 九州支部

(五) 預金部都市計畫事業資金利率低下償還年限延長要望ノ件

(理由)

上下水道其他ノ都市計畫事業ニ對スル預金部低利資金ハ利率三分八厘ニシテ普通事業及社會事業資金ノ利率三分二厘ニ比シ著シキ等差アリ事業ノ性質上利率ヲ低下スルト共ニ償還年限二十年以内ヲ三十ケ年以内ニ延長セラレ又既借入分ニ對シテモ同様利率ノ低下ト償還年次ヲ延長セラレンコトヲ望ム

右本會ノ決議ヲ以テ關係當局ニ建議セムトス

提出者 岐阜市 清水市

(六) 水道使用ノ礦油免稅許可ニ關スル件

(理由)

本件ハ水道經營上重要問題ニシテ曩ニ中國支部會ニ於テ輸入稅免除方請願ノ件ヲ決議昭和八年八月第四回理事會ノ承認ヲ經テ本會長名ヲ以テ商工省ニ請願中ナルモ未タ其ノ實現ヲ見ス依テ更ニ本會ノ決議ヲ以テ速ニ免稅トナル可ク其筋ニ陳情目的ノ達成ヲ期セラレン事ヲ要望ス

提出者 茶屋早島上水道組合

陳情することゝし會長一任

一四七

建議することに決定し會長一任

一四五

(七)

上下水道事業ノ市町村債ニ付テハ特別ノ事情アル市町村ニ限リ利率ノ變更並償還年限ヲ延長セントスル場合舊債ノ借替ヲ認メラル、ト共ニ比較的長期ノ新規起債ヲモ可成許可セララル様其ノ筋へ陳情ノ件

(理由)

上下水道事業費市町村債償還年限延長及政府ノ地方貸付資金利率低下ニ付テハ既ニ本會ノ議決ニ基キ昭和九年八月十日附本協會長ヨリ内務大臣へ陳情シタルモ依然トシテ比較的長期ノ起債ニ付テハ許可困難ノ實情ニ在リ斯クテハ資本投下ノ爲起債スル本事業ノ如キハ使用料ノ値上等ニ依ラサル限り短期間ニ償還スル事ハ甚タ困難ヲ感スル場合アルト共ニ又舊債ニ付テモ事業經營上期限ヲ延長シテ借替ヲ爲ササル可カラサル必要ヲ生スル場合アルヲ以テ本會ノ議決トシテ監督官廳ニ陳情ノ要アリト認ム

提出者 川崎市

陳情することゝし會長一任

一四九

(八)

下水工事施行区域内ニ於ケル溝渠及河川ノ公用ヲ廢止シタル敷地無償下付ノ件

(理由)

本市ニ於テ下水道路ヲ築造シ其ノ地域内ノ溝渠及河川ヲ埋立テタル場合、其ノ無償下付ヲ申請シタルモ未タ認許ノ運ニ至ラス且當局ニ於テハ市ノ埋立ヲ俟チ之ヲ民間ニ拂下クルノ傾向アリ然ルニ市ハ多大ノ下水道經費ヲ負擔スルカ爲ニ其ノ財源ノ一部トシテ廢公用地ノ無償下付ヲ受クルハ喫緊ノ事項ナリ、依ツテ下水工事施行区域内ニ於ケル溝渠及河川ノ公用ヲ廢止シタル敷地ハ全部事業執行者タル市ニ

陳情することゝし會長一任

一五〇

無償下付サルルヤウ其ノ筋ニ陳情致シ度シ

提出者 京都市

(九) 水道使用料ノ新設變更ノ許可ヲ地方長官ニ委任セラル、様其筋ニ建議ノ件

(理由)

水道使用條例ノ許可ハ昭和四年法律第五六號ノ改正ニヨリ地方長官ニ委任セラレタルニ水道使用料ノ新設變更ハ依然其筋ノ許可ヲ要スルニ付使用條例同様許可ノ權限ヲ地方長官ニ委任セラルル様其筋ニ建議セントス

提出者 高知市

(一〇) 水量「メートル」檢定手数料納付制度改正方其ノ筋へ建議ノ件

(理由)

量水器檢定手数料ノ納付ハ檢定請求書ニ收入印紙ヲ貼付シ檢定ヲ受クル當日分ヲ其都度提出シ檢定ヲ受ケ居リ之レカ爲收入印紙ノ購入保管、貼付等ニ相當手数料ヲ要シ不便ノ點アルヲ以テ檢定終了後納入告知書等ノ類ニ依ル現金ノ後納制度ニ改正ヲ望ム

提出者 神戸市

(一一) 下水道法改正促進方ノ件

(理由)

下水道法ノ改正ニ關シテハ曩ニ本協會ヨリ案ヲ具シ主務省ニ建議濟ナルモ其ノ調査提案抄々シカラサル状態ニ在リ都市衛生ノ根幹ヲ爲

提出者 岐阜市

(一二) 水道協會ニ宣傳部ヲ設ケ各都市ヲ巡廻上下水道普及宣傳ヲ爲スノ件

(理由)

上下水道普及發達ノ現狀ニ鑑ミ本會ニ宣傳部ヲ設ケ「ラヂオ」放送展覽會、講演會、映畫會、演藝會等ヲ開催シ希望市町村ヲ巡廻宣傳シ尙協會加盟外ノ市町村ニ對シテモ希望ニ應スルコトトセハ保健衛生ノ向上ト上下水道普及ニ寄與スル處不尠ト信スルニ付出張其他ノ費用ハ開催地ノ負擔ヲ以テ昭和十年度ヨリ實施スルコトニ致度シ

提出者 岐阜市

(一三) 水道普及ニ關スル件

水道普及ノ目的ヲ以テ最モ適切ナル活動寫眞ヲ撮映シ要求ニ應ジテ貸與スルノ方途ヲ速ニ實現セシメラレ度シ

提出者 九州支部

(一四) 水道ノ原價計算ニ關シ稍合理的ナル算定法式如何

提出者 水戸市

(一五) 下水道使用料徴收ノ基準調査ノ件

提出者 名古屋崎市

常設調査委員會に附託して陳情することに決定

一五二

建議することとし會長一任

一五三

會長に一任し理事會に諮り取計ふことに決定

一五四

常設調査委員會に附託して調査することに決定

一五六

常設調査委員長報告の問題と同一に付議了

一五七

常設調査委員會に附託して研究することに決定

一五八

常設調査委員會に附託して研究することに決定

一五九

(一六) 上水道布設前ト布設後ニ於ケル左記事項承リタシ

- (イ) 傳染病發生狀況(前後二ヶ年統計)
- (ロ) 上水道布設ニ因リ火災消防上ノ設備ヲ節減シタル事例アラハ其ノ概要
- (ハ) 地方産業上ニ及ホシタル效果
- (例ヘハ地方飲食物製造品、製絲等ノ品質向上等)
- (ニ) 其ノ他一般的效果ノ概要

(理由)

世人ノ多クハ上水道ノ公益事業性ヲ主トスルコトヲ願ミス殆ト營利事業ノ如ク思惟スル結果ハ單ニ收益ノ如何ニ依リ事業ノ得失ヲ論スル嫌アルニヨリ間接的效果ヲ事實ニ示シ以テ上水道ニ對スル認識ヲ深カラシムル資料ニ供セントス

提出者 石 卷 市

書面回答に依り議了

一六〇

(一七) 1. ビルデングニ對スル給水方法並其ノ給水使用料ノ算定方法如何

- 2. 給水装置所有者行方不明ノ場合其ノ装置ノ使用竝増設其ノ他ノ工事施行ヲ認メラル、ヤ若シ認メラル、トセハ其ノ手續方法如何
- 3. 市立小學校ニ對スル給水使用料金ヲ減免セラレ居ルヤ
- 4. 撤水用給水ヲ認メ居ラル、ヤ若シ認メラル、トセハ一ヶ月ノ基本水量竝超過料金如何程カ、又一ヶ月ノ使用水量最大最小如何程カ

書面回答に依り議了

一六一

- 5. 需要家「タンク」内ニ井水及水道水混合使用シ居ル實例アリヤ其ノ例アラハ承リタシ

提出者 仙 臺 市

(一八) 市營造物ニ對スル給水料徴收ノ可否

提出者 岡 山 市

書面回答に依り議了

一六二

(一九) 溪流ヲ水源ニ利用シ下流ノ水利權ヲ收用スル場合其ノ補償ノ範圍竝ニ灌漑用水量算定ノ方法如何

提出者 尾 道 市

第二問の建議に際し水利權に關し不當の要求をなすものについては當該官廳は速かに調査し適當に裁斷をなし事業認可をせらるゝ様希望することゝし議了

一六二

(二〇) 水道協會鐵管検査ハ鮮産品ニ限リ除外例ヲ設ケ當分ノ間從來通り検査方承認ノ件

(理由)

朝鮮ニ於ケル製鐵業獎勵法施行セラレ總督府ニ於テ斯業ノ發達ヲ獎勵シツツアリ然ルニ本會ニ於テ鐵管類検査機關設置セラレタルモ之カ諸經費及地理的關係上朝鮮ニ於テハ未タ検査契約締結ノ運ニ至ラサルヲ以テ當分ノ間鮮産品ニ限リ除外例ヲ設ケラレ度シ

提出者 朝 鮮 支 部

協會の検査は法律命令による強制關係に非ずして任意の契約によるものに付本問題は別段の決定を要せざるものなりと議了

一六五

(二一) 縣又ハ市ニ於テ施工スル道路及溝渠ノ改築、修築修理等ノ爲引込給水管ノ掘下又ハ變更ヲ要スル場合其ノ工費ハ起業者又ハ設備所有者ノ何レニ負擔セシムルヲ至當ト認ムルヤ

提出者 山 形 市

書面回答により議了

一六八

<p>(三三) 水道協會各部會提出問題回答集ヲ出席セサル會員ヘモ配付方ノ件 (理 由) 公務都合ノ爲メ出席不能ノ場合總會議事録ノミニテハ問題ノ解決ヲ知ルヲ得サル場合多ク其ノ效果甚ダシク減セラルルヲ以テ出席ノ有無ニ係ラス各會員ニ配付方希望ス 提出者 朝鮮支部</p>	<p>配付方希望し議了(但し既往に於ても配付せり)</p>	<p>一六八</p>
<p>(三二) 唧筒運轉ニ使用ノ電力料金を承リタシ 提出者 石巻市</p>	<p>書面回答により議了</p>	<p>一六八</p>
<p>(二四) 水道協會細則變更ノ件 社団法人水道協會細則中左ノ通改正スルモノトス 記 第四條第一項中 「十級(同五千未満ノモノ) 一〇〇圓 五〇圓」トアルヲ 「十級(同二千以上五千未満ノモノ) 八〇圓 四〇圓」ト改ム 十級ノ次ニ左ノ通加フ 「十一級(同二千未満ノモノ) 三〇圓 一五圓」 (理 由) 近來上下水道ハ漸次町村ニ於テ其ノ施設ヲ見ルニ至リタルモ會費其ノ他ノ關係上本協會ニ加盟困難ノモノアルヲ以テ之等町村ニ對スル負擔ヲ輕減シ本協會ノ擴大強化ヲ圖ラントス 提出者 岐阜市</p>	<p>理事全部を委員として調査方附託する様總會に緊急動議を提出することに決定</p>	<p>一六九</p>

<p>(二五) 水道協會専用事務所設置ノ件 提出者 岐阜市</p>	<p>事務所を十一年度より設置すること、設置については豫算を伴ふが之は會長に於て理事會に諮つて決定する様總會に緊急動議を提出することに決定</p>	<p>一七四</p>
---------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------	------------

<p>總會ヨリ廻附問題</p>			
<p>(二) 本協會ニ於テ水道普及使用料滯納防止等ノ宣傳用脚本ヲ募集シ之ヲ映畫化シ相當使用料ヲ徴シテ會員ニ使用セシムルノ可否ノ件 常設委員長報告</p>	<p>常設調査委員會本件主査島崎孝彦氏より經過報告あり、報告通り之を實行化することに決定</p>	<p>一三一</p>	

上水工務ノ部

<p>(二) 水道用濕式翼車型十三耗量水器標準型制定ノ件 (理 由) 水道用量水器ノ製産價格ヲ低廉ナラシメ修繕技術簡易化ヲ計リ其ノ費用ヲ低下スルト共ニ檢針其ノ他事務能率ヲ増進センカ爲本會標準型ヲ制定スル必要ヲ認メ研究中ノ處濕式翼車型十三耗ニ就テハ成案ヲ得ルニ至リタルヲ以テ不取敢之カ標準型ヲ制定セントスルモノニシテ其ノ他ノ形式口徑ノモノニ付テハ漸ヲ追ヒ研究制定セントス 提出者 東京市</p>	<p>東京市より詳細なる東京市の特許標準型に就ての説明あり、常設調査委員會に附託し業者の意見をも徴して規格制定に付研究することに決定</p>	<p>一八〇</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------	------------

<p>(二) 水道用ゴム規格制定ノ件</p> <p>提出者 東京市</p>	<p>制定することゝし常設調査委員会に附託</p> <p>一八九</p>
<p>(三) 水道用鐵管塗裝ニ關スル調査研究機關設置ノ要ナキヤ</p> <p>(理 由)</p> <p>水道用鐵管塗裝ノ不備ハ鐵管内外面腐蝕ノ原因トナリ鐵管損傷ノタメ年々莫大ナル金額ノ損失トナルノミナラス内面腐蝕ハ摩擦ヲ増大セシメ水流ヲ妨ケル原因トモナリ各都市給水ノ不足ニ惱ム現狀ナルヲ以テ之レカ缺點除去ハ水道經營者ノ重大任務タルヲ痛感スルモノナリ各市ニ於ケル個々ノ研究ヲ以テシテハ到底充分ナル成果ハ得ラレサルヲ以テ水道協會ニ於テ調査研究機關設置ノ要アルヲ認ムルニヨル</p> <p>提出者 大阪市</p>	<p>研究問題(五)と一括審議の結果重要問題につき調査機關を設置し相當經費を計上して調査するの必要あるを以て之が實行方法を常設調査委員会に附託することに決定</p> <p>一八九</p>
<p>(四) 水道用高級鑄鐵管竝ニ鑄鐵管規格附表中曲管$11\frac{1}{4}$同$11\frac{1}{4}$同$5\frac{5}{8}$ニモ兩承曲管ヲ、ラツバ管ノ管厚ハ何レモ低壓管ト等シク規定スル必要ナキヤ</p> <p>(理 由)</p> <p>規格ニハ曲管45°以上ニハ兩承曲管ヲ規定シアルモ以下ニ於テモ其ノ必要アルト布設作業上ヨリスルモ$22\frac{1}{2}$以下ハ45°以上ヨリモ更ニ其ノ布設容易ナルニ由ル尙ラツバ管ハ其ノ用途上他ノ管ノ如ク管厚ヲ要セサルヲ以テ低壓管ノ管厚ト等シク輕量ナルモノトスルヲ利益ナ</p> <p>提出者 朝鮮支部</p>	<p>將來鑄鐵管規格改正の際考慮することゝし議了</p> <p>一九一</p>
<p>(五) 水道用高級鑄鐵管規格附表第十二號又管(七六頁)第二〇號帽乙丙(一〇〇頁一〇一頁)第二一號栓乙(一〇二頁一〇三頁)第二十二號ラツバ口甲乙(一〇四、五頁)ノ詳細規格寸法ノ制定ヲ計ラレタシ</p> <p>(理 由)</p> <p>右ノ記入寸法ハ主要部分ニシテ詳細ニ互リ明示ナキ爲注文毎ニ重量ニヨリ適宜寸法ヲ設計シ承認ヲ得ル手段ト日數ヲ要シ必然納期遲延ノ惡影響ヲ及ホスコトトナル</p> <p>提出者 特別會員 田中勘七</p>	<p>なるべく提案の趣旨に添ふ様取計ふこととし議了</p> <p>一九三</p>
<p>(六) 一二五耗管以下ノ壓別記號削除ノ件</p> <p>水道用高級鑄鐵管規格第六章記號第十七條中「前項ノ外普通壓管ニハ⑦低壓管ニハ⑧ノ記號ヲ又曲管ニハ角度ヲ鑄出スルモノトス」トアル次ニ「但シ直管中公稱内徑一二五耗管以下ノ管ニハ壓別記號ハ不要トス」ヲ挿入スルコト</p> <p>(理 由)</p> <p>一二五耗管以下ノ直管ハ管厚全部九耗ニシテ普通壓、低壓共全ク同一形狀寸法ナレハ更メテ壓別區別ノ記號ノ必要ナキモノナリ却テ之アルカ爲使用時竝ニ製造納入ニ當リ管ノ圓滑ナル運用ヲ妨クルコトアリ</p> <p>提出者 特別會員 田中勘七</p>	<p>提案通り決定</p> <p>一九三</p>

<p>(七) 水道用高級鑄鐵管規格改正ノ件 口徑八〇〇耗以上ノ四十五度曲管及四十五度片鍔曲管ノ挿口部ニ直部ヲ附スル件 (理 由) 口徑八〇〇耗以上ノ四十五度曲管ハ挿口部ニ直部ナキタメ繼手鉛ノ間隙カ著敷一方ニ偏シ作業上困難ヲ極ムルヲ以テ之ニ二〇〇耗ノ直部ヲ附スルヲ適當ト認ム 提出者 大 阪 市</p>	<p>直部を附するを可と認め將來改正の際考慮に入れることに決定</p>	<p>一九四</p>
<p>(八) 翼車式量水器ニ關スル規格附表第二號中ニ水管中心線ヨリ量水器外匣底面迄ノ高サヲ規定挿入セラレムコトヲ望ム (理 由) 量水器室ヲ築造スルニ當リ鐵管中心高ヨリ室底部迄ノ寸法ヲ決定スル資料トシテ必要アルニ由ル 提出者 朝 鮮 支 部</p>	<p>第一問に於て審議せられたるを以て單純に議了</p>	<p>一九六</p>
<p>(九) 緩速濾過池ニ於テ夏期濾過膜剝離浮游スルハ如何ナル原因ニ依ルヤ又其防止方法如何 (理 由) 濾過膜剝離スルトキハ其部分ノ濾過作用ニ影響アルナラント思ハルルニヨリ之カ防止方法ヲ講シ度シ 提出者 奈 良 市</p>	<p>常設調査委員に附託調査することに決定</p>	<p>一九六</p>
<p>(一〇) 河床ニ埋設スル集水埋管ニ依リ伏流水ヲ集取シテ水源ト爲ス水道ニ於テ單ニ急速濾過池ノ設備ノミニ依リテ洪水時ニ</p>	<p>種々意見の發表あり議了</p>	<p>一九七</p>

<p>(一一) 沈澄用礬土ノ購入規格改正ノ要ナキヤ (理 由) 於ケル原水ノ微濁ヲ除去シ得ルヤ否ヤ此ノ場合若シ藥品沈澄併用ノ必要アリトセハ其ノ沈澄時間ノ標準ヲ幾何ト爲スヘキヤ御意見承リ度シ 提出者 川 崎 市</p>	<p>第四部會と併行審議す、本部會としては改正の要ありとし、四部會議長と打合の上處理することに決定</p>	<p>一九九</p>
<p>(一二) 現今使用セラレツ、アル給水器具中左記用具ハ水道汚染防止上有害ト認ムヘキ點ナキヤ (理 由) 乙止水栓、フラツシユバルブ 耐寒式給水栓、耐寒式消火栓 提出者 岐 阜 市 靜 岡 市</p>	<p>種々實例發表ありて議了</p>	<p>一九九</p>
<p>(一三) 鐵管印籠接手ノ填隙材研究ノ必要如何 提出者 濱 松 市</p>	<p>常設調査委員會に附託して前回附託の接手に關する件と併せ研究することに決定</p>	<p>二〇〇</p>
<p>(一四) 消火栓規格制定ノ件 (理 由)</p>	<p>本問は前回各市に於て一ケ年研究することゝ保留したるものなるが別段の意見も</p>	<p>二〇一</p>

消火栓ハ大部分地下式ニシテ非常ノ場合不便尠カラサルト共ニ其ノ形式ニ於テモ個々別々ナルニヨリ從テ製作費ヲ増大スルノ嫌アルニヨリ之ヲ鐵管ノ如ク標準規格ヲ制定スルノ要アリト認ム

提出者 奈良市

なく議了

(三) 水栓類規格改正ノ件

前同總會廻附議案 (三)

本間は前同常設調査委員會本件主査草間博士より改正點の説明ありたるも改正案印刷出來ざりしたため一ヶ年各市に於て研究することとし留保したるものなるが報告通り可決

二〇一

(三) 鉛管規格改正ノ件

前同總會廻附議案 (四)

同右

二〇二

(四) ラヂオ受話装置ノ一端ヲ地中ニ埋設スル代リニ往々給水装置ニ取附クルモノアリ之ヲ禁止スヘキヤ

前同研究問題 (二)(三)

(説明)
近來「ラヂオ」ノ普及ニ伴ヒ受話装置ノ一端ヲ地中ニ埋設スルノ工事ヲ省略シ給水装置ノ一端ニ取附クルモノ往々アリ「ラヂオ」加入勸誘者モ又之ヲ宣傳ス此ノ装置ニヨリ鉛管竝ニ鐵管ノ受クル影響ニ付キ調査セラレタルコトアラハ承知シタシ若シ何等ノ影響ナシトスルモ絶對ニ禁止スヘキモノトセハ其ノ取締方法

提出者 神戸市 尼崎市

未だ結論を得たる水道なきに依り更に一ヶ年研究することとし留保

二〇二

(五) 鐵管塗裝材料竝ニ方法ニ關スル件

前同研究問題 (五)

提出者

東京市 京都府 大阪市 横浜市 名古屋市 神戸市

新問題 (三) と一括審議常設調査委員會に附託

一八九

下水工務ノ部

(二) 工場廢水ノ取締竝ニ冷却水其他多量ノ排水ニ對スル排除方法ニ關スル件

(理由)

下水道ニ流入スル工場廢水ノ取締ハ下水處理上極メテ重要問題ナルト共ニ工場又ハビルヂング等ニ於ケル冷却水ノ如キハ比較的清淨ニシテ殆ント處理ノ必要ナキモ其ノ量極メテ多ク之レカ排除ノ方法如何ハ下水道ノ設備及經費ニ影響スル所尠カラサルヲ以テ之レカ講究ヲナサントス

提出者 大阪市

書面による回答及び會場に於て意見種々發表あり議了

二〇三

(三) 汚泥處理前ニ少量ノ鹽素ヲ汚水ニ注加スルコトノ是非ニ就キ

<p>研究シ度シ</p> <p>(理 由)</p> <p>防臭、防腐及酸化作用促進等ノ目的ヲ以テ行フ「アレクロリネーション」ハ相當價値アル研究問題ト思料セラルルカ之ニ關シ御意見承リ度シ</p> <p>提出者 東 京 市</p>	<p>提出者より「汚泥處理」は「汚水處理」の誤と訂正、大阪市より試験報告あり議了</p> <p>二〇五</p>
<p>(三) 促進汚泥法ニ依ル下水淨化ノ様式ニ就キ研究シ度シ</p> <p>(理 由)</p> <p>現在行ハレ居ル下水淨化様式ニ在リテハ尙幾多研究ノ餘地アリ更ニ根本的ニ攻究ヲ遂クルノ要アリト認ム</p> <p>提出者 横 濱 市</p>	<p>大阪市の特許になる新考案、京都市の機械曝氣法名古屋市の機械曝氣に關する研究等種々有益なる意見の發表あり議了</p> <p>二〇七</p>
<p>(四) 促進汚泥ヨリ瓦斯ヲ發生セシムル場合經濟上最モ適當ナル溫度竝ニ消化槽容量ニ就キ承リ度シ</p> <p>提出者 横 濱 市</p>	<p>大阪市、名古屋市、京都市より種々報告あり議了</p> <p>二一三</p>
<p>(五) 汚泥消化法ニ依リ得ラル、消化「スラツヂ」ノ處理法如何</p> <p>(理 由)</p> <p>消化汚泥ハ他ノ汚泥ト異リ肥效成分少シ之ヲ如何ニ處分及利用セハ合理的ナリヤ</p> <p>提出者 東 京 市</p>	<p>京都市、名古屋市に於ける實際取扱、大阪市の意見等發表あり議了</p> <p>二一六</p>
<p>(六) 下水汚泥消化ノ場合生スル上澄液(スーパ一ネーターント、リクイッド)ノ合理的處理法ノ研究承リ度シ</p>	<p>別段の意見發表もなく議了</p> <p>二一八</p>

<p>(七) 工場廢水ヲ下水道ニ排流セシムル場合各種排水ノ許容稀釋度ニ就テノ研究承リ度シ</p> <p>(理 由)</p> <p>下水汚泥消化槽ノ上澄液ハ通常最初ノ沈澱池ニ返送スルカ如ク見ユルモ其ノ嫌氣性腐化液ハ曝氣槽及濾過池ニ惡害アリト思考セララルヲ以テ之ヲ單ナル返送方法ニ依ラス合理的ノ處理ヲ講スルノ必要アリト認メラル</p> <p>提出者 東 京 市</p>	<p>常設調査委員會の「河川に放流すべき下水の稀釋度に關する委員會」に併せ研究方附託することに決定</p> <p>二一九</p>
<p>(八) 海底ニ埋設スル下水排出管ノ材質竝ニ其ノ工法ニ就キ承リ度シ</p> <p>提出者 横 濱 市</p>	<p>別段の意見發表もなく議了</p> <p>二二一</p>
<p>(九) 汚水量ノ時間的變化ニ就キ御研究アラハ承リ度シ</p> <p>提出者 岐 阜 市</p>	<p>同</p> <p>二二二</p>
<p>(一〇) 汚泥ノ直接施肥ニ關スル調査ヲ遂ケラレ度シ</p> <p>(理 由)</p> <p>促進汚泥法ハ最モ嶄新ナル汚水處理方法ニシテ所要敷地ノ少キコト淨化效率高キコト肥料價値ノ大ナルコト等ニ於テ最モ優越シ現ニ歐米各都市ハ勿論我國ニ於テモ將來益々發展スヘキ趨勢ヲ示シツツアリ、然レトモ本法ニ據ル汚泥ハ多量ノ水分ニ富ミ其ノ含水量ハ通常平均九八%内外ニ相當スルヲ以テ其ノ量頗ル多ク乾燥容易ナラサル</p>	<p>設備を有する都市に於て夫々研究を希望することゝし議了</p> <p>二二三</p>

爲其ノ處置ニ何レモ苦慮シツツアルヲ遺憾ナリトス、我國ハ古來農ヲ國本トシタル關係上都市ノ周圍ニハ到ル處廣漠タル耕地アリ殊更歐米ニ類例ナキ水田ニ富ミ灌溉ノ爲用水路縱横ニ貫流スルノミナラス從來尿尿ヲ以テ唯一ノ肥料ニ供シ其ノ效果ノ絶大ナリシハ言ヲ俟タサルナリ、現下水道ヲ改良シ尿尿ノ處理ヲ改善スヘキハ我カ都市全般ノ緊急事ニ屬シ之カ經濟的解決ハ都市衛生上最モ焦眉ノ急ニ迫レル問題ナリト認ム、而シテ汚水處理ニ據リ生セル汚泥ヲ一時適當ノ箇所ニ貯溜シ腐敗セシメタル上直接水田共ノ他ノ施肥ニ利用スルノ研究ハ最モ妙味アル問題ナリト信ス、以上ノ爲試驗田共ノ他必要ナル諸設備ヲ整ヘ最モ完全ナル専門的調査研究ヲ遂ケラレンコトヲ切望シテ止マサルナリ

提出者 特別會員 茂庭 忠次郎

水道衛生ノ部

(一) 水中生物ノ驅除ニ就キテ實驗成績承リ度シ

(理由)

濾過池内ニ於ケル種々ナル諸種生物ノ繁殖ハ延イテハ濾水中ニ移行ノ誘因ヲ爲スモノナルヲ以テ之カ驅除ニ適當ナル方策ヲ講スルノ要アリト思惟ス之カ驅除ヲ實施セラレタル向アラハ其ノ成績承リ度シ

提出者 東京市

岡山市の食鹽水に依るナイス撲滅の經過
廣島市の酸による沙蠶驅除の試験法、東京市の硫酸銅による生物驅除成績等の報告あり議了

二三一

(二) 硫酸礬土ノ協定試験法及一定ノ購入規格ヲ設クル必要ナキヤ

(理由)

品質ノ相違ハ價格及使用量ニ影響スルコト多大ナルヲ以テ試験法ヲ一定シタル協定規格ヲ設クルハ實際上學術上便利ナリト思料ス

提出者 神戸市

一ヶ年研究問題として存置することに決定

二六〇

(三) 濾過砂層中ノ汚泥及微生物ノ分布状態如何

(理由)

濾過效力發現ト砂層中ノ汚泥及微生物分布状態トノ間ニハ重要ナル關係アルモノノ如シ而シテ其ノ關係スル程度ハ氣候原水及濾過條件等ニヨリテ相違スル所アランモ之ニ關スル各地ノ研究結果ヲ知レハ本邦上水道作業上ニ於テモ資スル所尠カラサルモノト認ム

提出者 大阪市

大阪市、廣島市の實驗發表あり尙各地で可成同一方法により研究をなした次の機会に報告することに申合せをなし議了

二三四

(四) 上水殺菌ニ鹽素ヲ使用スルニ際シ臭氣ヲ及ボス原因ニ關スル調査研究ノ件

提出者 吳市

大阪、岡山、吳、京都等より夫々報告あり議了

二三八

(五) 給水用銅管ヲ使用セラル、所アラハ其成績(殊ニ水質ニ關スル)及之ニ對スル御意見承リ度シ

提出者 廣島市

東京市、廣島市の試験成績、静岡市の實際使用成績、住友田邊博士の製作者としての報告等あり重要問題に付き研究問題として存置に決定

二四八

(六) 協定試験法中大腸菌試験法(四)完全試験(ロ)ニ於テ遠藤氏平板上定型ナラサル聚落(培地赤變セス桃色聚落)中乳糖

肉汁ニ於テ瓦斯發生シ且ツ無芽胞性桿菌ヲ證明スル事屢々アリ上水源水中ニハ此者 (Aerogenes Gruppe) 多シ此者ヲ以テ大腸菌 (Coli 普通大腸菌) ト同様ニ見做シ陽性トスルノ可否

(理由)

遠藤氏平板上定型ナラサル者モ瓦斯發生ト無芽胞性桿菌ナル條件ヲ備ヘタル者ヲ普通大腸菌同様ニ取扱フモノトスレハ上水中大腸菌陽性ノ回数ヲ増加シ又試験施行ニ當リ全菌株ノ分離定性ヲ必要トス然レ共人畜汚染ノ標識ヲ檢索スルヲ目的トスル大腸菌試験ニハ遠藤平板上定型ナルモノノミニ付定性スル事ニ依リ實際上充分目的ヲ達スルモノト考ヘ遠藤平板上定型ナラサル聚落中ノ大腸菌ト定型ナル聚落中ノ大腸菌トノ間ニ何等カノ區別ヲ附シ置ク必要アリト思料スルニ由ル

提出者 北海道支部

可否に就テの意見を決定せず本問題に關聯する上水試験法は既に常設調査委員會に於テ調査中に付其の決定に委することとし議了

二四一

(七)

上水判定標準中飲料水ハ有害金屬ヲ含有スヘカラストアルヲ亞鉛、鉛、銅ニ付限度ヲ定メテ許容スル事ニ改正ノ件

(理由)

亞鉛鍍銅管、鉛管、銅管ヲ使用スル都市ニ於テハ上水中僅微量ノ此等金屬ノ檢出ハ免レサルニ由ル函館市ニ於ケル最近ノ亞鉛及鉛銅ノ檢出量別紙ノ如シ

山春町三四番地公設栓	鉛分	亞鉛分	銅分
柏木町柏木病院	0.050 匙	八、六七七 匙	—
末端栓	0.050 匙	六、九〇九 匙	—

提出者 北海道支部

上水試験法改正の常設調査委員に於て此の點を考慮することとし議了

二四三

(八)

協定上水試験法改正ニ當リテ細菌聚落數ヲ寒天培養ニ於テハ從來七〇個迄ヲ飲料適トシテ取扱ヒツ、アルヲ四〇個迄セラチン培養基ニアリテハ五〇個迄ニ爲ス事ノ可否ニ就キ御意見を承り度シ

(理由)

現在ノ上水協定試験法ニ依ル細菌聚落數ノ取扱ヒハ檢水一cc 中寒天培地ニ於テ七〇個以上、ゲラチン培地ニ於テ一〇一個以上アル時ハ飲料不適トシテ取扱フ事トナリ居ルモ此ノ限定細菌數ノ根據ハナキモノト思料ス宜シク現在我國ニ於ケル各地上水道ノ現狀ヲ基礎トスルヲ妥當トス即チ昭和七年中内地各都市、朝鮮、臺灣、關東州、各都市、上水質報告(水道協會報告)一ヶ年平均細菌數ニ依ル)ヲ纏ムルニ次表ノ如クニシテ細菌平均二〇個以下ノモノヲ考フルニ約半数以上ニシテ之レヲ四〇個以下ト見ルトキハ大多数九〇%以上ニナリ之レヲ以テ見ルモ細菌聚落數カ少ナク共四〇個以上ナルトキハ之レヲ飲料不適トシテ取扱フコトトスルモ支障ナク、且ツ上水ノ完全ヲ増加シ上水道本來ノ目的ニ添フモノト思料ス

提出者 朝鮮支部

現行通りにて大した支障なしとの意見にて議了

二四五

細菌聚落數(平均)分類統計表
(朝鮮支部提出問題附表)

種別	本州						朝鮮						平均	區別	總計	總計ニ對スル割合%
	東京市	東京市以下七都府	大阪府	神戶府	東京府	東京府以下二十一都府	京城府	京城府以下五都府	京城府	京城府以下五都府	京城府	京城府以下五都府				
10以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
20以下	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
30以下	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
40以下	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
50以下	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
60以下	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
總計	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
總計ニ對スル割合%	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

種別	關東州			臺灣			平均	區別	總計	總計ニ對スル割合%
	大連市	金州府	安東市	臺北市	高雄市	臺南市				
10以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
20以下	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
30以下	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
40以下	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
50以下	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
60以下	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
總計	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
總計ニ對スル割合%	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

總會同附議案

(一) 下水試験法制定ノ件

常設調査委員長報告

常設調査委員長報告を適當と認め本會の協定法として採用する様總會議決に附すべく緊急動議を提出することに決定

研究問題

(二) 協定上水試験法ニ臭味ノ種類ヲ表示スヘキ標語ヲ制定スルノ要ナキヤ

前回は標語記載の要ありとの意見に大體一致したるも標語の撰定困難に付各水道に於て一

(理由)	
臭味ノ種類ヲ明示スルハ水ノ衛生適否判定上必要ナルニヨル 前同新問題 (四)	
提出者	大 阪 市
ケ年研究することゝし留保せられたるものな るが目下上水試験法改正が常設調査委員会に 於て調査進行中に付この點を考慮に入ること とゞして議了	
八八	

報 告 ノ 部

<p>(一) 東京接手ニ關スル報告(第二部會)</p> <p>(二) 鐵管塗料ニ關スル研究(第二部會)</p> <p>三 水道給水用トシテノ銅管ノ衛生學的考察(第四部會)</p> <p>(四) 硫酸銅並漂白粉ノ水中生物ニ及ホス影響ニ就テ(第四部會)</p> <p>(五) 集菌法ニ依ル濾水中ノ大腸菌檢出ニ就テ(第四部會)</p> <p style="text-align: center;">報告者 東 京 市</p>	<p>(一) 文書配付済</p> <p>(二) 乃至(四)は文書により報告に決定</p> <p>(五) 口頭報告</p> <p style="text-align: center;">一一三三</p>
<p>(一) 緩速砂層濾過機轉ニ關スル研究</p> <p>(二) 銅管ノ水質ニ及ホス影響ニ就テ</p> <p>(三) 時間給水ト水道衛生上ノ問題</p> <p>(四) 諸種藥劑ニ對スル淡水小動物ノ抵抗力ニ就テ</p> <p>(五) 下水淨化ニ於ケル鐵鹽ノ使命ニ就テ</p> <p>(六) メタン瓦斯發生ニ及ホス重金屬鹽、防腐消毒劑ノ影響ニ就テ</p> <p>(七) 活性汚泥ノ曝氣方法ニ關スル研究(第三報)</p> <p>(八) 活性汚泥ノ曝氣中ニ於ケル空氣成分ノ變化ニ就テ</p>	<p>(一)(三)(四)(九) 口頭報告済</p> <p>(二)(五)(六)(七)(八)は文書により 報告に決定</p>

<p>(九) 河川ノ汚染度表示法トシテB・O・Dノ價值</p> <p style="text-align: center;">報告者 大 阪 市</p>	<p>口頭報告済</p>
<p>(一) 細菌試験ノ聚落計算ニ障害トナル可キ變形菌ノ發育ヲ微弱ナ ラシムル方法ニ就テ</p> <p style="text-align: center;">報告者 岡 山 市</p>	<p>口頭報告済</p> <p style="text-align: center;">二六五</p>

水道協會第四回總會並部會議事速記錄

一	出席者	...
二	列席者	...
三	報告事項	...
四	討論事項	...
五	決議事項	...
六	其他事項	...
七	散會	...

水道協會第四回總會 (第一日)

昭和十年十一月六日(午前九時五十分)開會

○二百七番福田五郎君(廣島市) 只今から水道協會第四回總會を開催致します。廣島市長の御挨拶があります。

廣島市長挨拶

○廣島市長横山金太郎君 閣下並に諸君 私が只今紹介を受けました横山金太郎でございます。諸君の中にはこれまで既にお目に懸りまして知を辱うしておゐでになる方もおゐらつしやいます。又今日初めてお目に懸る方もございます。既に知を辱うして居ります方々は層一層、今日初めてお目に懸ります方は將來に向つて切に御懇情をお願い致します。全體は逐一お宿許をお訪ね致しまして御挨拶を申し上げます。それが當然の仕儀でございますが、何と致しましても主催市と致して匆忙の砌この點は失禮をさして戴きます。これより一言御挨拶を申し上げます。今回水道協會第四回總會を當市に開催せらるゝに當り、全國各地及び滿洲等より多數の御出席を得まして斯くも盛大なることを致しましたことは各位と共に御同慶に堪へない所でございます。又來賓としての閣下並に各位に對しましては御用

務御多繁の折柄にも拘らず枉げて御出席を賜はりまして本會の爲め一段の光彩を添へて戴きましたことを衷心より感謝致します。

本協會はその前身たる上水協議會以來多年に亘つて水道發達の爲に寄與したる所洵に少くないのでありますが、輓近文化の急激なる進展に伴ひまして、この水道は都市生活を營むに當り單に保健衛生の見地よりその施設を爲すに止めず、防火に對しても重要な使命を持つ保安事業であり、又各種産業經濟その他諸般の事に密接不離の關係を有する事業であることをお互ひに自覺認識をしなければならんと存じます。隨て本會の任務は一層重きを加へて居ります。就きましては、本日總會の議に付せられます各般の諸案はこの趣旨に於て悉く重大性を有するものであると存じます。何卒慎重審議斯道の爲に貢獻せられんことを祈禱して已みません。

我が廣島市上水道は明治三十一年に出來上りました軍用水道に市の水道を接續布設し、爾來三次の擴張を経まして今日に及んで居るのであります。この度第三回の擴張に

當りては本席へ御臨席なさつてお在でになります京都帝國大學教授大井博士の御指導に依つて太田川の伏流水取水の設備を致しましたが、その成績が極めて良好であつて、而も豊富なる水量と優良なる水質を有することを得ましたことは本市の爲め一大幸福であり、且つ聊か誇りとする所であります。

下水道に至りましては明治四十一年に工を起し大正五年に竣工を告げたものであります。その施設は汚水を直接河川に放流するのであります。仍て折角水の都を以て稱せられて居ります市内各河川を汚濁するのみならず、地勢の關係上降雨多量の際に於ける汚水放出の處理にも頗る支障を來します。現にこれが爲に徹底的な施設方法に付きましたその調査を進めて居るやうな状態であります。故にこの點に付きましては各位の御參考に資するに足るもの少いことを甚だ遺憾とするものでございますが、幸ひに御視察御指導を賜はることを得ましたならば望外の喜びとする所であります。

終りに臨みまして一言お詫びを申し上げたいと存じます。今回折角御來廣を戴きましたけれども、開催市として私共を初め各係りの者一同事に嫻はざるの致す所、設備殊に御席次等に付きましては注意を缺き、又は思慮の足らざる結果自然非禮に失する所のもので定めし少くないこと存じますが、これは本會目的達成の爲めの犠牲であるとお諦め下

て、今度の總會が第四回に相成ります。本協會と致しましては結成後まだ數年を経過するに過ぎませんが、協會の前身であります上水協議會の時代と通算致しますれば既に三十二年に相成つて居るのであります。その間我國上下水道の進歩發達に多大の貢獻を致して参りましたことは御同慶の至りでありますが、本會はその使命の重大なるに鑑みて更に將來一層の努力を致さねばならんと存じます。

昨年の第三回總會に於て議決に相成りました上下水道國庫補助金交付方陳情の件は内務、大藏兩省に國庫補助の復活を要請し、且つ全國市長會及び上下水道國庫補助期成同盟會と協力致しまして、遂にその目的を達するを得ましたことは上下水道界の爲め誠に慶賀の至りであります。

本協會々員の現在數は正會員が百六十一、特別會員が百三十二でありまして、その外に賛助員が十七名でございます。未だ上下水道敷設箇所全部を會員に包容するには至つて居りません。幸ひに年々の加入數が増加は致して居りますが、成るべく今後多數を包容するやうに努めたいと存じます。各位に於かれましてこの點何卒御協力をお願い致したいと存じます。

常設調査委員會に於きましては昨年に引續いてそれら、擔任事項の研究を續けて戴いて居りますが、この機會に委員諸君の御盡力に對しまして厚く御禮を申上げて置きます。

さいまして特に御諒恕を賜はらんことをお願い致します。(拍手)
○二百七番福田五郎君(廣島市) これから會長東京市長の御挨拶がございませう。

會長 挨拶

○會長代理東京市助役鷲尾弘準君 本日は會長であります東京市長がこちらに出席を致しまして御挨拶を致すべき筈の所でございますが、差措き難き差支へが出来まして東京を離れることが出来ません爲に、代理として私から御挨拶を申上げるやうにといふことでございますからして、一言會長に代りまして御挨拶を申し上げます。

今回第四回の協會の總會を開くに當りまして、御繁忙の折柄にも拘りませず、來賓多數各位の御臨席を辱う致しまして、又會員が斯の如く多數御出席を得ましたことは協會として洵に欣幸とする所でございます。茲に厚く御禮を申し上げます。又この度の總會の主催地をお引受願ひました廣島市に於かれましては種々御準備その他に多大の御配慮を煩はしまして斯の如く盛大に開會することを得ましたことは、協會と致しまして衷心より感謝を致し御禮を申し上げます。ばならぬ所と存じます。

本協會の總會は御承知の通り第一回は大連市に開きまして、第二回は大阪市に、第三回は昨年横濱市に開きまして、次に水道用鐵管検査の事業は昨年の總會で議決に相成りました。その實行に付きましては理事會に御相談を致して會長がこれを施行することにお定めに相成りましたのであります。その御決定に従ひまして鐵管検査に關する實行豫算並に諸規程を制定致して、東京方面は六月の二十日から、大阪及び廣島方面は七月の一日から、各製造工場に検査員を出張致させまして、鐵管の検査を開始致しましたことは既に御承知のことと存じます。その鐵管検査の仕事は需要者である都市その他の水道經營者と供給者でございます。その實績如何は検査の衝に當ります者の人格と技術とに待つことが多くあります。これは勿論でございますが、同時に會員諸君全國都市の多大の協力を得なければ完全は期し難いのでございますから、これに付ても會員各位の御援助を賜はるよう茲にお願い致して置く次第でございます。

今回會長より提出致しました議案は昭和九年度の歳入出決算外三件でございます。何れも既に理事會の承認を得たものでございますが、その外にも重要な御相談を願ふ問題が多々あります。何卒十分に御研究、御審議あらんことをお願い致して置きます。何卒宜しく願ひます。(拍手)
○二百七番福田五郎君(廣島市) これから廣島縣知事鈴木敬一閣下の祝辭を頂戴することと致します。

知事 祝辭

○廣島縣書記官長谷川勝伍君 廣島縣知事の祝辭を代讀致します。

祝辭

本日社団法人水道協會第四回總會並部會ヲ當廣島市ニ於テ開催セラレ關係ノ諸氏多數茲ニ相會シ重要案件ヲ審議攻究セラレ、ニ當リ一言祝辭ヲ述フル機會ヲ得タルハ余ノ最モ欣幸トスル所ナリ

惟フニ上下水道ハ都市ニ於ケル喫緊ノ重要施設ニシテ之ガ完備スルト否トハ直チニ庶民ノ保健衛生及防火保安ニ至大ナル影響アリテ都市ノ發展伸長ニ關係スル所大ナリ本協會ハ夙ニ此ノ點ニ鑑ミ力ヲ斯業ノ發達ニ致シ常ニ權威アル組織ノ下ニ諸問題ヲ調査研究シ或ハ政府ニ獻策シ或ハ地方經營ヲ指導シ其ノ業績極メテ大ナルモノアルハ邦家ノ爲洵ニ慶賀ニ堪ヘサルト共ニ深く感謝ノ意ヲ表スル所ナリ

冀クハ會員諸氏倍々上下水道ノ進歩發達ニ盡瘁セラレ以テ本會ノ歴史ニ一段ノ光輝ヲ加ヘラレントヲ聊カ蕪辭ヲ述ヘテ祝辭トス

昭和十年十一月六日

廣島縣知事 鈴木敬一

○二百七番福田五郎君(廣島市) 引續きまして廣島市會議長

セラレマシタルヲ楔機トシテ、市民飲料水問題ノ解決ニ進ミマシタノヲ第一期トシ、爾來第二、第三ノ補強擴大ヲ行ヒ、今日殆ンド完成ノ域ニ到達致シマシタルハ之實ニ本協會諸賢ノ指導誘掖ニ俟ツ處極メテ多ク、小職ハ本市民ノ名ノ下ニ茲ニ諸賢ニ對シ厚ク感謝ノ誠ヲ捧グルモノデアリマス。

惟フニ現下上下水道施設ニ就テハ其ノ進歩見ルベキモノアルヲ認メラレマスガ、他面之ト相呼應スベキ下水道施設ニ於キマシテハ尙大イニ普及進展ヲ要求シ、以テ都市文明ノ完璧ヲ期サナケレバナラヌ事ヲ痛感致シマス。此秋ニ於テ本協會ノ努力研鑽ニ俟ツベキモノハ極メテ多大デアリマシテ、之ガ研究討議ヲ究メラレントスル本會ヲ當市ニ於テ開催セラレマシタルコトハ、本市民ノ最モ光榮トスル所デアリマシテ、且ツ其意義アルコトヲ欣幸ト致シテ居ル次第デアリマス。

茲ニ諸賢ノ御自愛ヲ祈リ、併セテ斯道ノ爲益々御盡瘁アラセラレン事ヲ切望致シマスル、聊カ所懐ヲ述ベマシテ以テ御盛會ノ祝辭ト致シマス。

昭和十年十一月六日

廣島市會議長 醫學博士 松坂義正

○二百七番福田五郎君(廣島市) これより議事に入ります
が、議長の御着席を願ひます。

の祝辭を頂戴致します。

廣島市會議長祝辭

祝辭

都會文化ノ趨向ハ實ニ其都市ニ於ケル社會施設ノ普及如何ニ左右セラレルモノデアリマシテ、此社會政策的施設ノ代表的設備ト致シマシテハ、先ヅ大衆生活ニ必須缺ク可カラザル淨水ノ給與並都市清淨機關タル下水道施設ヲ整頓スル事ガ都會施設トシテノ緊急ナル條件デアリマス事ハ、今更云フヲ俟タナイ處デアリマス。

本邦ニ於ケル淨水給與機關タル下水道設備ハ、今ヤ着々トシテ各都市ニ整備セラレ、以テ人類至福ノ恩惠ヲ與ヘ都市文化ノバロメータートシ、之ニ依ツテ受クル社會公衆ノ保健的惠澤ノ偉大ナルハ申スニ及バズ、或ハ産業ノ隆興ヲ助成シ或ハ保安上緊切ナル役割ヲナシ、或ハ國防上ノ重要ナル要素トシテ、幾多ノ大使命的機能ヲ發揮シテ居ルノデアリマス、此間ニ處シ本協會ガ常時夫等ノ建設ニ對シ、學術的ニ、技術的ニ、其ノ寄與セラレツ、アル所ノ功績ハ蓋シ少クナイノデアリマシテ、我國都市建設ハ實ニ之ニ依ツテ完成セラレツツアルノデアリマス。

翻ツテ我廣島市ノ下水道施設ハ極メテ意義アル歴史的起源ヲ有シ、彼ノ日清戰役ニ於キマシテ軍用下水道ヲ設置

(廣島市長横山金太郎君議長席に着く)

○議長(横山金太郎君) 定款の規定に依りまして會議中議長の席を汚します。幸ひに諸君の御同情と御支援に依りまして重責を全う致したいと存じます。これより一般會務の御報告がございます。

一般會務報告

(番外大野定男君登壇)

○番外大野定男君(水道協會主事) 一般會務を御報告申し上げますが、それに先立ちまして今日の御出席は正會員百二十三名所、特別會員四十五名、計百六十八名でありまして、本日現在の正會員百六十一名所、特別會員百三十二名、計二百九十三名に對しまして十分の三以上御出席になつて居るのでございます。念の爲め申上げて置きます。

一般會務の御報告と致しまして先づ第一に會員の異動を申し上げます。第三回總會後の新入會員は正會員に於て兵庫縣垂水町、同縣住吉村、石川縣小松町、三重縣上野町、同縣木本町、新潟縣柏崎町、萩市、松山市、唐津市、大分縣臼杵町、札幌市の十一箇所、特別會員は二十八名であります。退會社は正會員に於きまして朝鮮清州邑、玉川水道株式會社の二箇所、特別會員は三名でありまして、現在員數は正會員六十一名所、特別會員は百三十二名となつて居るのであります。

次に賛助員は現在十七箇所でありまして、第三回總會後賛助せられたるものは茂又商店、永瀬鐵工所、日本鑄鐵管合資會社、神銅商會、芦田工業所、大阪機械工作所、廣島鐵管工業株式會社の七箇所であります。發展する我が協會の趣旨に賛成せられまして段々賛助員に加入希望者が増加致しますことは洵に欣快に堪へない次第であります。

次に第三回總會に於きまして會長に處理を一任せられたる事項の經過に付きまして申し上げますと、下水道法改正方をその筋へ建議すること、給水管敷設の爲め鐵道用地占用の場合使用料免除方を鐵道當局に陳情すること、汽船の水漕注入口徑統一の上排氣口を設けるやう關係の向きへ交渉のこと、この三件及び常設調査委員會附託事項の上下水道用語統一に關する件外九件であります。これは何れも調査委員會に回附致して置いたのであります。其經過等の詳細は後刻委員長より御報告になることと存じますが、前に申述べましたる三件に付きましては、下水道法改正方建議の件は建議の形式を整へまして本年三月二十日會長より内務大臣に建議書を提出致したのであります。その内容は協會雜誌に掲載を致して置きました。

鐵道用地占用の場合使用料免除方陳情の件は本年三月二十二日鐵道大臣宛會長より陳情書を提出すると共に、當路者を訪問致しまして縷々陳情を致したのであります。當局では豫て各地方鐵道局に對しまして鐵道用地占用許可に付て

依りまして、十年度廢止の厄を逃れ得ましたことは斯界の爲に洵に欣幸至極に存じる次第であります。

次に機關雜誌及び統計類發刊に付て申し上げます。機關雜誌は昭和七年の十二月に創刊號を發行して以來、本總會の記事を掲載致します來月號即ち三十一號を以て滿三周年となるのであります。號を追ひまして内容の充實を致しまして、幸ひ各方面より好評を得て居りますことは洵に欣快に堪へない次第であります。これ一に編編委員並に會員諸賢の御盡力に依る次第であります。將來一層御援助をお願い致します。尙ほ最近編輯方針と致しまして事務家の參考に資すべき記事を歡迎致して居りますから、地方中堅諸氏の執務上の經驗並に御意見等に付て御投稿下さることを切に希望致すのであります。尙ほ創設工事中の上下水道の計畫、最近擴張中の規模等は寫眞圖面等を附して御報導をお願い出来ませれば、誌上にこれを御紹介したいと存じますのでこの機會にお願ひ申上げて置きます。

上水道統計は様式の大改革以來四回目の九年度分第二十五號を目下編輯中ですが、資料の集りが相變らず遅れますので、豫定の通り發刊が出来ませんことは遺憾であります。統計は新しいものを要求せられますが故に、送付期限を御勵行下さるやに切望して居る次第であります。

下水道統計は昨年様式の決定を得ましたし、水質試験表もこの程下水試験法協定委員會の委員の研究に依りまして

は、特別の事情なき限り總て有償にすべしと特に指示する關係上、陳情の趣旨は諒とするも無償にすべしとは指示致し難き趣でありましたが、若し鐵道局に於きまして特別の事情ありと認めまして、その鐵道局から本省に無償許可方の上申がありましたる場合には、陳情の趣旨に副ふやうに致さうといふ回答を得ましたので、三月二十九日に各支部長へ御通知を致しまして會員に報告方を御依頼致して置きましたのであります。

汽船の水漕注入口に關する件はその交渉先を調べました所、造船協會内に船用品規格統一調査委員會が設置してありまして、諸般の船用品に付て調査しつゝあることが分りましたので、本年三月二十九日付を以て會長より造船協會長宛に右規格統一調査委員會の議に附して統一せられたい旨を照會致したのであります。その内容に付きましてはこれ亦協會雜誌に掲載致した通りであります。その後經過を問合せました所、造船協會では本件を委員會に回附調査した趣でありましたので、委員長を訪問致しました所、大きい船に付てはその障害ありとは思はれない、又小さい船に付てもその事例を聞かないのであるが、若し事例がありとすれば、具體的に報告を受けて調査するといふことであつたのであります。

次に昨年總會の決議に依りまして當局に陳情を致しました上下水道國庫補助の件は實行委員各位の多大の御努力に

参考案も出来ましたので最近編纂に着手する豫定になつて居るのであります。

昨年第三回總會に於きまして慎重御審議を願ひました鐵管検査機關設置に關しましては、後刻別に御報告がある筈でありますから、御諒承をお願い致します。

次に本會事業と致しまして調査協定を見て居ります諸規格のことであります。一昨年第二回總會に於て協定しました高級鑄鐵管、改正鑄鐵管、亞鉛鍍鋼管及び鋼管は規格に權威付ける爲に昨年二月商工大臣へ日本標準規格に採用方申請致しました所、高級鑄鐵管、亞鉛鍍鋼管及び鑄鐵管は商工省の工業品規格統一調査委員會の審査を経まして、昨年八月規格案を決定、本會の意見を求めて参りましたのであります。その後該案を更に研究の上多少の修正をした模様でありまして、仄聞致しますに近く決定の様子であるのであります。

又昨年第三回總會で協定を得ました鐵目無鋼管規格は本年の一月に申請を致しました所、本年の八月曩に申請致しました鋼鐵管規格中の電氣銲接管と共に規格統一調査委員會の審査を了し、本會の意見を求めて参りましたので、直ちに全會員各位に御意見を問合せました所、鐵目無鋼管規格案に付ては御意見がなく、電氣銲接管に付きましては大體賛成のやうでありましたが、大阪、名古屋の兩市より二三修正の御意見が出ましたので、これを規格統一調査委員

會へ回答致して置いたのであります。

最後に前總會後會務執行の爲に理事會を開きましたことが二回、常任理事會三回であります。その議決事項及び概況はその都度機關雜誌に掲載を致して居きましたから、ここには省略を致します。

一般會務の概要は以上申述べました通りでありますから御諒承をお願い致します。(拍手)

○議長(横山金太郎君) 次に三位氏より鐵管検査事業の御報告があります。

鐵管検査事業實施經過報告

(番外三位甚造君登壇)

○番外三位甚造君(水道協會主事) 鐵管検査事業實施經過の概要を御報告致します。昭和九年十一月横濱市に開催の水道協會第三回總會に於て、水道協會の直營事業として鐵管検査を行ふこと。二、水道用鐵管は水道協會の検査合格證明あるものを使用すること。三、試験検査は主として製造工場検査とすること、但し需要者より要求ありたる場合は委託検査を行ふことを決定し、水道用鐵管及び屬具検査規程、検査員の任免及び服務規程案は原案通り可決せられ、水道用鐵管及び屬具検査收支概算を目標として豫算の編成その他實行方法を會長に一任し會長は理事會に諮りて適當の處置を爲すことに議決せり、理事會は協議の結果更

にこれを常任理事會に委任せり。爾來本會は鐵管検査準備委員會を設け實施に關する各般の調査審議を重ね、又東京、大阪、京都、名古屋、横濱及び神戸各市水道當局の援助の下に萬端の準備を進め、昭和十年一月十四日東京及び大阪地方の鐵管及び屬具工場より各代表者を集めて検査開始に關する諸打合せを爲す等、諸準備に數箇月を費して萬全を期したるが、鑄鐵製直營及び異形管に關する検査準備整ひ、水道用鑄鐵管及び高級鑄鐵管の検査心得の制定を見、五月十七、十八の兩日に亘り常任理事會を開催して、一、水用鑄鐵管及び高級鑄鐵管検査手數料に關する件。二、水道用鑄鐵管及び高級鑄鐵管検査證明手數料に關する件。三、昭和十年度水道協會鐵管検査費歳入歳出豫算に關する件。四、水道用鐵管及び屬具検査契約書案を附議しこれが決定を見たり。

五月十八日常任理事會は水道協會検査員任免並に服務規程第二條に依り左記六名の検査員を銓衡せり。元仙臺市技術部長 八島明、元名古屋市給水課長 中村正、元東京市技師 岩田鶴市、元名古屋市技師 寺尾澤吉、元大阪市技師 金 恒助、元東京市技師、清川雅衛。

叙上の如く検査に關する準備整ひたるを以て昭和十年六月十四日關係工場主と水道用鐵管及び屬具検査契約を締結すると共に、検査員、検査員補等を任命し、水道協會鐵管検査事務處務規程を定め、これに基づきて水道協會鐵管検査

告申上げます。

目下常設調査委員會に調査を附託せられて居ります案件は全體で十二あるのでございます。この第一は量水器検査受託並に材料検査施行の件、二は量水器検査有効年限延長に關し調査の件、三は水道用銅管規格制定の件、四は下水管の標準規格制定の件、五は鋼管異形管規格制定の件、六は上下水道用語統一の件、七は鐵管の接合に要する鉛の標準深さ研究の件、八は水道管を電話保安器地中導體に代用するの可否、九は本協會に於て水道普及使用料滞納防止等の宣傳用脚本を募集しこれを映畫化し會員に使用せしむるの可否、十は水試験法協定の件、十一は放流し得べき汚水の水質標準決定に關する件、十二は協定上水試験法中改正の件、以上十二件でございます。

斯様に多種多様の問題が調査を附託せられて居りますので、委員會に於きましては各方面の専門權威者に委員をお願い致しますと共に、調査の便宜上調査案件の種別に依りまして六つの小委員會を設けまして、各専門の識者に依りて鋭意研究中でございます。今その小委員會に回付せられて居るもの並に回付の準備中に屬するものに付きまして概要を御報告申上げます。

第一の小委員會は「水道用品の檢定並に檢收に關する小委員會」でございますが、この小委員會には委員として島崎孝彦君、藤田弘直君、高田景君、關源三郎君、池田篤三郎君並に私が當つて居ります。調査事項は「量水器檢定受託並に

本部の外、大阪市役所内に水道協會鐵管検査大阪出張所を廣島市役所内に大阪出張所の廣島派出所を設け、出張所職員の仕事上の監督並に庶務經理事務等を大阪市長に委嘱して事務の統制聯絡を圖ることとしたり。

本部に於ては昭和十年六月二十日より、大阪出張所に於ては同年七月一日より鐵管検査開始せり。

鐵管検査に關する職員の現在數二十九名なり。

検査開始以來九月末までに於ける検査總數は直管一萬六千三百五十六廻、異形管千三百三十廻なり。

鐵管検査準備委員會は引續き瓣類、鋼管等の検査に關する取調を爲しましたる結果、一、水道用制水瓣検査心得。二、水道用繼目無鋼管検査心得を制定したるを以て、昭和十年十月二日常任理事會を開き、一、水道用制水瓣、消火栓、排氣瓣、逆止瓣及び附屬鐵蓋類検査手數料に關する件二、水道用繼目無鋼管検査手數料に關する件を附議し議決せられたるを以て目下これが實施準備中に屬す。(拍手)

○議長(横山金太郎君) 次は原常設調査委員會委員長より調査委員會の報告がございます。

常設調査委員會經過報告

(常設調査委員會委員長原全路君登壇)

○番外原全路君(常設調査委員會委員長) 常設調査委員會の委員長たるの故を以ちまして私より當委員會の經過を御報

材料検査施行に関する件」でございますが、量水器検定受託の件は多年本會の要求する所でございますが、昨年も當局に陳情に及んだのでございますが、當局に於きましては度量衡法改正に関する事項は目下の所到底實現可能性がないと言つて採擇の見込がありませんので、これに付きましては更に時機を見て適當な對策を講ずるものとして残されて居ります。材料検査施行の件は將來本會の事業の擴大に伴ひ逐次調査を進めることと致して居ります。

然るに昨年の第三回總會に於きまして「量水器檢定有效年限延長に関する調査の件」が附託に相成つたのでありますが、この件も等しく度量衡法改正に関する問題と相成りますので、十分に調査を致した上建議することに相成ることと考へますが、現在の法制に依る有効年限六年が短期なりと主張すべき的確なる數字的根據を必要と致しますので、目下皆様に御照會を申上げて實際に使用致した結果の成績を取纏めて調査資料と致したいと考へてお願ひを致して居るやうな次第でございます。

第二の小委員會は「上下水道用品類の規格制定に関する委員會」でございます。この委員會は主査に草間博士をお願ひ致しまして、委員としては井上秀二君、河口協介君、高田景君、島崎孝彦君、藤田弘直君、關源三郎君、池田篤三郎君、大井清一君、米元晋一君、石川登喜治君、小野基樹君、吉田永助君、仲田聰治郎君、三島徳七君、鹽見勉君、茂庭

號に大要を掲載して置きました、只今では略々完成に近くまで進んで居りますが、極めて重要な規格でありますから慎重に調査致しまして完璧を期したいと考へて居りまして、今回はまだ規格案を報告致します程度に相成つて居りません。目下特別委員で調査して居りますものは鐵筋コンクリート管の規格でございますが、これが出來上りましたらば、引續きまして普通コンクリート管、又特殊管に付ても調査を致す方針でございます。

次に「鋼管の異形管規格制定の件」でございますが、この件に付きましても草間主査が先づ以て規格草案作成の必要を認めて特別委員を設けて草案を今作成中でございます。この経過も協會雜誌九月號に大略を掲載致して置きましたから、大體御諒承下されたことと思ひますが、先づ以て鐵目無鋼管用、電氣銲接管用、瓦斯銲接鋼管用、かう三つに分類を致しまして順を追うて原案を作製することと致して居ります。目下鐵目無鋼管用のものに手を着けて居りまして、この鐵目無鋼管用の異形管に付きまして、これに用ひる材料は鋼管に依るべきか、可鍛鑄鐵に依るべきかといふ問題に付て、實際に使用する上の經濟的適否等も相當討議を致したのでございますが、結局鋼管、可鍛鑄鐵、高級鑄鐵、この三つの材料に付て調査を致すことと致しまして、各製造工場に於ける代表的ものを口徑別に調査の上比較研究を致すことに相成りまして、目下各工場に依頼し

忠次郎君、藤井鐵造君、綱谷俊平君、高橋甚也君、これ等の方々にお願ひを致してあります。調査事項は「水道用鋼管規格制定の件」、「水管の標準規格制定の件」、「鋼管用異形管規格制定の件」目下この三つがこの委員會の調査事項と相成つて居ります。その中鋼管の規格に付きましては既に規格原案も一應出來上りましたのでありますが、銅管に付きましてはその衛生的害否に付きまして相當疑問とする點もあり、研究を要する點がありますので、先づ以て衛生的害否に付き調査を致して無害と確定した上に規格案を決定することが順序であると考へますので、この衛生的害否の調査を先づ以て施行することと致しまして、これを野邊地博士、石原博士、藤原博士、衣笠博士の四名の専門權威者に御依頼を申上げまして昨年の夏以來着手致しまして、主として東京市衛生試驗所に於て研究中でございますが、本調査は相當日子を要する見込でございますし、且つ昨年の第四部會に於きまして御決議になつた希望もありますので、後に申上げます別箇の小委員會を設けまして専心研究を續けて居る次第でございます。

次に「下水管の標準規格制定の件」、この件に付きましては先づ以て規格の草案を作成致します爲に、草間主査に於きまして藤田、河口、米元、吉田、高橋、茂庭、原の諸氏を特別委員に擧げまして、この特別委員に於て草案を作ることに相成つて居ります、その調査の模様は協會雜誌の八月

て調査中に屬して居りますが、まだ御報告を申上げる程度に進捗を致して居りません。

尚ほ等しく常設調査委員會に附託となつて居ります本會に於て統一するの要なきや」といふ二つの件は何れもその關聯する所に依りまして、結局この規格調査委員會に御研究を願ふことに相成る豫定であります。鐵管接合の鉛の標準深さに付ては豫め各市より實例を取集めましてその結果に基き研究をすることが適當であると考へまして、目下皆さんに御照會をして資料をお出しを願つて居る次第であります。用語統一の問題に付きましては他の學會又は資源局等でも既に調査が完了して居るものもございますし、又將に完了せんとするものもありますので、それを參考資料として行くことが適當と認めまして、これ等の參考資料を蒐集中でございます。大體纏りましたのでこれも近く委員會に回付して行く豫定と相成つて居ります。

次に「上下水道經營並に財源に関する小委員會」が設けられて居りますが、この小委員會は主査に島崎孝彦氏をお願ひ致しまして、藤原孝夫君、高田景君、關源三郎君、池田篤三郎君に委員をお願ひ致してあります。調査事項は先程も申上げました水道普及使用料滯納防止等の宣傳用脚本を募集し、これを映畫化し相當使用料を徴して會員に使用せしむるの可否の問題でございますが、この問題は委員會に於

て慎重審議の結果、既にお手許に配布して置きました通り協会で脚本を募集して映畫化することを適當と認めて決議を致した次第でございます。

第五は「水質試験法協定に関する委員会」でございます。この委員会は主査に野邊地慶三氏をお願ひ致しまして、衣笠豊君、柴田三郎君、山口静夫君、永井豊太郎君、吉田房雄君、服部宣元君、森崎長次郎君、相澤金吾君、石原房雄君、藤原九十郎君、島崎孝彦君、池田篤三郎君並に私が委員となつて居ります。本委員会の調査事項は「下水試験法協定の件」、「放流し得べき汚水の水質標準決定に関する件」、「協定水質試験法中改正の件」この三つでございます。下水試験法協定の件に付きまはなは昨年以來一年有半委員諸氏の熱心な御研究に依りまして、お手許へ印刷配布致しましたやうな試験法案が出来、小委員会より報告を受けました。全委員会に於ても本案を適當と認めて決定致しましたので、印刷にしてお手許に差上げて御報告致してある通りであります。本案の制定に付きましては内務省衛生試験所長衣笠博士、内務技師野邊地博士の御努力多大なるものがありまして、茲に滿腔の謝意を表する次第であります。本試験法案は何れ部會で御研究になることと存じますが、今回主査を爲された野邊地博士及び關係せられた委員が御出席になつて居りますから、詳細はこれ等の方々より部會に於て御説明を願ふことと致して置きます。

が協同致しまして一般的に電蝕防止に関する研究を致すことと相成つて居ることは御承知の通りでございますが、電蝕防止と全然同一の性質のものではございませんが、この委員会に専門大家が大勢居られますので、この調査と併行して調査致すことが便宜と認めまして、本會の委員諸氏に右調査會の委員に参加を願つて目下調査を致して居る次第でございます。

以上を以ちまして常設調査委員会に附託せられて居る案件に付て研究經過の概要を御報告申上げました。本委員会に附託せられて居ります問題は何れも上下水道事業の上に極めて緊要であると共に、又一面極めて難解のものが多數を占めて居りまして、これが解決に該博なる専門知識と飽くことなき不斷の研究が必要でございます。それ故に先程も申上げましたやうに多數の權威ある學者専門家の方々に委員をお願いして本會の爲め御盡力を煩はしつゝあるのをごさいます。委員各位は何れも極めて御多忙の方々であるに拘らず、本會の爲に極めて御熱心に献身的に御盡力を賜はりつゝあることに對しまして、この機會に於て滿腔の謝意を表する次第でございます。以上を以ちまして大要御報告を終ります。(拍手)

○議長(横山金太郎君) 以上各御報告に對しまして御質疑、御意見、御發議のおありになる方はこの際にお願ひ致します。別に御發議もないやうでございますから、これよ

次に「放流し得べき汚水の水質標準決定に関する件」、この件は放流し得べき河川の箇所の水質、水位、取入口に至る距離等は勿論、環境の異なるに従つて標準を異に致しますので、畫一的にどの程度の汚水は河川に放流して宜しいといふことを決定致すことは不可能であります。極めて重要な問題でありますから、將來の對策研究の爲め十分調査を要するものがあるのを認めまして引續いて研究を致すことと相成つて居ります。

次に「協定上水試験法中改正の件」、この件は昨年の水道衛生部會の御希望もありませんし、部分的の改正をするよりも全般的に改正の要があるといふことを認めましたので、目下調査を進めまして東京市衛生試験所に於て改正案を考究中でありまして、下水試験法同様短時間で完了は困難でありますから、今回は御報告を致す程度に進捗を致して居りません。尚ほ本調査の爲め委員増設の必要を認めまして、京都、神戸、廣島各市の水質關係の方々を委員を追加してお願ひを致しました。

第六には「電流と埋設金屬等との關係調査委員会」、この委員会は草間偉君、藤田弘直君、河口協介君、並に私が委員となつて居りますが、調査事項は水道管を電話保安器地中導體に代用するの可否といふ問題であります。この件は第二回の總會に於て附託となつたのであります。一昨年末に水道協會、電氣學會、電氣協會、瓦斯協會、電信電話學會

り直ちに議事に入ります。議事日程の第一、即ち昭和九年度水道協會歳入出決算、これを議題と致します。朗讀を省略致します。御説明を求めます。

第一號議案 昭和九年度歳入出決算

(番外大野定男登壇)

○番外大野定男君(水道協會主事) 第一號議案昭和九年度歳入出決算の概要を御説明申上げます。歳入決算高は四萬三千四百三十九圓九十三錢でありまして、歳出の決算高は三萬八千二百二十六圓六十錢、差引殘額五千二百十三圓三十三錢が九年度の剩餘金でありまして、本決算の承認に依りまして基本金に編入することと相成りました次第であります。

本決算の内容に付きまして大略歳入より説明致しますと、當年度の當初收入豫定額の三萬九千九百九十二圓に對しまして四萬一千百十三圓二十一錢の實收入となり二千二十一圓二十一錢の増收となつたのであります。會費及び入會金收入に於きまして新入會員が豫定以上なかつたこと、特別會員の會費未納があつたこと及びこれに伴ふ入金収入の減少を見ましたが、正會員中戸數の増加上水道水開始、下水道事業開始等多數あつた爲めこの間に於て一千五百六十三圓六十六錢の増收となつたのであります。

寄附金に於きましては賛助員が豫定までの申込がなく、大體既賛助員の寄附年賦金の収入に過ぎなかつた爲に三千二百圓の減額となつた次第であります。

雑収入に於きましては各項共豫定以上の増収でありまして、利子収入に於ては預金の増加に伴ひ二百五十七圓三十七錢の増収となり、又廣告料は雑誌の發展に伴ひまして廣告の申込の増加に依りまして千七百四十三圓十五錢の増収、出版物収入では主として諸規格書の需要が多かつた爲に千八百八十五圓十六錢の増収でありまして、この外過年度會費、廣告料及び雑誌代の収入が四百七十一圓八十七錢あつた爲め三千六百五十七圓五十五錢の増収がありましたので、差引前に申述べました通り二千二十一圓二十一錢の増収となつたのであります。

歳出に於きましては經常部豫算四萬百八十八圓七十二錢に對し實支出額は三萬七千五百六十四圓で、二千五百五十四圓の節約となつて居るのであります。

その内容を申し上げますと、事務費に於きましては給料、雑給、雑費等に於て節約餘額を生じましたが、需用費に於て諸規格及びパンフレット等の印刷増加しましたので、項内の流用と豫備費の補充に依り經理しました。

諸費に於きましても豫定外の電蝕防止調査委員會會費本會負擔金の支出を要しました爲め、これ亦豫備費の補充に依つて經理を致したのであります。

○六十七番關源三郎君(神戸市) 只今大野主事より昭和九年度の決算に付きまして詳細なる御説明がありまして、至極適當なる執行方法と私は考へますが故に、原案に賛成を致したいといふ動議を提出致します。議長より各位にお諮りを願ひます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(横山金太郎君) 別に御發議はありませんか——それでは只今六十七番の御説もございませぬので、この決算案を承認することに御異議はございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横山金太郎君) 御異議ないと認めます。決算は承認せられました。次に第二日程即ち昭和十一年度水道協會歳入出豫算、これを議題と致します。朗讀は省略致します。御説明を求めます。

第二號議案 昭和十一年度歳入出豫算

(番外大野定男君登壇)

○番外大野定男君(水道協會主事) 第二號議案昭和十一年度歳入出豫算の概要を御説明申し上げます。歳入總額は四萬四千圓でありまして、前年度に比較して八十一圓の減額となつて居るのであります。

その内容に付きまして申し上げますと、會費及び入會金收入に於きまして、金費収入は正會員は本年九月現在會員の

交付金は豫定の通り支出済みでございます。

會議費に於きましては千六百五十九圓八十五錢の節約を生じたのであります。これは主として部會費に於きまして會議二日の豫定を一日に短縮致しましたのと、會議室借受料が輕減せられた結果經費の節減となつたのであります。

臨時部に於きまして殘餘を生じましたのは濾過速度調査費に於てこれ亦調査報告書の印刷のみに止まつたので、繰越豫定額までを要せざりし次第であります。

尚ほ第三回總會の決議に依りまして前主事西川氏に贈呈の慰勞金は前例に基きまして臨時部に支出科目を新設し財源を積立金繰入に求めまして五百圓支出致したのであります。

決算の概要は以上申述べました通りであります。この決算書に参考と致しまして本會財産目録を添附致して置きました。

尚ほ本會の基金の收支を明かに致します爲にこの年度より基本金收支決算書を添附することに致しましたから御承知を願ひます。

尚ほ本決算は本年十月二日の第九回理事會の審査を受けました上、各監事御承認を得て提出致しました次第であります。どうか御審議の上御決定あらんことを願ひ致します。(拍手)

九年度末戸數を標準として算定し、これに新入會者五箇所半年分を加算し、特別會員は本年九月現在會員會費に新入會員二十名の半年分を加算して計上致したのであります。前年度に較べまして新入會の豫定は減少して居りますが、正會員の戸數増加及び給水開始、下水道事業開始等と特別會員増加に依る自然増収に依りまして五百八十八圓の増加を見込んだのであります。併し入會金収入は九年度の實績に鑑みまして入會豫定數を減少しましたので三百圓の減少となつて、差引二百八十八圓の増額となつてゐるのであります。

寄附金は前年度通り計上致しました。

雑収入の利子収入、廣告料収入、出版物収入は何れも九年度の實績に依りまして計上致したのであります。廣告料収入の七千七百五十圓と機關雜誌収入六百五十圓の計八千四百圓が歳出の雜誌印刷費に充つることになるのであります。

雑入は本年度新設でありまして、パンフレット、抜刷等所謂雑収入として二百圓を豫定致しまして、總額一萬一千三十二圓となりまして、前年度に較べまして千六百三十一圓の増収となつて居るのであります。

以上の計算に依りますと前年度の收入豫算に比し千九百十九圓の増収となるのであります。歳出の豫備費に豫定する一千圓だけが不足となりますので、これを積立金處分

繰入に求めました。随て繰入金は前年度より二千圓減額して居るのであります。

次に歳出でありますが、本年度は従來の豫算編成形式に一部變更を加へました。それは従來事務費中印刷費に計上してあつた雑誌印刷、統計並に諸規格印刷、議事録印刷等を今回分離致しまして、雑誌及び統計に諸規格は新たに出版費の一款を設けてこれに計上致し、また議事録印刷費を會議費中に計上することと致しました。調査費はこれも事務費中より分離して一款を新設してこれに組替へたのであります。

歳出の内容に付て大略を説明申し上げますれば、事務費は大體前年度と大差ないのであります。書記雇の昇給を豫定して平均額を二圓増加致しましたので、給料及び雑給に於て僅か少額の増額を見ましたのと、雑誌送付増加に伴ひまして需用費の通信郵送費に多少の増額を見たのであります。諸費は前年度より減額計上を致しました。

諸費には前年度は雑誌原稿謝禮金を見込んでありましたが、本年度よりこれを分離して機關雜誌費中へ移しました。こゝへは諸雜支出費だけを計上致したのであります。調査費は前年度三千九百九十四圓の豫算でありましたが、九年度の實績より考察致しまして三千圓を計上致したのであります。

交付金は前年度と同額を計上致しまして、前例の通り各

支部所屬正會員の會費總額を以て按分したのであります。が、支部に依り増減を生じたのは各支部の會費總額に異動が生じたからであります。

會議費は前年度豫算四千六百四十圓に對しまして四千八百圓であります。内八百圓は事務費より組替へましたる印刷費であります。實質は前年度より六百四十圓の減額となつて居るのであります。その減額は過去三箇年の實績に徴しまして總會費、部會費に於ける會議費を減額計上したのであります。

出版費は前申上げました通り今年度新設の款であります。雑誌統計類及び諸規格の制定發刊は本會の重要事項でありますので、豫算の上に於きましても重要に扱ふことに致したのであります。その中機關雜誌費の八千四百圓は歳入の部に於て申上げました通り廣告料と購讀料とに依り補ひ得るのであります。

統計類及び諸規格の印刷費五千五百圓は前年度豫算四千五百圓に對しまして一千圓の増額となりませんが、従來の實績上諸規格は發刊と共に需要が多く相當收益の伴ふものでありますから、適當と認め増加計上致したのであります。

豫備費は前年度通り計上致しました。豫算の概要は以上述べました通りであります。何卒御審議の上御決定あらんことを希望致します。(拍手)

○六十七番關源三郎君(神戸市) 只今第二號議案昭和十一年

度水道協會歳入出豫算が上程になりましたが、この問題は第四回部會提出問題二十四、二十五水道協會細則變更の件事務所設置の件といふ案が追加になつて居りまして、部會を終了した後に於て假にこれが變更になるものと致しますると、自然豫算面に於きまして狂ひが起ると思ひますから、これは八日の總會にお諮りを願ふことの動議を提出致したいと思ひます。

(賛成)と呼ぶ者あり

○二百四十三番小川八二君(大牟田市) 只今神戸市からこの豫算は別途提出されて居る水道協會の事務所を獨立せしめる案がある爲めに、それを審議する關係上一括してその日程を變更するといふ動議が出たのであります。この動議の説明の意味を押進めて見ますと要するに水道協會の事務所を獨立して別に造るといふことを考へて、その爲めにこの豫算に變更を生ずるかも知れないから、それでこれを延ばすといふ意味に聽いたのであります。随つて私はその動議に賛成を致しますが、もう少し附言してこの點をハツキリとして置きたいと思ふのであります。第一この豫算のみならず、茲に提出されてあります鐵管検査に關する特別會計豫算九萬四千圓といふものもあります。それに水道協會の現在に於ける會員は既に二百數十名に達して居りますし、又毎回總會に出席せられる方々も四百、五百といふ多數に達しまして、その事務が非常に廣汎になつて参りました。

たから、随つて現在の如く東京市邊りに色々な事務を取扱つて戴いて居るといふことは非常な御迷惑であるといふやうな議論が各所にあるやうであります。さういふ關係もありまして別途提案されて居ります所の獨立したる事務所にしやうぢやないかといふ案があります。これ等の問題は今回の議案中に於て最も重大なる問題として取扱はるべき性質のものであらうと思ふのであります。然るにこれ等の問題を取扱ふには相當の經費を要するが爲め、随つて今關さんからお話になりましたやうに各豫算と關聯してこれを審議しやうといふ御動議のやうであります。さういふことになりますれば私はその御動議に對して賛成を致します。が、水道協會の事務所を獨立せしめることに關係ありといふ點に重點を置いて賛成を致したいと思ふのであります。

○議長(横山金太郎君) 六十七番にちよつとお尋ね致します。私これまでの水道協會の議事の方法、習慣を知りませんからお尋ねするのであります。これは委員を拵へまして委員會の調査に附するといふのであります。いさなり部會に附して部會の調査に附するといふのでございますか、どちらでございますか。

○六十七番關源三郎君(神戸市) 只今私が動議を出しましたのは、要するに部會の追加問題でございますので、只今大牟田市からお話がありました。この豫算を決議致しましたにはやはり總會で決議を致さなければなりません。この

追加問題には豫算に変更を来すやうな問題がありますから、部會の模様を見まして部會で決定した曉に於てこれを八日の總會にお諮りを願つて審議する、かういふ動議であります。

○議長(横山金太郎君) さう致しますと議事を延期するといふことになるのでありますか。

○六十七番關源三郎君(神戸市) 左様であります。

○議長(横山金太郎君) 只今六十七番、二百四十三番の御説があり、且つ御賛成の聲も承つたやうであります。即ち議事を八日の日まで延期するといふことに御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横山金太郎君) 御異存のないものと認めまして左様に決定致します。次は議事日程第三昭和十一年度水道協會鐵管検査費歳入出豫算、これを議題と致します。朗讀は省きます。御説明を載きます。

第三號議案 昭和十一年度鐵管検査費歳入出豫算(特別會計)

(番外大野定男君登壇)

○番外大野定男君(水道協會主事) 第三號議案昭和十一年度鐵管検査費歳入出豫算特別會計の内容を説明申し上げます。歳入總額九萬四千五十圓の中、手数料九萬四千圓は前年度

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(横山金太郎君) 只今の六十七番の御發議に御異存ございませんか。

(「異議」なしと呼ぶ者あり)

○議長(横山金太郎君) 御異存ないものと認めまして左様に決定致します。

○五十一番島崎孝彦君(大阪市) 私は動議を提出致したいと思ひます。先刻常設調査委員長から御報告がありました事項の事で水道の普及映畫に關する件と下水試験法協定の件、この二件はそれ〴〵部會の方に御回附のことにお諮りあらんことを願ひ致します。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(横山金太郎君) 只今五十一番より斯様な御發議がありました、御異存ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横山金太郎君) それでは左様に決定致します。

○百四番池田篤三郎君(名古屋市) 常設調査委員會のことは今お話がありました、その序でにお尋ねを致したいと思ひます。常設調査委員の中に元横濱市水道局長堀江君の代りに藤田弘直君が入つて居られますが、一方で土木學會副會長米元晋一君は既にその職を去られて居るのにその儘になつて居ります。尙ほ京都市の土木局長高田景君は一方で京都市に水道局長が來て居られるのにその儘になつて居

の十箇月分八萬百七十圓に較べまして著しく減額を示して居りますが、本事業實施後三箇月の實績に鑑みまして、直管は鑄鐵管が一年六萬噸、近く實施の運びになる鋼管は一年四萬噸、異形管は四千噸、近く實施見込の瓣類その他は一括して五千圓と推定して、極めて安全を期した收入豫算を計上したのであります。

歳出に於きましては鐵管検査費八萬六千五百八十圓は前年度十箇月分七萬六千五百七十圓に對して著しく減額して居りますのは、主として給料に於ける検査員補を檢査實施後の實情に鑑みまして前年度の二十四名を十七名に減じ、七名を雇給に振替へたに依るのであります。尙ほ需用費に於て備品、消耗品の單價を低くしたこと及び特殊備品、電話架設費の必要なきに至つたことに依るのであつて、雜給に於て却つて多少増加致しましたのは實績に依りまして囑託費を増額致したことに依るのであります。

豫備費の増額は事業實施早々の爲め豫想外の支出のあることを豫定致したのに依るのであります。鐵管検査費豫算の内容は以上申述べました通りであります、何卒御審議の上御決定あらんことを希望致します。

○六十七番關源三郎君(神戸市) 只今第三號議案の水道協會鐵管検査費特別會計の豫算を上程になりましたが、本案も第二號議案と同様のお扱ひに爲されんことの動議を提出致します。

横濱だけが堀江君の代りに藤田君がお成りになつて居る、さうしてその他の方々は現職を去られてもその儘になつて居るのはどういふ風なお扱ひになるのでありますか。尙ほ今一つは常設調査委員の任期は二年である。さうして八年の十月の總會で常設調査委員會設置の決議が出來ました。委員の任命はその後數箇月してあつたやうでありますから、まだ任期の切れない委員が大部分だらうと思ふのであります。それが大抵近く任期が來るだらうと思ふのであります。これ等をどういふ風にお取扱ひになるお積りでありますか、何れその任期が近く來るのでありますから、その際に今申上げましたやうな入れ違ひになつて居る事柄を御整理に相成りますか、どういふ風になるのでありますか、ちよつと委員長にお尋ね致したいと思ひます。

(番外原全路君登壇)

○番外原全路君(會長代理) お答致しますが、現職にある方でお願ひを致してある委員の方でございますが、御通知を得ますと直ぐに、補任の手續を致して居りますけれども、その手續の未了のものもあつて只今お話のやうな御質問があつたと思ひます。これは追つて整理を致す積りであります。それから任期はお話のやうに當初からお願ひした方も尙ほ一、二箇月はございます。任期満了の際に適當に考慮致したいと考へて居りますが、調査をお願ひしてある事項が繼續して同じ事柄をお願ひしてある關係で或は御迷惑で

も重任を願はなければならんかと考へて居ります。

○上下水道國庫補助に關し上申の件 緊急動議

○二百四番井上久吉君(松山市) 私はこの機會に廣島市、仙臺市、唐津市の御賛成を得ましたので緊急動議を提出致したいと考へます。それは上下水道國庫補助に關する件であります。御承知の如く上下水道國庫補助は一昨年打切られたに對して、昨年は水道協會その他の團體の熱心な運動に依つて遂に復活しましたことは洵に喜ばしいことと思ひますが、本年は十八箇所が新規補助を要求して居りますけれども、大藏省の情勢は現在の所樂觀を許さないのであります。若し再び打切られるやうなことがありましたならば、上下水道發達上洵に悲しむべき結果に陥ると存じます。故に一旦制度として復活した上下水道國庫補助を再び打切られることのないやうに、補助金を交附されるやうに努力しなければならぬと考へます。それには權威ある本水道協會の決議を以て内務、大藏兩大臣を初め兩省各要路へ陳情することが最も有力なる運動方法であると信じます。而して本會が決議するものが二つあります。一つは決議文ともう一つは上申書であります。この二つを同時に御決議を願ひまして、決議文は當會場から直ちに内務、大藏兩大臣に電請し、上申書の方は文書として同様内務、大藏兩大臣、更に兩省關係各局課長宛お達しをすることに致したいと思ひ

ます。決議文と上申書は草案を用意して居りますから、此處で朗讀致します。

決議

昭和十年十一月六日廣島市ニ開催ノ水道協會總會ノ決議ニ依リ本年度上下水道國庫補助金交付ノ儀御採擇ヲ冀フ

水道協會長 牛塚虎太郎

内務大臣 後藤文夫閣下
大藏大臣 高橋是清閣下

上申書

上下水道設備ハ市町村ニ於ケル保健衛生施設ノ根幹ヲ成シ之カ完否ノ國民衛生ニ及ホス影響ハ實ニ重大ナルモ有之候於是乎政府ハ國費多端ノ際ニモ不拘特ニ本年度上下水道國庫補助復活ヲ御斷行相成リ候段市町村一同感激措ク所ヲ知ラス奮勵努力以テ事業ノ遂行ヲ圖リ政府御獎勵ノ意圖ニ副ハンコトヲ期シ居候

今又來年以降ニ於テ上下水道ヲ施設セントスル市町村多々有之是等ノ市町村ニアリテハ財界不況ノ影響ヲ受ケ之カ施設ニ要スル財源涸渴シ政府一段の助成獎勵ニ俟ツニ非サレハ獨自之ヲ處スルコト能ハサル状態ニ有之候伏シテ冀ハクハ現今地方自治體財政ノ窮乏ニ御賢察ヲ垂

レ昭和十一年度以降ニ於テモ本年度御助成ノ御趣旨ニ依リ上下水道ニ對スル國庫補助金交付ノ儀御採擇賜ハリ度茲ニ水道協會第四回總會ノ決議ヲ經水道協會ヲ代表シ此段上申候也

昭和十年十一月六日

社團法人水道協會長
東京市長 牛塚虎太郎

以上文章は甚だ簡單であります。上下水道國庫補助の要望は事業計畫者と致しましては最も切實なる問題であつて、絶對的決議であるといふことを御支持御賢察下さいまして幸ひに滿場一致の御賛成を得ることが出来ますならば無上の光榮と存じます。(拍手)

○議長(横山金太郎君) 念の爲めに申し上げますが、上申書の案は御配布致しました書類の中にある筈でございます。

水道協會第四回總會 (第二日)

昭和十年十一月八日(午前十時二十三分)開會

○議長(横山金太郎君) 一昨日に引續き會議を開きます。議事日程の第四、即ち昭和十一年度定期總會開催地の御決定を願ふのであります。これを議題と致します。

第四號議案 昭和十一年度定時總會開催地決定ノ件

(番外原全路君登壇)

それから決議文案は一通しかございませんが、これは極めて簡單なものでございまして今御説明致しました通りでございます。この上下水道國庫補助要求に關しまする案に別に御異存ございませんか。

(「賛成」「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横山金太郎君) 御異存のないものと認めます。可決致しました(拍手) それでは今日の日程に載つて居ります議事だけは二件を残されまして終了致しました。但し議事と致しましては明日の部會、明後日の部會の報告決定、殊に今日延期となりました二件の残つて居りますことに御留意を願ひます。それから本日の行事と致しましては午餐後御講演と御視察がございまして、どうぞ御記憶を願ひます。これで本日の議事を閉じます。(拍手)

午前十一時三十四分散會

○番外原全路君(會長代理) 明年度の總會開催地に就きましては名古屋市にお願ひをする豫定であつたことは皆様御承知の通りでございますが、名古屋市に於かれましては明後年の春同市に博覽會を御開催の豫定がありまして、相成るべくは明後年お引受けすることに致したいといふ御希望の御申出がありましたので、會長に於きまして御迷惑とは存じながら仙臺市にお引受け方を内交渉致しましたところ、會員各位の御希望であるならば引受けて宜しいといふ御快諾を得て居りますので、本會の決議を得まして同市へお願ひをすることに致したいと存じます。尙ほ明後年は名古屋市にお願ひをするといふ豫定であることを御諒承願つて御決定あらんことを希望致します。

○議長(横山金太郎君) 只今の原氏よりの御發議に御異存ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横山金太郎君) 御異存ないものと認めまして左様に決定致します。

次に各部會の報告に入ります。順次御報告を乞ひます。

事務部會議事經過報告

○事務部會議長關源三郎君 私第一部會の議長として御推薦を得まして第一部會の議長を相勤めました次第であります。私は議長と致しまして格別議長の職務をやつたことは

以上の外今回限りで終つたもの所謂議了とされましたものは十一問であります。その中で第十九問の溪流を水源に利用し下流の水利權を收用する場合其の補償の範圍竝に灌漑用水量算定の方法如何といふ問題がありました。この問題は第二問の問題の水利權の問題と關聯致しまして、共に相當慎重なる討議をしたのであります。本問題は議了とはなりませんが、第二問の建議に際しましてその建議の文案を常設調査委員會で十分研究致しまして、上水道水源確認の爲め水利權者以外の不當な要求に對しては當該官廳に於てこれを調査し認可せられたき意味を明記して置くこととなりまして。

尙ほ今回の事務部會中に於ける重要な最たる第二十五問の水道協會事務所設置の件であります。本件は趣旨と致しましては勿論全員の賛成するところでありますから、設置の點は満場一致を以ちまして賛成、十一年度よりこれを實施すべしとの議決を致しまして、會長にその實施を要求することとなりまして。しかし設置に伴ひまして相當經費を要することとなりうと存じますが、その經費は十一年度豫算に影響するものでありますから、必然十一年度の豫算の更正を伴ふものであります。そこでその更正その他は本部會の意見と致しましては理事會に一任して處理したいといふことになり、これを本日の總會の議に附して決議するといふことになつたのであります。尙ほ總會第一日に於て常

ございませぬ。初めて議長を致したやうな次第でありますから、議場の整理等は甚だ不馴れでありまして、重要な問題を審議するには内心非常なる不安を懷いたのであります。幸にして部會の各位の諸君には熱心なる御審議を致されまして、豫定通り終了を致したことであります。

併て事務部會に提出になつて居ります問題は全部で二十五問であります。その審議の結果を申し上げますと議了になつたものが十一問であります。建議又は陳情となつたものが九問であります。常設調査委員會附託のものが四問であります。特別委員附託のものが一問であります。その内容の概要を少しく申上げて御報告と致したいと思います。

建議又は陳情のもの、これが二の問題、上水道水源確認の爲め河水の利用に關し水道事業者に優先權を認むる様其の筋に建議書提出の件、これが重要な問題と認めて居ります。次は三の問題、四の問題、五の問題、六の問題、七の問題、八の問題、十の問題、十一の問題、かういふことであります。

次に常設調査委員會に附託となつたものは九の問題、十二の問題、十四の問題、十五の問題であります。第二十四問の細則變更の件は及ぼすところの影響が重大なものでありますので、慎重審議を要すること、致しまして、理事全部を委員とする特設委員に附託調査研究することとなりまして。

設調査委員長より報告がありまして、本部會に回附されたところの水道普及の爲め脚本を募集して映畫化して會員に使用せしむる計畫は、島崎主査より説明がありまして部會は適當と認めまして、本件も本日總會の議を経ましたならば會の意思として決定さるゝこととなるのであります。

以上で私の議長を勤めました第一部會の議事大要を申し上げた次第であります。宜しく御處理をお願いしたいと存じます。尙ほ最後に不馴れの議長を御援助下さいまして議事の終了に御盡力下さいました第一部會の御出席各位に對しまして満腔の謝意を表し、併せて本會に御來會下さいまして本會を權威あらしめられた會員、來賓閣下並に各位の慎重なる御審議を下さいましたことを、茲に重ねて御禮申上げる次第であります。(拍手)

○議長(横山金太郎君) 只今御報告になりました事務部會委員長の御報告に對し御質疑御意見はありませんか。

○二百四十三番小川八二君(大牟田市) 只今事務部長より部會に於て決定致しました結果に就て御報告がありました。その問題は殆ど第一部會に於て決定を致しそれが總會に報告せられたところのものであります。その問題中總會の議を経て決定するといふことになつて居る問題が二つあるやうに聞きましたのであります。その一つは嘗て常設調査委員會に附託されて居りました水道普及の目的に據る映畫募集のことでありまして、これは第一部會に於きまして

は實現することは必要な事柄であるといふことで、これを會長に委任して映畫の募集なり選擇なりを決定したいといふ御決定になつて居るやうであります。總會と致しましても勿論それは必要であるといふことを認めまして、總會に於て滿場一致御決定を願ひたいと思ひまして、茲に緊急動議として提案を致したいと思ひます。御賛成を願ひます。

〔賛成〕「賛成」と呼ぶ者あり

○議長(横山金太郎君) 只今二百四十三番より緊急動議の提出がありました。これに御意見……。

○百四番池田篤三郎君(名古屋市) これは今までの慣例通りやはり各部の御報告が済んでからにして戴きたいと思ひます。

○二百四十三番小川八二君(大牟田市) これは折角御提案になりましたからこれだけをお済ましになつて、後全部を處理されたら如何であります。

○百四番池田篤三郎君(名古屋市) 各部はそれ〴〵重要な報告を持つて居りました。それ〴〵一様に審議されることが必要だと考へます。でありますから引續き第二部、第三部、第四部の議長の御報告を承つて、その上で一括して色々の問題を此處で審議致したいと考へます。

〔賛成〕と呼ぶ者あり

○議長(横山金太郎君) 二百四十三番に一寸御相談致します。只今の緊急動議は委員長長の報告を修正するといふ意味

かしながらこの水道施設に要する経費の大部分は概して起債に據るものと思ひますが、その認可権は國務大臣にありまして、さうしてその可否を決めますには起業者の財政状態に依ることゝ考へます。若しこの説が成りますと、その資金の償還に當りましては水道使用料は重大な資金の一つでありますからして、これを地方官限りで簡単に變更するといふことになりませんれば、その結果は別と致しまして、手續上に矛盾して居るやうに考へられます。果してその見方が強ひて不當でないならば、これを建議しましたところで認可することは出来ぬのぢやないかと思はれます。さうしますと極めて手續が簡單な問題でありますから、水道協會の建議その他がすべて無理を強ひるものといふやうなことになるかと、この協會の權威上疑問になります。その爲めに權威失墜といふことを憂慮しまして一言申し上げる次第であります。

それから二十五問でございます。これは勿論私共としても賛成でございますが、しかしながら事務所を變更設定するといふ問題になりますと、餘り輕くない問題と考へられますので、趣旨としては勿論賛成であります。が、明年度より實施といふことだけはこの二十四問の細則變更や何かの關係もありませんから、見合せまして、さうして常設調査委員の方に委任しまして、尙ほ十分に審議してそれからした方が宜しいと考へるのであります。意見としてこれだけ

ではないのですな。どちらなんです。別に獨立してその動議を提出し得べきやうな性質のものでありますならば、議事の煩雜を避ける爲めに、併せて總ての報告が済みました後に願ふ方が宜しいかと思ひますが……。これは御相談であります。説が二派に分れます毎に採決をしなければなりません。が、若し獨立して提出すべきものでありますならば、序でに報告だけ終へて戴くことが非常に議事の進捗上便宜であると思ひますが……。

○二百四十三番(大牟田市) 議事の進行上便宜であるとすれば結構であります。

○議長(横山金太郎君) それではさういふことにして一時動議の御撤回を願ふやうに……。

○二百四十三番小川八二君(大牟田市) 承知致しました。

○議長(横山金太郎君) 有難うございました。只今より二、三部會委員長よりの御報告を求めるに御異存ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○二十八番黒沼才一郎君(前橋市) 私は昨日の部會に第九問の上程された時に缺席して居りましたのでどうなりましたか、先程議長長の報告もつい聞き漏らしまして分りませんが、一言意見を申述べさして戴きたいと思ひます。この水道使用料に限りませんで手續を簡單にしますといふことに對しましては、勿論希望に堪へぬ次第であります。し

申上げます。

〔議長〕「議長」と呼ぶ者あり

○議長(横山金太郎君) 一寸お待ち下さい。二十八番に一寸申上げますが、最初の九問に就きましては常設調査委員へ附託のことに相成つて居ります。それからその次の二十四の問題は特設委員附託理事全部を委員とすといふことに御決定になつたのですが、その點に就きまして委員長の發言をお求めになりますか。

○二十八番黒沼才一郎君(前橋市) 明年度から實施するといふ問題に就きまして、それを常設調査委員に附託してその實施を延期といふ意味でございました。

〔議事進行〕「議事進行に就て」と呼ぶ者あり

○議長(横山金太郎君) 今質問の趣旨を尋ねて居るのであります。私、私の尋ねることが終了致して居りませんから、如何に議事進行でもこれが終らなければお許しする譯に行きません。済みましたらお許し致します。――委員長、お答へになりますか。

○六十七番關源三郎君(神戸市) 別に私として申上げなくても、議長でお計ひをお願いしたいと思ひます。

○議長(横山金太郎君) 只今の御意見は承つて置く程度で宜しいのですか。委員長長の答を御要求になるのですか。どちらでありますか。

○二十八番黒沼才一郎君(前橋市) 勿論滿場の御意見であり

ますならば、強ひて反対をする譯ちやございませぬ。ですが、九問としましても調査する必要がないやうに考へました。その調査をされるといふ御意見でありましたならば別個であります。

○議長(横山金太郎君) あなたのは廢棄説ですな。

○二十八番黒沼才一郎君(前橋市) さうです。

○議長(横山金太郎君) 判りました。

○百二十五番上野績次君(岐阜市) 只今御意見が出たやうであります。一體總會と部會とは全然別個のものでありまして、部會で決定になつたものを部會の議長から便宜總會に於て御報告になるのでありますから、その問題の是非はこの總會の席上に於てこれ審議すべき問題ではないのであります。決定の事項に對しまして御質問があれば御質問のあることは御隨意だと思ひますが、只今の問題は總會に於てこれ論議さるべきものぢやないと思ひますから、議長に於て左様に御處理を願ひたいと思ひます。

○六番仲田聰治郎君(東京市) 只今部會で以て御決議になつたものは本會議に於て論議すべきものでないといふことは私は間違つたことだと思ひます。報告をされましたそれに付て部會として提案をされました可否を論ずべきものであります。承認するしないはこの總會の権限でありまして、部會が如何に決定致しましてもその可否を論ずることは別問題だと思ひます。

て今までの議長の御報告に對して——その一部會の委員長の報告に對して、總會の議長はこれを認むるや否やといふことをお諮りになつて居るのであります。それに對して反對意見が二十八番から出て居るのであります。それを百二十五番は部會で決定したものは全然本會議に於ては審議すべからずといふことの御意見であると思ひます。そこで私は——今あまりこの席にも出ないし法制にも冥いのであります。少し疑問を生ずるのであります。果して百二十五番の言はれる如く部會で決定したものを本會議に於て云爲すべからざるものであるならばその委員長の報告を以て終るのであります。その後更に議長からこれを一般にお諮りになつて、これを認むるや否やといふことはない筈だと思ひます。部會の報告を更に議場にお諮りになつて委員長報告通りに總會に於てこれを決定して初めて意義があるものだと思ふのであります。それを百二十五番の方は部會に於て決定すればそれが絶対のものである。更に本會に於てそれを云爲すべきものでない。かういふことはどうも諒解が出来得ないものでありますからその點を明に致したいと思ひます。その點を責任ある議長さんから一つ從來の本會の規則の文案等の點に就きまして御説明を願ひたいと思ひます。

○議長(横山金太郎君) 暫時休憩致します。

午前十時五十二分休憩

○百二十五番上野績次君(岐阜市) 只今の御意見であります。部會の決定事項の報告に對する質問等をこの席に於てするといふことは勿論當然のことでありますが、その問題の是非を論じて部會の決定を變へたいとか、或は全然廢棄してしまふといふやうなことは、部會と總會とが截然と區別されて居る性質上から言ひましても、しないことが當然のことだと思ひます。部會の決定事項が直に總會の議題になるのではないのであります。總會では部會の決定事項の報告を聞いてそれに對して質疑をする機會を會員に與へるといふだけでありまして、部會と總會とは全然別個のものであるといふことをはつきりして戴きたいと思ひます。尙ほこゝで論議するといふ問題がありますが、それは部會の決定事項を緊急事項として總會の議題に供せられた場合に於ては、勿論こゝで色々審議をするといふことは當然であります。勿論こゝで色々審議をするといふことは當然であります。然るに就てこれ論議するといふことは、少し筋が間違つて居るやうであります。それから先程百四番からお話がありましたやうですが、色々な論議は後廻しに致しまして、先づ委員長の御報告を承るやうにお取計ひを願ひたいと思ひます。

○百四十二番赤羽九市君(松本市) 只今の百二十五番のお話は私は新米でありますから能く判りませんが、私は第一部會に出て居つてその議事に參與したものであります。而し

午前十時五十五分開議

○議長(横山金太郎君) 休憩前に引き続き會議を開きます。それでは議長の所信を申し上げます。この水道協會細則の第十七條に斯様な言葉があります。「總會及部會ノ議長ハ議事ヲ整理シ其ノ經過ヲ會長ニ報告スルモノトス」とあります。隨て譬へて見ますれば一昨日御承認になりました決算、それから一昨日議事の延期になりました豫算案、これは勿論總會と致しまして皆様の御決議を願つて、その結果を會長に向つて報告すべき筈のものであります。それから部會の分もやはり直接部會の議長から會長に報告すべきことになつて居ります。隨てこの會議に於きましては部會の報告は念の爲め報告せられるものであつて、會議に於て承認するや否やといふことに就きましては、これは議長の扱ひで唯この報告の中でその議を動かさんと欲する人は特に動議をお出しになつて、その動議を議題として總會の御意見を承り御決定を願ふとかういふ風に相成つて居ります。左様に御承知を願ひます。隨て先刻來色々迂餘曲節の經過はございしましたが、その趣旨に於て御決定を願ふことに致しませぬならば、二十八番のお説の如きは唯承り置くに止めることが極めて至當の處置であると考へます。

○二百八十五番木代嘉壽君(京都府) 只今の御説明に依りますれば部會の報告を變更する際には、更に總會に於て動議

を提出してその總會の賛成を得なければいけない。かういふ風に聞きましたが、さう致しますれば事務部會からの報告がありまして、その報告せられた事項はそれを變更する動議が提出されなければ、只今の事務部會の結果はその儘その通り總會に於て承認せられるものと認むる譯であるかどうか。それをお伺ひしたいと思います。

○議長(横山金太郎君) 一寸申上げますが只今の御説ではありますけれど承認をせられたといふ結論は生じないのであります。元來は會長に直接報告せらるべきものであります。會長がこれを探つて執行するや否やは自分の考であります。無論執行するであります。だから承認といふことではないのであります。

○二百八十五番木代嘉壽君(京城府) さうしますとまだこの事務部會の報告の結果を議長は總會の議題として提出して居ない譯でございます。

○議長(横山金太郎君) 無論さうです。
○二百八十五番木代嘉壽君(京城府) 現在はその報告の内容に就て質疑應答に止める範圍で聞いて差支へないのであります。

○議長(横山金太郎君) それは宜しうございます。
○二百二十四番安部源三郎君(岐阜市) 議事の進行上先づ各部の議長より報告を承つてそれから致したいと思ひます。左様に議事のお取計ひを願ひます。

接手の填隙材研究に關する件であります。

次に現行高級鑄鐵管規格に關しまして四つの問題が提出されて居りますが、その中壓力で區別した壓別記號削除の件は提案通り可決致しました。他の四、五、七の三問題は全體改正の要を認めただけであります。將來規格改正の際にその趣旨に副ふやうに考慮すべしといふやうに決定相成りました。又第十一問の沈澄用礬土規格改正の件は四部會と並行審議せられる問題であります。本部會に於きましては改正を可と認めたのであります。その他は何れも議了と相成りました。

次に上水工務の研究問題では一の消火栓規格の問題は未だ制定の時期に非ずとして議了されました。二、三の問題の水栓類規格及鉛管規格改正の件は何れも常設調査委員の報告通り可決確定致しました。四のラヂオの受話装置の問題は更に一箇年研究をすることに相成りました。又五の鐵管塗裝の問題は新問題の三と一括して常設調査委員に附託されました。

次に下水工務の問題であります。第一及第七の工場廢水に關する問題は、同じやうな種類の問題が既に前年常設調査委員會に附託されて居りますので、その委員の方に併せて御研究を願ふやうに決定致されました。その他の諸問題に付きましては各員より熱心なる研究報告及討議が詳かにされたのであります。何れも報告及討議の後議了と相成

(「賛成」「異議なし」と呼ぶ者あり)
○議長(横山金太郎君) 次は上水工務、下水工務兩部會の議長の報告を乞ひます。

上水工務、下水工務聯合部會議事經過報告

○上水工務、下水工務聯合部會議長池田篤三郎君 第二、第三部會の經過並に結果を御報告申し上げます。本聯合部會は昨日の午前までに亘りまして、本會所屬の諸問題に就きまして審議を致したのであります。何分審議の時間が短かく殊に劈頭第一問の東京市の貴重なる御報告からして既に時間に制限を加へざるを得なかつたことは、洵に遺憾に存するのであります。斯の如きは從來部會が出来たところの歴史と工務部會の性質とに鑑みまして、他に使はれるところの時間を能ふ限り本部會の審議へ御流用せられるやうに、將來會長に於て御配慮を願ひたいと存じます。

本部會に於きまして付議せられた問題は新問題、研究問題及報告事項、併せて合計三十件であります。今その概要を申述べますと、上水工務部會の部の新問題では慎重研究を要するものとして、常設調査委員會へ調査を附託致されました問題が五問題あります。即ち一の水道用濕式翼車型十三耗計量器の規格制定の件、二の水道用ゴム規格制定の件、三の水道用鐵管塗裝に關する調査研究機關の設置の件、九の緩速濾過池に於ける濾過膜に關する件、十三の鐵管印籠

りました。又本部會に於ける報告事項は二つありますが、この二件は協會誌へ何れも發表せられることに相成りました。

以上の通りで全部審議を終つたのであります。この間來賓閣下並に各位には御熱心に御參列を賜りました。又會員各位には終始極めて熱心に御審議下さいまして、滞りなく全問題を終了致しましたことは議長と致しまして厚く御禮を申上げる次第であります。これを以て御報告を終ります。(拍手)

○議長(横山金太郎君) 次は水道衛生部會議長の御報告を求めます。

水道衛生部會議事經過報告

○水道衛生部會議長石原房雄君 第四部水道衛生部會の報告を致します。第四部で議題となりましたものは常設調査委員會から本總會に提出になりました下水試験法とその他に新問題が八つ、研究問題が一つ、報告が六つありますが、全部議了になりました。その中研究問題として残つたものが二つあります。

その概略を申し上げますと第一に下水試験法であります。これは野邊地博士が主査となつて多數の委員の方が非常に熱心に御研究の結果その試験法を作られたものであります。殊に下水は都市衛生として目下最も大切なものである

に拘らず、まだ試験法が制定されて居らないといふことは甚だ遺憾な點であります。この試験方法は各權威ある人が慎重に審議をされて作られたものでありますので、満場一致を以てこの試験方法を本協會の試験方法としたいといふことに可決致しました。尙ほ部會と致しましては試験員の各位に對して満腔の謝意を表した次第であります。

その次に問題が八つあります。その主な要點だけを摘んで申し上げます。第一の水の中に出て來るところの生物に就てその驅除に就ての實驗はないかといふことであります。岡山市に於て玉島の水道の濾水池の中にナイスが非常に多く出たが、それに海水を入れたら非常に良かつたといふ成績がありました。東京市に於てはナイスその他の生物に就て硫酸銅を五十萬分の一加へて非常に良い成績を示して居ります。その外クロールカルクは硫酸銅と併用して尙ほ一層成績が良いといふ報告がありました。その次は硫酸礬土の試験方法を改訂したらいふ意見であります。これは先程の第二部第三部の部會と並行審議されたものであります。従來の試験方法に依る亞硝酸とか亞硫酸とか、アルカリとか銅とかいふものは實際に於ては硫酸礬土の中には出て來ないものでありますから、成るべく早く試験をするといふ目的の爲にさういふものを省いて必要なものだけにしたらどうかといふので、東京市に於てその原案を作つて、一箇年間皆様に於てその御試験を願つて、明年度にその可

否を決しようといふので研究問題として残りました。その次の濾過砂層の中に於ける生物及汚泥の分布に就てもこれも重要な問題であります。生物は濾過層のどういふやうなところに一番多いか。多くは一番上層に多くてそれから一番下に多い。それ等に就て試験方法を申合せまして各所で研究して見たらといふことになつて居ります。

第四番目に鹽素消毒をした場合に臭があつて困る。殊に〇・〇五單位では何とも文句がなかつたが、〇・八になると既に苦情があつて困るといふ呉市の報告で、他の市に於てはどうであるかといふことを尋ねられたのであります。他の市に於ては〇・二或は〇・三單位では大體さう苦情は出て居ないといふことになつて議了になりました。その次には給水管に銅を使つたら水質にどういふ影響が來るかといふことであります。これは今後私共水道業務に携りますもの、可なり重要な問題であります。静岡市に於て多數の家屋に取付けられた中で、殊に鉛管の方が價格に於て二割も安く、工事に於ても三分の一或は五分の一で済む。コンクリートの建物に於て使つてもカルシウムの爲に腐蝕されないし取扱ひも非常に便利であるから銅も使つたけれども、或る飲食店に於て銅が非常に出て來たといふので、取外しの苦痛を嘗めたといふ報告がありました。次いで或る一會員の方から東京市に於ては近く出來たところの銅管に種々なる塗装をしたものに就ての實驗があるさうだか

ら、それを報告しろといふことであります。これは實驗中途であります。唯遺憾なことはかういふやうな加工品を使ひますと濁度が相當に出て來ます。時に色度も二十度位に出て來ることがあります。又有機物が増加致しまして十二耗が増加したこともあり。併しながらその加工に使ひますところの石炭酸とかホルマリンといふやうなものが水中に溶けて來ることはなかつたのであります。又加工したものは銅が水中に出て來ます分量は遙かに少なくて、僅かに〇・〇四とか五とかいふやうな數字になつて居ります。

次いで住友銅管を各所に於て使つたところの銅の含有量の報告があり、それは遊離炭酸に關係するといふやうな化學的作用の報告がありました。これを察しますのに銅管は尙ほ研究中のものであります。相當に今後尙ほ改善を要するものと思ひます。

その次に協定試験法中に大腸菌の試験をする場合に、遠藤培養器に元來赤い色を造るべきものであるが、赤い色を造らないところの大腸菌がある。それはどう取扱ふかといふことであります。これは目下上水試験法を改正しようといふ案の中にこれを非定型菌として特に記入するやうにしたらといふことに於て議了になりました。その次は上水試験法の中に銅と鉛と亜鉛、かういふやうな重金属はどの位な分量までは含まれても差支へないかといふその限度を記載したらどうかといふ案であります。これも上水試験法改

正の際にこれを研究したらといふことで議了になりました。その次はやはり上水試験法に於て細菌数が從來七十個となつて居りますものを、四十個までに引下げたらどうであるかといふ案であります。併しながら從來の試験法で支障を見て居ないのであるからして、これは改正の必要がなからうといふことで議了になりました。

その次は研究問題であります。これは上水試験法に於て臭味に就てもう少し詳しく記載したらどうかといふことであります。これも上水試験法の改正の場合にこれを加味したらといふことで議了になりました。

次は報告であります。報告は極く専門に亘りますことではありませんから、又時間も少かつた爲に唯その一部分だけを御報告願ひましただけであります。それは東京市からの第五番目と大阪市からの第一、第三、第四、第九、それから岡山市の一、これだけの報告がありました。これは、これはあまり専門的になりますから、何れ雜誌の上で報告になることと思ひますので、こゝでは略して置きます。

以上の如く研究問題として残りましては硫酸礬土に就ての規格と、さつき申すのを忘れましたが銅の水質に及ぼす影響とこの二つであります。銅管に對しては既に常設調査委員會が開かれて居りますけれども、委員は一部分の人であるから多數の意見を求める爲にこれを研究問題として残すといふことになりましたのであります。これを以て第

四部會の報告を終ること、致します。

尚ほこの議事中来賓諸氏に於かれましては閣下並に諸君に於かれまして多數御臨席を忝ふし、且つ熱心な御審議戴きまして、尚ほ部會員の方も熱心に御討議戴いたことを議長として厚く感謝致します。(拍手)

○議長(横山金太郎君) これにて部會の報告は終りました。その報告に對しまして質疑に限りこの際御發言を許します。

○六十二番中條都一郎君(京都市) 部會に於きまして議事の討論に際しての希望をこの際申述べさして戴きたいと思ひます。二三部會の議事の進行中に於きまして、殊更獨斷的の議論を以ちまして他を中傷するが如き言辭を弄した方があつたやうに考へましたが、かういふことはお互に經驗を持ち寄つてお互の職務を研鑽し向上さして行く上に於て甚だしく障害になる。さうしてそこに感情問題を惹起し、延いては將來發展すべきこの水道協會に暗影を投ずるやうになりはしないかと憂慮するものであります。それが故に今後議事討論の際に於きましては虚心坦懐、他を中傷するが如き言辭を弄せざるやうに、特にこの際希望を申上げて置きます。

○二百四十三番小川八二君(大牟田市) 各部委員長からの御報告が出揃ひましたのであります。議事整理上の關係から既にその報告を以て本總會に於ては御異議がないものも

といふ程度の經費は融通が利くだらうといふので豫定も付いて居るやうでありますから、これを一萬圓程度の經費を以て實行出来るならば十一年度當初に於て實現するやうにして貰つた方が、地方の會員としては足溜りともなるし、又内務省や大藏省その他關係官廳に對する陳情なり願ひをするといふやうな準備もあるのであるから、成べく十一年度中に於て實現するやうにしたい。併ながらそれを成立致しますに就ては總會の決議を要することになるのであります。更に年度半ばに於て總會を招集されることは大變なことでありますから、その實行を常設委員會に於て能く慎重調査せられた結果、これを委員會に諮つてさうして決定實行せられるといふことを御委任申上げたら大變便宜な方法でもあるし實現も早いのである。かういふやうに第一部會としての意向がなつて居るのであります。併しながら本問題は非常に重大な事柄であります。爲に總會の決議に依つてこれを決むべきものである。かう考へまが故に以上申上げましたやうな方法に依つて實行するやうに御賛成を願ひたいと思ひます。

それからもう一つは第四部會の委員長から御報告になりました下水試験法の採用の事柄であります。この下水試験法といふものに對しては内務省の衛生試験所に於かれまして、その途の權威者である野邊地博士がその蘊蓄を傾倒して色々御調査御研究になりました。その他のこれに關係せ

ありませうが、この部會に於て決めましたもの、中には重大なる問題は部會限りに於て決定すべきでない。これは總會の意向を諮つて總會の決議に俟つべきものであるといふやうな意味の下に於て部會に於て決定したものもあるやうでありますから、その精神に於てそれに基いて總會に諮りたいといふ部會の決議になつて居りますやうなものは、形式上總會に於て御決定を願つて置く方が確かであると思ふのであります。それは理由はもう申しませんが常設委員の方から御報告になるところの映畫募集の件、映畫の原稿と申しますかそれを募集選擇の件、それが必要であるといふ理由も御聴き致したのであります。それがともう一つは本部會の問題となつて居ります第二十五問の問題であります。この水道協會事務所設置の件といふのは、これは本問題中に於ける非常に重大なる問題であるとして、總會の最初に於きまして總會にお出しになり、これに伴ふ經費もあることであるから十一年度の豫算と共に考へやうといふことになつて居つたのであります。第一部會の模様なり又委員長の報告なりに基いて考へて見ますと、これは是非十一年度に於て實現させたい。十一年度の豫算に組むことが出来ない。十二年度に出さなければならぬから餘り延期されることになり、又本會の發展の状態から見ましても収入も年々増加の傾向にありますし、又會長からのお話に依りますと現在に於ても事務所を借入れて獨立せしむる

られる方々が能く御審議の上かういふ方法が報告せられて居るのであります。これを總會に於て採用致しますことは下水道の爲に最も適當な事柄であると信じて得られます。であります。これも部會だけで決定します問題としては非常な大きな問題であります。總會に於てその決議を致したいと思ひます。以上の三點に就きまして別々に動議を提出致します。その動議を總括してといふ意味ではないのであります。この三つのは各獨立して動議を提出して置きますから、満場の御賛成を得たいと考へるのであります。

(賛成)と呼ぶ者あり)

水道普及用宣傳映畫脚本募集ノ件 (緊急動議)

水道協會専用事務所設置ノ件 (緊急動議)

下水試験法制定ノ件 (緊急動議)

○議長(横山金太郎君) 只今の二百四十三番の御動議に賛成がありますか。

(賛成)と呼ぶ者あり)

○議長(横山金太郎君) 動議は成立致しました。一寸二百四十三番に伺ひますが、この動議の決を探るのは別々に致しまして、論議は併せてやつて宜しうございますか。

○二百四十三番小川八二君(大牟田市) 差支へありません。

○議長(横山金太郎君) それではさういふ風に致しませう。

この三動議に對して御質疑御意見がありましたならば、この際お願ひ致します。

○百二十五番上野績次君(岐阜市) 一寸二百四十三番に伺ひ

ますが、それは水道協會専用事務所設置の問題でありますけれども、提案の内容に一寸判り兼ねます點がありましたものですからお伺ひ致します。私は斯様に聞いたのであります。私がそれで差支へないのであります。つまり水道協會専用事務所設置は極めて必要な問題であるから、昭和十一年度の初め即ち昭和十一年四月一日よりこれを實施することとして、それには十一年度の豫算の追加更正を要するから、その追加更正並に事務所設置に關する一切の事項はこれを理事會に一任する。さういふやうな御提案でございますか。

○二百四十三番小川八二君(大牟田市) 十一年度の當初に實

行して貰ひたいと思ふのであります。四月一日からといふやうに申しましたも大變なことでございますから、兎に角その點は十一年度の初めからといふ意味に於て、さういふ意味を理事會に提出するといふ譯なであります。それから豫算のことです。豫算は先に申上げました通り十一年度豫算と關聯してこれこれ總會に於てお話がありましたけれども、現在の協會の財政状態は十一年度豫算の中からこれを削らなければ出來ないといふやうな状態でない

といふことでありますから、十一年度の豫算は別途の問題として今後審議されるべきであります。それでそれとは切離してこの事務所は急速に設定せられるやうに理事會に相談をしたいといふ意味であります。

○百二十五番上野績次君(岐阜市) 只今のお話はその實行は十一年度中といふことでありますか。

○二百四十三番小川八二君(大牟田市) さうです。

○百二十五番上野績次君(岐阜市) 判りました。

○二百八十五番木代嘉樹君(京都市) 只今動議が提出されましたが、水道協會の事務所設置の問題であります。これに就ては私も委員會に於きまして多少意見を述べて置きました次第であります。水道協會としても事務所を設置するといふやうな問題は相當重大なる問題であります。それで多くは問題が提出されてから一箇年度の相當なる調査の期間を置いて、さうしてそれを實現するといふやうなさういふ慣例になつて居ると思つて居ります。但し本問題は本會に提出されて來年度から實施するといふやうなことになつて、先づ吾々としては協會の事情にも多少疎い點もありませんが、非常に早急に實施するといふ風にも考へられるのであります。その問題の性質はその内容をどういふ程度どの位の内容であるか。或は又どういふ風に使ふか。例へばその具體的内容に就きましては吾々は餘り能く知り得て居ないのであります。その事務所を設置するといふ趣旨

會と今度の總會に於きまして審議しただけであります。この事務所設置の問題は相當輕くない問題のやうに思はれますし、經濟問題等に就きまして審議するのはさう簡單には出來ないことと思はれますので、これを常任委員に調査方を依頼するやうに希望致します。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○六番仲田聰治郎君(東京市) 只今名古屋から専用事務所のことには會長が御提案になつたといふお話がありました。私が、私の聞いて居りますところでは會長から専用事務所設置の案は提出したことがないと考へて居ります。何時御提案になりましたか。お伺ひしたいと思います。

○百四番池田篤三郎君(名古屋市) 左様なことは申上げたこととはございません。能く速記録を御覽願ひたいと思ひます。

○六番仲田聰治郎君(東京市) はつきり左様に聞いて居ります。能く速記録を調査願ひます。

(笑聲起る)

○議長(横山金太郎君) 別に御意見がないやうでありますから、それでは採決に入ります。先づ……

○三百四十四番今村貫三君(特別會員) 一寸お伺ひしたいと思ひます。少し疑問がありますので伺つて見たいと思ひますが、それは水道事務所設置の件であります。これは部會の決議は必要なりと認める。さうしてそれに伴ふ豫算の金額を今の範圍に於て理事會に一任する。かういふ風になつ

に於ては吾々も双手を擧げて賛成するのであります。かかる問題に就きましては各會員に十分に理解せしめたる後、これを實行するといふやうな方法を執られるのが寧ろ必要なことと考へます。又各會員に費用を負担さすといふことになりますれば、尙ほ更その必要があると考へるのであります。趣旨としては賛成であります。今後はさういふ點を十分各會員に理解させて、然る後に無理がないやうに實行するやうにして戴きたいといふことを述べて置きます。

○百四番池田篤三郎君(名古屋市) この事務所設置に關し

ましては既に理事會に於ても審議されて居りまして、さうしてやつて宜いといふことになつて居ります。部會に於ても昨日既に決議をされたのであります。相當これは慎重審議されて居ることと思ひます。理事會及部會が相當に審議を致し、これだけを以て既に會長はこれを執行することが出来るのであります。それを會長は尙ほ一層慎重に事を議する爲にこの總會に懸けてあるのであります。私共はこの昨日の部會の決議を速かに實行して戴きたいと思ふものであります。

○二十八番黒沼才一郎君(前橋市) 私は議事不馴れの爲に先程不規則な發言を致しましたのをお詫び致します。只今の動議の二十五問の事務所設置の問題であります。慎重審議したといふお話もありましたのですが、併しながら理事

たやうに承知致します。ところが通常豫算にはこの事務所を設置する項目はないやうに思ひますが、その項目を新設して実行するといふことを理事會が委任を受けて執行して差支へないものでせうか。一寸疑問に思ひますので會長の御意見を伺ひたいと思ひます。

〔採決の聲があるから採決願ひます〕と呼ぶ者あり
○議長(横山金太郎君) 一寸お待ち下さい。既に質疑を許しました。

○番外原全路君(會長代理) この席から只今の御質問にお答へ致します。總會に於きまして豫算の追加更正をする権限を理事會に御委任になれば、理事會は總會に代つて變更することが出来る次第であります。左様御承知を願ひます。

○議長(横山金太郎君) 採決致します。
(發言する者あり)

○議長(横山金太郎君) 最早採決を宣言致しました。採決の方法に就て御發言ならばお許し致しますが、この程度でお願ひ致します。先づ映畫募集の件に就て採決致します。この緊急動議に賛成のお方は御舉手を願ひます。
(發言する者多し)

○議長(横山金太郎君) それでは更に採決を改めまして……

○五十一番島崎孝彦君(大阪市) 部會の議長の御報告の通りこの問題に就ては御決定を願つたら如何でありますか。

○議長(横山金太郎君) 動議がございます以上は先づ動議か

す。一市で十票持つて居るものもあり一票しか持つて居ないものもあるから大變だと思ひます。又嘗てこの水道協會は十數年來採決に懇へたことはないのであります。成べくならばどうか皆様御相談願ひまして採決でなく、さつと行く方法がないものでせうか。

○議長(横山金太郎君) 今のところでは異議のない方が多いやうに思ひます。異議が多ければその時に採決することに致します。これに就て御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横山金太郎君) 異議なきものと認めて決定致します
(拍手起る)

○六番仲田聰治郎君(東京市) 只今二部三部の議長から御報告になりました中の水栓類規格改正の件、鉛管規格改正の件は何れも本會として重要な問題でありますから、追加日程として議題に供されんことを望みます。

水栓類規格改正の件 (緊急動議)
鉛管規格改正の件 (緊急動議)

○議長(横山金太郎君) 只今六番より規格改正に關してお聞きの通りの御發議がありました。これに御異存ございませんか。

○百四番池田篤三郎君(名古屋市) 部會は満場一致兩案とも可決致したのであります。どうか満場の御賛成を願ひます

ら採決をしまして……

○五十一番島崎孝彦君(大阪市) その動議は議題にする動議でありますから、それが議題になつた以上はその取扱ひ方は部會の議長が御報告になつた通り異議がないかといふことを御決定になつたら宜いかと思ひます。

○議長(横山金太郎君) 五十一番に伺ひますが、部會で決定になつた儘といふのですか。

○五十一番島崎孝彦君(大阪市) さうです。

○議長(横山金太郎君) それではもう一度宣言を改めます。映畫募集の件に就ては部會に於て決定致したる通り御異存ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横山金太郎君) 異議なきものと認めて可決確定致します。

その次は下水試験法を議題としてお諮り致します。部會に於て決定致しました通り取扱ふといふことに就きまして御異存ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横山金太郎君) 御異存ないものと認めて左様に決定致します。

次は水道事務所設置の件……

○百四番池田篤三郎君(名古屋市) 若し議長が御採決になるのでありますならば、これは投票權が皆違ふのでありま

(「賛成」と味ぶ者あり)

○議長(横山金太郎君) 御異存ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横山金太郎君) 御異存ないものと認めて左様に圖ひます。

それでは一昨日議事の延期になりました豫算の件、即ち昭和十一年度水道協會歳入歳出豫算、これを議題と致します。

第二號議案 昭和十一年度水道協會歳入歳出豫算

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横山金太郎君) 御異存はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横山金太郎君) 異議なきものと認めて可決確定致します。

その次は昭和十一年度水道協會鐵管検査費歳入出豫算。

第三號議案 昭和十一年度水道協會鐵管検査費歳入出豫算(特別會計)

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横山金太郎君) この案に御異存ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横山金太郎君) 御異存ないものと認めて可決確定致

します。

以上に依りまして總ての議案は議了致しました。この際に市長並に議長と致しまして極めて簡単に御挨拶を申し上げます。(拍手)

諸君、連日の御勵精に依りまして上程の議案は悉く合理的に終了を告げました。誠に御同慶の至りに耐へません。不肖僭越非才の身を以ちまして議場整理の重任に當り大過なきを得ましたことは、一に諸君の御同情と御寛容の然らしむるところであります。慎んで感謝の意を表します。議了になりました諸條件に就きましては、それ／＼會長に報告を致しまして適當に御處理を願ふ心組みでありますから、御諒承を乞ひます。尚ほ本會の爲に來賓各位が終始御臨席を下さいましたことは、本會の最も光榮と致すところであります。茲に深甚なる敬意を表します。これを以て閉會の御挨拶と致します。(拍手)

これより會長の御挨拶があります。

(會長代理 鷲尾弘準君登壇)

○會長代理(東京市助役鷲尾弘準君) 本總會を閉づるに當りまして會長に代りまして一言御挨拶を申し上げます。第四回總會及部會には幾多の重要案件が提出になりました。これを短かい時間に御審議をお願いして嘸かし御繁忙を極められたこと、存じます。お蔭を以ちまして本日滞りなく全部の議事を終了することを得ましたことは誠に御同慶に存ず

○議長(横山金太郎君) これより仙臺市長の御挨拶があります。

(仙臺市長代理 桑原政次郎君登壇)

○仙臺市長代理(桑原政次郎君) 明年度總會開催地の仙臺市と致しまして、私代りまして御挨拶を申し上げることをお許し願ひます。先程本總會の御決議に依りまして昭和十一年度定時總會の開催地を仙臺市に御決定に相成りましたことは、仙臺市に執りまして最も光榮に存ずるところでございます。まして誠に感謝に耐へません。茲に謹んで厚く御禮を申し上げます。

仙臺市は僻遠の地にありまして都市と致しましての諸設備も至つて整つて居りませんのでございまして、皆様をお迎へ致しまするに就きましては今更この點に就て甚だ恐縮に存じて居るやうな次第でございますが、唯仙臺市と致しましては皆様の御來仙を衷心から御歓迎申し上げたい心持でございますといふことを御諒承置きをお願い致しますのであります。尚ほ仙臺市を中心と致します附近一帯には相當その名を知られて居りますところの名所舊跡も數多いのでございますが、態々お出掛けを願ひますのも甚だ臆効な次第でございますから、誠に好い機會と存じますので、是非とも會員各位にはこれを機會に多數御來會を下さいますやうに切にお願ひをする次第でございます。

甚だ簡單でございますがこれを以て御挨拶と致します。

る次第でありまして、これは偏へに總會の議長として議事整理にお當り下さいました横山市長閣下並に各部會に於て議事の整理を煩しました關さん、池田さん、石原さん、この御三君の多大の御盡力と出席會員各位の御熱心なる御協力の結果に外なりませんので、厚く御禮を申し上げます。又來賓各位に於かせられましたは公務御多端の折柄御來臨を願ひまして、色々と御指導を忝うし、又大井教授、久保教授御兩氏に於かれましては貴重な御講演を賜りまして、本會としては光榮措く能はざるところであります。茲に深く感謝の意を表します。明年の總會の開催地は只今御決定になりましたやうに仙臺市に開くことになりました。何卒御迷惑とは存じますが宜しく御配慮のほどをお願い致して置く次第であります。尚ほ明後年の開催地も只今宣告がございしましたが、原君から大體御報告のございました名古屋市といふことに御承知置きを願ひたいのであります。終りに本總會の前後を通じまして當廣島市當局に於かれましては非常なる御配慮を戴きまして、お蔭で本總會も無事圓滿に終了するを得ましたことは、協會と致しまして感謝措く能はざる所であります。横山市長閣下初め市役所當路の方から戴きました御懇情は、この出席會員一同の長く忘れることの出来ないところでありまして、一同に代りまして厚く御禮を申し上げます。最後に皆様の御健康を祝福して御挨拶を終ります。(拍手)

(拍手)

○議長(横山金太郎君) これにて本總會は滞りなく終了致しました。茲に謹んで御列席各位の御健康を祝します。これにて閉會致します。

午前十一時五十五分閉會

第四回事務部會

昭和十年十一月七日午前九時四十五分開會

○番外西岡義男君(水道協會書記) これより第四回第一部會を開催致します。

○二百四十三番小川八二君(大牟田市) 本日の日程を見ますと最初に座長の決定といふことになつて居ります。而して從來の慣例に依るとその座長には主催地の方を煩はし事務を執つて戴くことになつて居りますから、御迷惑でもございませうがさういふことにお願ひしたいと思ふので皆さんの御賛成を得たいと思ひます。

(「異議なし」「賛成」と呼ぶ者あり)

○座長(岡太學君) それでは甚だ僭越でございしますが、地元であるの故を以て暫く座長の席を汚させて戴きます。これより議長の選舉を致したいと思ひます。

○二百四十三番小川八二君(大牟田市) 今までの水道協會の議事に於ては議長は座長の指名に依つて決つて居るやうでありますから、皆さん如何でせうか、さういふことに御賛成願へませんでせうか。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○座長(岡太學君) 二百四十三番の動議の如く決定して御異

議ないやうであります。座長指名で御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○座長(岡太學君) それでは議長として神戸の關源三郎君を御指名申し上げます。關君どうぞ御著席を願ひます。

(關源三郎議長席に著き、拍手起る)

○議長(關源三郎君) 只今座長より私に第一部會の議長を致せといふ御推薦であります。私固より不才の身で議長職務には不馴れであります。議事の進行に付きまは各位の御指導に俟たなければ到底この重任を果すことは出来ないと考へて居ります。議事も本日一日を以て終了致したいといふプログラムになつて居りますから、どうかその意味を以て御後援をお願ひ致したいと考へて居ります。これを以て御挨拶と致します。

それでは是より第一部會の議事に入ります。お諮り致します。問題の朗讀を省略致したいと考へますが如何でありますか。

(「賛成」「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(關源三郎君) 省略致すことに決定致します。尚ほ皆さんにお諮り申し上げますが、昨日原委員長より一部會に廻付されました映畫の問題であります。これは大阪市の島崎さんが主査でありまして、日程の変更をしてこれを第一にやつたら如何でありますか。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(關源三郎君) 御賛成のやうでありますから先づ第一にこれをやることにして、大阪市の島崎さん、御説明があれば御説明を願ひます。

一、本協會ニ於テ水道普及、使用料滞納防止等ノ宣傳用脚本ヲ募集シ之ヲ映畫化シ相當使用料ヲ徴シテ會員ニ使用セシムルノ可否ノ件

常設委員長報告

○五十一番島崎孝彦君(大阪市) 只今上程されました「水道普及、滞納防止宣傳用脚本募集並ニ之ガ映畫化ノ件」に付て御報告申上げたいと思ひます。この問題は八王子市外關東支部會員一同の御提案で、昨年の本會に於て常設調査委員會に付託された問題であります。さうして常設調査委員會に於てはこれを又水道經營竝に財源に關する小委員會に委託になつた譯でありまして、私が主査としてその審議を致しました關係上此處に御報告申上げる次第であります。こ

の小委員會は内務省の藤原さん、名古屋の池田さん、神戸の關さん、京都の高田さん、大阪の私が委員になつて居りました。慎重に審議した譯であります。この問題は水道の普及上より見て洵に意義のある企で、その効果も相當大きいことと察せられます。是非これが實現するやうに致したい。さうしてその脚本等は水道協會に於て適當の方法に依つて募集されそれを能く嚴選の上映畫化して實行に移して戴きたいといふことを決議された次第であります。どうか皆さん御賛成を願ひたいと思ひます。

○議長(關源三郎君) 只今大阪市より御報告になりました問題に付て御意見がありましたならば御意見を伺ひます。別に御意見もないやうでありますからこれは報告通り決定致したいと思ひますが如何でありますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(關源三郎君) 御異議の聲を聞きませんからその通り決定致します。次に事務の部の第一の問題に移ります。提案者に御説明があれば御説明をお願ひ致したいと思ひます。

【一】市街地建築物法施行地域内ニ住居ヲ新築スル場合ニ於テ常用水ヲ上水道以外ニ求メントスル者ニ對シテハ其ノ新築許可申請若クハ届出ニ際シ常用ニ供セントスル水質ノ試験成績表(環境ノ最モ不良

ナル場合ニ於テ採酌試験シタルモノヲ添付スル
コトヲ要スル様關係法規ノ改正方ヲ其ノ筋ニ要請
シタシ

理由

清浄ナル水ヲ得ルコト汚水ノ排除ヲ完全ナラシムルコ
トハ住宅ノ二大要件ナリ、然ルニ現行市街地建築物法
ハ其ノ施行規則ニ於テ下水ノ排除ニ關シテハ相當規定
スルトコロアルニモ拘ラス上水ニ就テハ僅ニ井戸ト汲
取便所及汚物溜トノ距離ヲ制限スルニ止マリ而モ此ノ
制限スラモ同規則第四百九條ノ二ニ依リ取締ヲ除外
セラルモノ多ク都市衛生上寒心ニ堪エサル現狀ニ在
ルヲ以テナリ

提出者 八王子市

○十二番西原貫一君(八王子市) 提案者として簡単に御説明
申上げたいと思ひます。問題回答集に依つて大體この問題
の意義は判明して居るものと思ひますので、敢て諱々しく
申上げる必要もないのでありますが、少しばかり申上げて
見たいと思ひます。私が申上げる迄もなく市街地建築物法
は都市計畫法に基いて出來た法規でありまして、その内容
を見ると保安といふやうな方面には大分重きを置かれて居
り、衛生方面に於ては家屋の通風換氣といふ方面、或は
井戸と便所の關係といふやうな點は謳はれて居りますが、
大體住宅を建設致しますには人間に最も必要な水といふも

と非常に廣い範圍のやうで、上水道を布設して居ない所も
含まれて居るといふやうに解釋せられます。それでさう話
が廣くなつて參ると今もお話のあつたやうに本法は都市計
畫法に依つて產れたものであるが故に、都市計畫委員會と
いふやうな所で審議せられるといふやうなことも適當では
ないかと思ひますが、要するにその範圍は矢張さ
うした廣い範圍の意味でありますかどうか、上水道の布設
せられた所だけかどうかといふことが一つであります。そ
れからもう一つはこれに依ると水質試験成績表を添付する
ことを要するやうといふことでありますが、これでは單に
試験成績表を添付するだけで制裁が加はつて居ないので
ないかと思ひます。これは上水道の施行區域であれば水質
の悪い所は上水道を使ふことを條件にするといふことが出
來ると思ひますが、上水道もない區域も含んで居るといふ
ことであればさういふことも出來ないやうにも考へられる
のであります。提案市としてもこの回答集で御満足といふ
ことであるならば、私は強ひてこれを成文化すべく當局に
要請するといふことはどうかと思ふのでありますが、一應
その點を伺つて、もう少しその範圍を縮小して要請せられ
るといふことであればこの案は適當なものではないかと思
ふのであります。その點に付て一應御意嚮を伺つて見たい
と思ふのであります。

○十二番西原貫一君(八王子市) 大體先程申上げたやうな理

一三二

のが其處に伴ふのでありますが、その水の不良は其處に
住んで居る者、要するに人體に衛生上非常に重大なる關係
を有するものと考へられるのであります。住宅を建設す
ると同時に併せてその水の検査をして、その検査に基きそ
の水質の良否を根據に置かれてこれを許可條項に加へて載
きたいといふことが骨子であります。これを要するに矢張
只今の映畫宣傳に依り水道の普及進展を圖るといふ案に基
く意見でありまして、結局水道の普及發達を圖るといふの
が實はその大體に於ける目的であります。さういふ次第で
私共の方の八王子市としては水道の普及上甚だ都合の悪い
やうな状態になつて居りました。こんな問題を出した次第で
あります。是非共皆さんの御賛成を得まして通過するやう
に希望致します。

○議長(關源三郎君) 提案者に伺ひますが、これは回答集に
依つて盡きて居るやうであるからこれで議了として差支へ
ないのであります。

○二百四十三番小川八二君(大牟田市) この問題は要するに
その筋に要請したいといふ結論になつて居るやうでありま
すが、私この回答集を詳細に讀んで居りませんけれども、
提案の趣旨がその筋に要請したいといふことであるなら
ば、私は今少しくこれ等の點に付て提案市の御意嚮も伺つ
て見たいと思ふのであります。第一にこの中には市街地建
築物法施行區域内といふことがありますから、これに依る

由でありまして、或はこの提出の案に不備の點があるかも
知れませんが、要するに市街地建築物法がある爲にかうい
ふ風に書いたのであります。今お話の如く無論上水道の
布設してある地域の都市といふことに限定致して異存はあ
りません。さういふ譯で要するに私共は水道の普及發達を
企圖するといふのがその骨子でありまして、その意味に於
て御賛成を願ふと共に、要請云々その他の字句に於て悪い
點がありますれば如何やうに御修正をお加へ下さつても宜
しうございます。

○百四十二番赤羽九市君(松本市) この問題は上水道の方か
ら見ると大變結構のやうに思ひますが、一面必ずしも市街
地建築物法の精神と上水道の普及、經營者の方とはどうし
てもさう一致並行して行かない。市街地建築物法の方は都
市より段々その隣接町村及び獨立町村の方にまでも普及し
て居りますが、さういふやうな所に對して必ず常用水に水
道を使はしめるといふことは甚だ困難なことであります
し、一面市街地建築物法に依る所の家屋建設手續は中々複
雜で非常な手間を要する。さういふやうな關係上市街地建
築物法適用區域内に於ける住民は家屋その他の建築に際し
て法制上非常に煩はされる所が多いのであります。その上
水質試験表まで付けるといふことになると非常に住民に強
ひる所の義務は多く、而して又實際に於て水質の悪い方面
に對してはその保健衛生上の見地から行きましても他に取

一三三

縮の方法があらうと思ひます。又獎勵の方法があらうと思はれます。實際問題から行くと餘りに義務を強ひることが多く、市街地建築物法を制定した立法者の精神、又それに始終關聯ある者の立場から行くと、これは少し註文が多過ぎはしないか、無理ではないかといふやうなことを考へるのであります。それで今日の現状からして急に其處まで行かなくても漸進主義で行くのが宜いのではないか。又この水道會議に於ても水道の見地のみでなく、他の法制の組方に付ても多少考慮を拂ひ實際の運用上に付ても考慮を拂つた方が宜くはないかといふやうに考へます。これはその都市々々に依つて違ひ、或は都市に依つて一律でない場合もあらうと考へます。それで私はこれはまだ時機尙早のやうに考へるのであります。

○二百四十三番小川八二君(大牟田市) 只今百四十二番から述べられた意見は極めて妥當なる御意見であると拜聴致しましたが、さういふことになれば上水道区域内に於て水質不良の場合は力めて上水道經營者に於て上水道の使用を慫慂するといふことにして本案はこれを一應議了し、尙ほ各市共適當に研究するといふことに致しては如何でありますか、皆さんに御相談申上げます。

○議長(關源三郎君) 只今二百四十三番より動議がありましたが、これに皆さん御賛成ならばそのやうに致します。
(「賛成」と呼ぶ者あり)

を見ると灌漑用水或は水力電氣その他の利水の競願のあつた場合特に上水道に對して特別な扱ひをするといふことが表面的には規定されて居りませんが、實際問題に於てはその筋の御見解に依つて水道事業を重視されることにはなつて居りますが、動もするとその當事者の縣當局或はその中間に居られる當事者の御意見に依つて、却々水道事業者にのみ優先權を認めるといふことがさう簡單に行はれて居ない場合が屢々あります。現にその一例を申上げると、横濱市に於ては現在の水道擴張に際して相模川から取水するといふ案を決議して縣當局に提案致したのでありますが、本案は縣當局に於て灌漑用水或は水力電氣の問題と同一に考へる必要があるといふ趣旨に於て、約二箇年を経過し目下まだその儘になつて居るやうな次第であります。所が市の水道事業は申す迄もなく一日も斷水を許さない状態に遭遇して居りますので、他の利水關係と共に考慮しなければならぬといふ單なる理由の爲に市民に給水の不安を感じしめるといふやうな大問題を惹起するやうな結果に相成つて居る次第であります。固より利水の問題に付てはこれを國家的に大所高所より考察致しまして、假令從來灌漑用水としてその河水を利用して居つたといふ場所があつたとしても、更に都市がその河水を取水するといふ場合に於て灌漑用水に又別に取水し得る方法があつたならば、それと取替えて差支へない位に吾々は考へて居るのであります。殊に

○議長(關源三郎君) 賛成の聲がありますからこれは議了といふことに決定致します。第二の問題に移ります。

【二】 上水道水源確認ノ爲河水ノ利用ニ關シ水道事業者ニ優先權ヲ認ムル様其ノ筋ニ建議書提出ノ件

理由

上水道事業ハ住民ノ保健衛生上極メテ緊切重要ナル意義ヲ有シ殊ニ大都市ニ於テハ其ノ重要性絶對的ナルニ拘ラス從來之カ水源ヲ選擇セントスル場合灌漑用水占有者ヨリノ抗議若クハ他ノ企業者ヨリノ利水ニ關スル競願等ニヨリ之等ノ掣肘ヲ受ケ莫大ナル補償ヲ求メラレ甚シキハ水道事業ノ經營ヲ不能ニ陥ラシムルノ事例少カラス、斯クノ如キ場合大所高所ヨリ之カ利害得失ヲ考察シ當然水道事業者ニ優先的地位ヲ與フルヲ妥當ト認ムルモノナリ

提出者 横濱市 茂庭忠次郎

○十七番藤田弘直君(横濱市) 第二の「上水道水源確認ノ爲め河水ノ利用ニ關シ水道事業者ニ優先權ヲ認ムル様其ノ筋ニ建議書提出ノ件」本案は横濱市と特別會員の茂庭さんと共同提案になつて居りますが、私提案者の一人として簡單に御説明申上げたいと存じます。どうも都市衛生の根幹を爲して居る上水道の水源を求める場合に、現在の河川法

水道の源水は極めて清淨なるを欲しますが、灌漑用水は左程清淨であらねばならぬといふ限定もない譯でありますから、それ位までに考慮しても差支へない程の問題ではないかと考へるのでありますから、他の灌漑用水、水力電氣等將來計畫さるべきさういふ幾多の施設と同時に考へなければならぬといふやうなことから、それが爲に水道事業の成案が阻まれるといふことは吾々水道事業に關與して居る者の洵に遺憾に堪へない所であります。曩に本案は六大都市の水道協議會にも提案致しまして御賛成を得て居る次第もありませんので、本案は常設調査委員會にお諮り下さいまして會長一任で速にこの建議の提出をお計り願ひたいと存する次第でございます。

○百七十番奥山源三郎君(尾道市) 只今横濱市の御意見があり、私も互極御尤もであると賛成を致す者であります。この議題の中によつて居る十九の「溪流ヲ水源ニ利用シ下流ノ水利權ヲ收用スル場合其ノ補償ノ範圍竝ニ灌漑用水量算定ノ方法如何」これは實は第四回の中國支部會に於て私の方から提案した議題であります。議題はこれとは餘程趣きを異にし、吳市の方から印刷して私の方へ廻した印刷物に於ても私の申上げた説明とは殆ど違つて居るやうな次第であります。そこで、この議題の第二を見ると幸ひ横濱市の方から御提案になつて居りますから、私は更にこれに附加へてお願い致す方が私の眞意に近くはないかと存するの

であります。只今横濱市の方でも御説明があつたやうであります。實はこれに付ては何れの市に於ても苦き経験をお有ちであらうと考へて居りますが、どうも近來上水道工事をやらうといふ場合に、本當に實害のある土地は已むを得ませんが、上水道工事を施行することに依つて何等實害を被らない地方の者までが大騒動を致しまして、或は陳情であるとか或は請願であるとかいふやうなことを致し、その半面に於ては不當過大の要求を爲すといふやうな實例は恐らく少くはないであらうと考へて居ります。私の方では關西の連年の大旱魃の禍を受けまして昨年は遺憾ながら斷水の已むなきに至つたのでありますが、異なる二溪流を利用して擴張工事をやらうとしたのであります。これ等の中一溪流は賛成を得てつい十日ばかり前に工事を竣成致したのであります。他の一溪流の方は下流の者が甚だ反對を致して今日尙ほその儘工事を放置して居るやうな状態であります。所がこれに關して内務當局の方へ參つて色々御交渉申上げたのでありますが、内務省の只今の方針では何等實害のない悪影響を蒙らざる地方の者までも陳情であるとか或は請願であるとかいふやうな運動を試みた場合には、どうしてもその反對の意思を表示した者の承諾を得なければ許可する譯には行かぬといふ御方針であります。かういふやうなことになると思はれたいやうであります。或は石狩川或は信濃川といふやうな、あゝいふ長い流れを

爲して居る河川の下流に於て上水道工事をする場合には、五十里も六十里も長い草鞋を履いて悉くの承諾を得て歩かなければならぬといふやうな不便不都合を味はなければならぬといふことを内務當局に申上げたのであります。何れにしても今日尾道、山口、小田原に於ては行政訴訟まで起して居るのであります。承諾のないものは廢めて貰ひたいといふ御意見であります。かういふことになると思ふのであります。私は實害のある場所は已むを得ませんが、實害のない場所に於ては勿論事業者に於て相當の調査を致して居るのでありますから、その調査を基本と致しまして内務當局或は縣當局に於て實際の調査を行ひ支障のないものであるならば、これは無暗に阻止するのですからどしどしその工事を許可されて一向差支へないと思ふのであります。所が今日の實情は其處まで進んで居らないのであります。私共から申上げれば遺憾ながら全く消極の甚しきものである。斯様に考へて居ります。この意味に於て私は寧ろ縣當局なり内務當局が斯様な場合に於ては獨自の立場に於て十分の調査をしてその拒否を決するやうにして戴きたいと考へます。勿論これに要する調査の費用その他は事業者に於て負擔して差支へないのであります。どうぞこの意味合に於て將來上水道工事をやる場合に於ける不當の陳情、或は請願などは何とかこれを阻止して官邊は獨自の立

場に於て十分の調査をして拒否を決する。斯様なお取計ひを願ひたいと考へて居るのであります。若し本日の會議に於て横濱市の御提案に附加することが當りませんければ、願くは更に一項を設けてその筋に陳情するやうにしたいと考へて居る次第であります。どうぞ御賛成を願ひます。

○八十三番岩崎誠一君(高砂町) 先程御提案の横濱市から御説明がありましたやうに本問題は非常に重要な問題であります。御提案の横濱市のみ問題ではありません。河川を水源とする水道に於ては洵に重大なる問題であらうと思ひます。今日の水利關係は多種多様に亘りお互に對立して居る關係上その統制は最も困難であらうと考へますが、水利統制の完璧を期する上に於て最も有効なる方法をお考へ下さいまして、又お互に十分御研究を願つて水の最も有効なる使用を期する爲に十分御盡力を願ひたいと思ひます。問題回答集を見ますと大多數の御賛成を得て居るやうに考へます。願くは滿場一致御賛成下さいまして本問題の解決に御盡力下されんことを望みます。

○二百四十三番小川八二君(大牟田市) この第二問題は水源確認の爲め河水の利用に關し水道事業者に優先権を認めるやうにといふ案であります。只今水道事業施行上に於て水利權の問題で非常に惱まされて居るといふ實例は澤山あるやうであります。各市から御説明になつて居るやうな實例も事實の上に於て多々あることゝ存じます。水道經營上先

づその水利關係者の承諾を得るといふことが出来ない爲に事業の進捗を非常に妨げられて居る。或は非常に過當な支出を補償方面に於てやらなければならぬ。多大な犠牲を拂つて居るといふ事實もあるものであります。この點に付ては最新十七番からお話のありましたやうに内務省邊りでお扱ひ下さつて居る方法等にしても、或る程度までは洵に已むを得ない事柄ではあると思ひますが、吾々水道事業者の方の立場から申すと甚だ手前味噌ではあります。さういふ地元の承諾等を求めることが非常な苦痛であるといふやうなことも生じて参ります。併しこれは單に事務の取扱上の問題で、本問題に於ける水道事業者の爲に水利の優先権を認めるといふことに付てこれを建議することは大變結構な關係を及ぼしますが、説明にも灌漑用水占有者よりの抗議若くは他の企業者よりの水利に關する競願等云々といふことがありますが、これ等の灌漑用水等に優先してといふやうなことは非常に重大な問題であらうと考へます。幸ひ今日は内務省關係のその筋のお方もお見えでありますから、多少のお見込でもあるならば兎も角、法理上どうしてもかういふ取扱が實現困難なものであるならば、徒に澤山の建議を致してもどうかと思ひますので、その點に付てのお見込等もお洩し願へるならばこれに越した幸ひはないと存じます。さういふことにして本案を處理することが出来

れば結構だと思ひます。

○議長(關源三郎君) 一寸二百四十三番にお諮り致しますが、只今の御意見で内務省の御意見を伺ふのでありますれば、三番の問題も此處に併せて議題に供したいと思ひますが如何でありますか。

○五十一番島崎孝彦君(大阪市) 三番の問題は前にもう決定して居る問題を再建議しようといふのであります。この二番の問題は初めて出た問題でありますから、この二つを一緒にすると取扱が少し不便になりませんかと思ひます。尤も決定する場合に分けて御決定なされば問題はないでせうか。

○議長(關源三郎君) 只内務省の御意見を伺ふだけです。若し伺へなければこれは別に切離して取計ひますが、塚原さん、如何でありますか、御迷惑でも何か御意見がありましたらば伺へませんか。

○來實塚原政繁君(内務省衛生局) 三番は別にされた方が宜いと思ひますが。

○議長(關源三郎君) それでは三番は別にします。

○百三十二番佐藤繁一君(清水市) 先刻からこの二の問題に付て縷々御意見があり、尙ほ百七十番からのお話で十九の問題もこれに關聯するやうであります。これ等の問題に付ては度々お話の如く苦勞を嘗めさせられた都市が既往に於て少くないと思ふのであります。これは實際本省などの

御意嚮も伺はなければなりません。協議の上にて於て纏るものであれば非常に結構であり、又それを主として行かないのであります。多くの問題は却々理窟では行かないのであります。私の市に於てもこの問題に逢著して幾多の困難を経験したのであります。實際にその水量の關係がどうであるか、水道の取水に依つて灌漑用水の取水にどの程度の影響があるかといふやうな問題でなくして、理窟を抜きにして大衆運動を起し、乃至はこれを政治問題に織込みまして中央へ行き色々の策動を試みるが爲に行儀む、これは理窟の問題ではないやうであります。そこでこの問題は非常に重要な問題であり、今後水道事業の保護上何處までも貫徹致して行かなければなりません。この問題は先刻から御議論もありました如くこれは却々むづかしい問題であると思ひます。かういふことになればこれは非常に結構なこと願つてもないことではあります。これは非常に困難であると思ひます。それから十九の補償の範圍、用水量の算定方法といふやうなことも、これは理窟の問題ではないと思ふのであります。私の考では是非必要なことであるが、現在の土地收用法に於て行はれて居るやうな按配に河川の收用に付て協議を主として協議が調はない場合には府縣の長官なり本省に於て何か審議會といふやうなものでも作りますか、兎に角一定の規則の下に協議が調はない場合には收用を許すといふやうなことでもな

りますれば、この問題も實際に於いては比較的進み方も早くございませうし、さういふやうにでもなつたならばこれは非常に救済されることと思ふのであります。吾々がこれ迄直面した問題に於ては非常な悩みと多くの犠牲を拂つて居るのであります。今後とも擴張工事等に於ては種々悩まされる問題と思ひますが、要は田地の灌漑の問題であります。相當の河川に於て僅か十箇や二十箇乃至は三十箇の水を取りました所で何等下流の灌漑に支障を及ぼさない。その下流に六箇村乃至七箇村といふやうな關係沿岸町村があり、而も先刻の百七十番のお話の如く何等利害關係の伴はない町村までが一緒に成つて旗幟を押し立て大衆運動を起し、これを政治化して中央へ持つて行つて種々策動を試み、結局はより以上の理窟を離れた法外な大きな補償金を取らなければ問題が落着かない。隨て水道は起工出来ないといふやうなことがあつて、これは理窟外であります。只今お話のあつた如く土地收用法の如き方法に依つて進むことの出来る方法を法律等に於て規定し得るならば非常に宜いのではないかと思ひます。隨てこの問題は提出市の御意嚮もありませんが、出来れば併せて今のやうな御意旨にでもして建議したならば、或はその筋の御意嚮も得られるのではないかと考へます。一寸意見を申し上げます。

○十七番藤田弘直君(横濱市) 本問題に付て皆さんから色々御高説を拜聴して洵に感謝に堪へない次第であります。先

程も百七十番、百三十二番の仰せられたやうに灌漑用水上何等實害のない町村が水道取水に對して反對の爲めの反對をやるといふことは非常に多いのであります。實害があるとなれば無論吾々は灌漑用水を廢めさせてまで水道事業を經營するといふやうな考は有つて居りませぬ。併しさういふ無法な反對を抑へるといふことは國家としても當然考へなければならぬことであらうと考へます。勿論内務省の御當局に於てはさういふお考はないのであります。縣その他に於てさういふ地方の反對の爲に一時水道事業の許可を躊躇するといふ態度に出られる場合が屢々あるのであります。これはこの法制定當時に於て上水道事業を重視するといふ觀念が現在程に深刻に含まれて居らなかつた結果に依るものだらうと考へるのであります。若し今日かういふ法律を制定するといふことであれば、かういふ問題はさう公正なる方途をはつきり法規上に明記するべきではなからうかと思ふのであります。でありますからこの問題はさういふ動もすれば悩まされんとすることのないやうにお願いする意味合に於ても提案の必要は十分あるのではないかと考へて居る次第であります。何卒満場の御賛成をお願い致したいと思ひます。

○議長(關源三郎君) 二百四十三番にお諮り致しますが、只今二百四十三番は内務省の御意見を伺ひました。が、突嗟の場合で内務省のお方も御迷惑かと考へます。又提案

市の方でもこれを常設委員会に懸けて建議の文案をお願いするといふやうな御趣旨でありますから、満場の諸君の御賛成を得てこれを提案市のお説の如く常設委員会に付託するといふことに決定しては如何でありますか。

○百七十番奥山源三郎君(尾道市) 只今議長の御意見がありました、折角内務省の方からお見えになつて居るのに、勿論御迷惑であれば私共進んでは是非共同はなければならぬことでもない次第であります、別に御迷惑といふやうな意思表示もないやうでありますから如何でせうか、議長さんのやうに勝手に御迷惑だらうといふことでこの議事を好加減に葬つてしまふやうなことは考へ物であると思ひます。殊に本日の議案を見ると先づ水道の根本を爲す重要議案はこの二と十九位のものであらうと思ひます。他はさう長く時間を要することはないと思ひます。それでこれは十分の審議を致しましてその肚を決めたいのであります。

○二百四十八番野俊太郎君(戸畑市) 本問題に付ては先刻二百四十三番からもお話がりましたが、優先権を認めるといふことは上水道の當業者としては非常に結構なことでありますが、これは非常に重大な關係を有つて居ります。この建議が到底成功の見込みないのであるならば徒に建議を多くするといふことは考へ物であります。併しこれは單に優先権を認めるのみでなく、實害なきに抱らず陳情その他に依つて徒に補償金をせしめるといふ種類のものもありません。

とは性質が大變違ふと思ひますから、二と三とは切離されて、これに對して私の方の關係事項に付ては私から申上げ、土木局主管の事項に付ては又御都合に依つて谷口さんから願ふことに致します。

○議長(關源三郎君) 三番の問題は取消しました。
○來實塚原政繁君(内務省衛生局) 先程尾道市の方からお話があつたのは三番の問題に付ては關係はなかつたのでありますか。

○議長(關源三郎君) 左様であります。
○來實谷口松雄君(内務土木事務官) 私から現在内務省の考へて居ることに付て一通りのことを申上げたいと思ひます。問題の二と十九とが今一緒に提案されて居ります……

○議長(關源三郎君) 十九はまだ提案されて居りません。
○來實谷口松雄君(内務土木事務官) それでは二の問題だけに付て申上げませう。この提案の趣旨で見ますと、他の公益企業と同時に又は相前後して水の使用に付て出願があつた場合、他のものに優先して水道用水の引用に付ての權利を賦與して貰ひたいといふ意味の希望のやうに一寸受取れるのでございますが、水の引用の體系は灌漑用水とか發電用水或は他の公共事業と段々にその體系が分れて來るだらうと思ひますが、何れにしても公營事業と私營事業と競合した場合には先づ公營企業に重きを置かれることは通常であらうと思ひます。それから公營事業の中でもそれが營利

す。さういふ點に付ては私は百三十二番の説に賛成する者であります、これは宜しく研究を遂げられて、又只今内務當局に於ても水利法制定の準備中であると承りますから、適當なる陳情の趣旨に依つて建議されたら宜からうと思ひます。只今議長よりお話の如く常設調査委員会に懸けて研究の上適當なる方法字句に依つて建議のことを決定せられんことを希望する者であります。又今日は内務當局も御臨席になつて居りますが、これは水利權問題としては洵に重大な問題であるから一朝一夕の御説明は困難であると思ひます。議長の言はれたやうに常設委員調査會に於て研究の上建議されて不當なる要求を爲す者に對する取締方法を講ぜられるやうに願ひたいと思ひます。

○百七十番奥山源三郎君(尾道市) どういふものでせうか、内務當局が折角お見えになつて居るのに、而も御意見を承ることにしやうではないかといふ動議が成立して居るのに、會員諸君自ら勝手に内務當局が御迷惑であらうから意見を聴かないことにしやう。吾々が集つて研究しやうといふことは間違つて居りませんか。(ヒヤ／＼) 私は兎に角當局の御意見をせめて片鱗なりとも承つて將來の研究の資料にしたいと思ふのであります。

○議長(關源三郎君) 塚原さん、何でしたら御意見を伺ひたうございます。

○來實塚原政繁君(内務省衛生局) 二番の問題と三番の問題

事業であるといふ場合と、營利事業でなく公事業であるといふ場合にその何れを探るかといふことに問題が歸著するのではないかと思ひます。水の引用に付て各都市なり水道業者の方々がどの點に水を求めるかといふことでは從來相當惱んで居られ、お困りになつて居る話を澤山耳に致しますが、その場合他の公益事業、他の公營企業よりも水道用水引用に付ての優先権を認めて貰ひたいといふ希望があり、それが常に達成せられるかどうかといふことは、個々の情勢なり土地の状況なり公益の大小に依つて決定される問題でありまして、若しかういふ建議が出されたとしてそれが直ぐにお取上げになるといふことには落着くまいと思ひます。併しこの水道協會としてかういふ建議なり陳情なりをお出しになるといふことは意のある所を傳へられることでありまして、ちつとも異議はないのであります、内務省方面の意嚮はどうであらうかといふことに依つて、この陳情を出す出さないといふ態度を決定しようといふやうなお話がどなたからかありましたが、今私がこの席に於て成るとも勿論返事は出来ませんが、又成らないとも言ひ兼ねるのでございます。水道事業者としてかういふ希望があるといふことを申出られることはちつとも差支へないことではあります、水道に於て斯の如く困つて居るといふことに付ては内務省方面でも重々承知して居りますので、出ただけのことはやつて見たいと思ひますが、その結果が

員會附託といふことに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(關源三郎君) 御異議の聲を聞きませんからその通り決定致します。——次に三に移ります。

【三】 水源保護法制定方ニ付更ニ其筋ニ建議セラレントヲ望ム

理由

上水道水源保護法制定方建議ハ遠ク大正四年上水協議會ヨリ爾來屢々建議セララルトコロナルモ未ダ實現ヲ見サルハ遺憾トス然レ共屢次ノ建議書ハ主トシテ上流水ヲノミ強調シアリ勿論地下水ヲモ之ニ包含セルモノト信セララルモ特ニ之等ヲモ明記シ以テ同法制定ニ至ル迄建議ヲ繼續セントス

提出者 明 石 市

どうかといふことはこの席から今私が申上げることは一才差控へなければならぬと思ひます。それからこれに關聯したことでありますが、提案者のお一人である茂庭博士が内務省に御在任の時代に既にこの問題に付て十分なる御研究があつて、當時の内務省の土木方面の首脳部の方々の間に相當の程度まで議が進んで居りましたけれども、この問題の説明の中にもあるやうに灌漑用水の關係、發電水利問題の關係等に於て競合がありまして、各主管省である逓信省、農林省、内務省の間にそれ々異つた立場から出た論が出て來まして、その爲に當時水利法が成文化されなかつたといふやうな話を承つて居るのでありますが、今日のやうに水の使用に付ての問題が複雑になり、而して又非常に澤山になりますと、この儘では到底解決出來ないといふことは内務省も重々承知して居る譯でありますし、今内務省土木局方面に於ても水利法の制定に付ては著々研究を進めつゝある次第でありますから、遠からず何等かの成文が出來るだらうと思ひます。その内務省方面で考究して居る最中にかういふ意味の陳情をお出しになることは一つの參考にもなり一種の促進にもなると思ひますから、お出しになることはちつとも差支へないのであります。これだけを申上げます。(拍手)

○議長(關源三郎君) お諮り致します。只今お聴きの通りの事情でございますが、これを提案者の説の通り常設調査委

各市の地下水採取、その源水の保護といふことも包含せられて居るものと思ひますが、特にこの水源保護法と關聯して、先刻どなたかのお説もありましたやうに今日の都市の悩みは所謂水源にあるものと思ひますから、この水源保護法の貫徹致しますまで建議を繼續したいといふ精神を以て本案を提出した次第であります。勿論その建議の内容に於ては特に地下水といふものゝ水源保護を明記せられまして共に建議をお願いしたいと思ふのであります。満場の御賛成を願ひます。

○五十一番島崎孝彦君(大阪市) この御提案の理由の中に

「地下水ヲモ之ニ包含セルモノト信セララルモ」とありませんが、これは水源保護法制定といふことには勿論包含せられて居るものと思ひますが、この趣旨をもう少しはつきりさせて再建議するといふことは至極結構と思ひます。この水源保護法制定といふことに付ては從來屢々本會議に於て論議されました何れも無論御不賛成はない。これに付ては議が一定して居りましたに數回建議書とその筋に提出して居るやうな次第であります。未だこれが實現を見ないといふことは甚だ遺憾に存するのであります。苟くも吾々には何を措いても生存といふことが第一であります。この世に生存して行くのに水がなくては行かぬ。吾々の先祖が水草を追うてその居住の地を定めたとはいふことは水

○七十七番木島精一君(明石市) 提案の理由を説明致します。水源保護法の問題に付ては上水協議會以來屢々問題になつてその都度この建議は容認せられ、爾來度々その筋にこれが制定方の建議を續けて居りますけれども、遺憾ながら今までに於てそれが實行されて居らない状態であります。實は從來の建議の内容は一般上流水若くは伏流水にその主なる目的が注がれて居るやうに思ひます。勿論今日の

がなければ生存出來ないからで、これは所謂生活問題である。命がなければ何の事も起らない。その本たる水源は現狀に於ては或は河川に依り、或は溜池に依り、或は地下水に依つてこれを求め、その水に依つて吾々は生存することを得て居るのであります。これは獨り現に水道を經營して居る者或は都市といふやうな小さい問題ではないのであります。苟くもその水系に屬する沿岸住民は將來に於ては皆その水に依つて生活して行かなければ他に生きる道はないのであります。その水を勝手に汚しても宜しいといふことはなからうと思ひます。さういふことはあり得ないことでは、この水は必ず大事にして吾々の生命を維持して行かなければならぬといふことに考へ及ぼすならば、この水源を保護するといふことは當然なることであらうと思ひます。無論種々の經濟情勢、社會情勢に應じて或は工業その他の産業が産れて參つては居りますが、これ等に於ても相當水は必要でありませうし、或は又さういふものに胚胎して出て參つたものも必要であります。併し吾々の生命に關する重大問題として水の清潔を保ち水源を保護するといふことは吾々として當然考へなければならぬことでもあります。然るにその水源を保護する法規が我國に於ては未だ何等認むべきものがないとまで考へられるのであります。無いとは申しません。河川に於ては水の清潔といふことに付ての條項が設けられて居ります。併ながらこれに付ての勅令はま

だ出て居らないので何等實際の運用は出来ないものであります。かういふ状態に於て水源は極めて危険な状態に曝されて居るといふ現状であります。故にこれを一日も早く取締るといふことは當然の問題で、その他の産業などのことを第二義に属するものでありますから、先づ以てこれを決めて然る後にその他のことも共に研究するといふことで宜くはないかと思ふのであります。無論吾々の協會に於て豫て論議せられたこの水源保護といふことは他の總ての産業を停止しろといふやうなものではなく、水源を汚染しない方法を講じて貰ふといふ點にあるのであります。その方法は幾らでもあらうと思ひますし、現に工場を設置致します場合に於てその許可の條件として必ずその排水は河川を汚毒しないやうにといふ條件が附いて居ります。例へば薬品を使ふ工場に於ては酸を流すとか「アルカリ」を流す場合にはこれを適度に中和して流すといふ條項が必ず含まれて居る譯でありまして、これを勵行しさえすれば水源は必ず奇麗に保たれるのであります。吾々の生命問題として重要なこの根本の水源保護法が未だ制定されて居らないといふことは甚だ遺憾なる次第であります。さういふ點に著眼されて實は内務當局に於てもこの點に付ては相當御心配になつて居ることゝは仄に承知して居り、十分御研究下されて居ることゝは思ひますが、種々の産業その他の關係上今日未だ決定を見ないのではないかと思はれます。併しさうい

方其筋へ建議セラレタシ
提出者 九州支部

九州支部

○二百三十八番釜瀨富太君(門司市) 提案の理由を簡單に申上げたいと思ひます。全國各都市に於て水道事業費支辨に資する爲め大藏省預金部より資金の貸付を受けて居る所の額が相當多額であると考へます。一面預金部資金の源資である所の郵便貯金の利子は昭和七年八月、それ以前の四分二厘が三分に低下されたのであります。その結果として現れ以後に於ける新規貸付は、三分二厘といふ利率を以て現に貸付けられて居るのであります。郵便貯金の利子引下の爲に、既往に於て貸付けられた所の資金に對しては五分乃至五分四厘といふものがあつたのであります。それ等を一律に六厘づゝ昭和七年十二月一日以後に於て引下げられたのであります。その結果現在では四分二厘乃至四分八厘といふ利率になつて居りますが、併しこれを新規貸付の三分二厘の利率に比較すると、まだ相當に既往貸付の利率は高いのであります。又大藏省預金部が政府で借りた資金以外の高率のものを借換へる爲に供給致します所の、所謂高利債借替資金としての貸付利率は矢張り現在四分二厘といふ程度に相成つて居ると思ひます。さういふやうな状態でありまして、少くも既往の貸付金に對する利率は、現在新しく貸します所の三分二分の利率程度に引下げることが

ふ點から考へてこの水源が吾々の生存上第一に置かるべきものであるといふ點から出發して一層速にこれが實現を希望する次第であります。その意味に於て一層強調してこれを建議するといふことは至極結構なことゝ思ひます。而してその取扱方に付ては既にこの水源保護法に關聯する問題として所謂水道條例の改正、詰り水道法制定といふことに付ての建議が出て居り、これに含まれて居る問題でありまして、これを速に實現して貰ひたいといふことを更に建議すれば宜しいことにならうと思ひます。その取扱は常設調査委員會に委託することにしたら如何でありませうか、満場の御賛成をお願い致します。

○議長(關源三郎君) お諮り致します。只今の五十一番のお説の如く致したら如何でありませうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(關源三郎君) 御異議の聲がありませんから左様決定致します。——次は四問題に入ります。

【四】預金部資金貸付金ニ關スル件

水道事業費支辨ニ資スル爲メ既往ニ於テ貸付ヲ受ケタル大藏省預金部資金貸付金ニ對シテハ昭和七年十二月一日既定貸付利率ヲ六厘引下實施セラレタルモ其後低減ヲ行ハス尙高率(四分二厘乃至四分八厘)ノモノアリ之ヲ現下貸付利率程度ニ引下

出来るのではないかと考へますので、本案を提案致した次第であります。どうか皆様の御賛成に依りまして利率の引下方を關係當局に建議致したいと斯様に考へて居る次第であります。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(關源三郎君) 賛成の聲がありますが、實行方法は如何致しませう。提案者にお諮り致します。

○二百三十八番釜瀨富太君(門司市) 實行方法は協會長に於て適當にお取計ひを願ひたいと思ひます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(關源三郎君) それでは協會長に御一任することにして左様決定致します。——次は五番に移ります。

【五】預金部都市計畫事業資金利率低下並償還年限延長
要望ノ件

理由 上水道其他ノ都市計畫事業ニ對スル預金部低利資金ハ利率三分八厘ニシテ普通事業及社會事業資金ノ利率三分二厘ニ比シ著シキ等差アリ事業ノ性質上利率ヲ低下スルト共ニ償還年限二十年以内ヲ三十一年以内ニ延長セラレ又既往借入分ニ對シテモ同様利率ノ低下ト償還年次ヲ延長セラレンコトヲ望ム
右本會ノ決議ヲ以テ關係當局ニ建議セムトス

提出者 岐 阜 市

○百二十五番上野績次君(岐阜市) 提案者の一人と致しまして

て簡単に御説明申し上げます。この問題は問題の理由にも書いてあります通り極めて簡単であります。預金部の都市計畫事業資金といふものは昭和八年度に始めて創設せられたものであります。當時時局匡救といふ問題が喧しかつた爲にこれもその一助としてお決めたやうに私共は承知致して居るのであります。その利率が、一般の預金部資金が三分二厘であるのに、獨り都市計畫事業資金のみが三分八厘といふ高率でありまして、問題の回答集を見ますと三分二厘で借りたといふお話もあるやうであります。それは公共團體の普通事業としてお遣りになつた場合に普通事業資金から貸付になつたものは三分二厘であります。上下水道事業を一度都市計畫事業として實行する場合には三分八厘であります。それで普通事業資金を借りようと思つても貸して呉れないのであります。同じ事業であつて唯その事業の執行に付て都市計畫事業とするか、一般事業とするかに依つて利率が違ふといふことは私共が考へますと非常に矛盾して居るやうに思ひます。これに付ては當局にも色々お話を致したのであります。さういふ必要は認めて居る。何等か外部からもさういふ陳情とか建議があれば一層實現が早いのではないかといふ御意見もあつた

やうでありまして、この都市計畫事業資金の利率低下といふことは割合に簡単に實現されるのではないかといふ風に考へて居ります。

尙ほ償還年限の問題は、今日一般には据置期間を含んで二十年といふことに預金部資金は決つて居るやうであります。都市計畫事業のやうな都市建設の根幹を成す大事業には相當莫大な資金が要るのであります。今日の都市財政を以てしては二十箇年以内にこれが償還するといふことは相當困難な事情もあるやうであります。尤も早く返せる都市は返して宜いのであります。償還年限を三十箇年以内位に延長して貸付をされるやうに關係當局に要望したいと思ふのであります。尙ほ既往借入の分に付ても、前の問題にもありまして、大體現行三分二厘位に下げて貰ひたいといふ建議も出来るやうになつたのであります。預金部の都市計畫事業資金で既往借入の三分八厘のものも同時に三分二厘に直して貰ひたい。さういふことを本協會の決議を以て關係當局に建議を致したいと思ひます。どうか皆様の御賛成を願ひます。

(賛成)と呼ぶ者あり

○議長(關源三郎君) 御賛成のやうであります。實行方法は如何致しませうか。提案者にお諮り致します。

○百二十五番上野績次君(岐阜市) それは明日本會の總會がありますから、事務部會の議長から總會に御提案下さいませう。

提出者 茶屋早島上水道組合

して總會の決議を以て建議をするやうにお取計ひを願ひます。

○議長(關源三郎君) ちよつとお諮り致しますが、總會の決議といふことにならずに、常設調査委員會がありますからその方に御一任して會長から建議するといふことにしたら如何でせう。

○百二十五番上野績次君(岐阜市) 總會の決議を以てした方が一層建議の趣旨が強いのではないかと思ひますが、その點は議長の方で只今お話のやうにお考へになりますれば、何れでも結構でございますから然るべくお願ひを致します。

○議長(關源三郎君) それではお委せを願ひます。それではこれは議了と致しまして會長一任といふことに致します。一々は六番に移ります。

【六】 水道使用ノ礦油免稅許可ニ關スル件

理由

本件ハ水道經營上重要問題ニシテ曩ニ中國支部會ニ於テ輸入稅免除方請願ノ件ヲ決議昭和八年八月第四回理事會ノ承認ヲ經テ本會長名ヲ以テ商工省ニ請願中ナルモ未タ其ノ實現ヲ見ス依テ更ニ本會ノ決議ヲ以テ速ニ免稅トナル可ク其筋ニ陳情目的ノ達成ヲ期セラレシ事ヲ要望ス

○百八十番河西一郎君(茶屋早島上水道組合) 提案者の立場から一言致します。私の方は極めて幼稚な水道で而も最近完成したものであります。元來この上水道なるものは國民の保健衛生を本願とし、而もその水道料金は極めて出来るだけ輕減し、國民の福利増進を圖るのが最も肝要なこと、存するのであります。然る所、この重油の關稅といふものは他の營利を目的とする所の工業用のみ施行されて居るものであります。所が上水道の如き公共的事業に使用するものに對しては未だ法の上に明に免稅となつて居らぬのであります。曾つて先年廣島市の模様を承りましたときに當市では免稅のものを使用して居るといふお話でありましたので、私の方もその事に依りまして縣廳の方に申請を致しました所、當時縣の方ではさういふことは本省に申請しても効はないといふことでありますけれども、飽までも縣當局と談合致しましてその結果商工大臣に宛て、申請をして戴いたのであります。遂に遺憾ながら却下になつたやうな次第であります。成程現在の法令を見受けるところ却下になるのは御尤と思ひます。然る所、曾つて本會の理事會に於てその筋に陳情されて居るにも拘らず未だその實現を見ないといふことは甚だ遺憾とする者であります。取も直さず吾々の如き田舎の小さい上水道が本協會に加盟させて

戴いたといふ所以のものは、依頼心の發露からのものであります。幸にしてこの回答集をお見受致しまするに大多數の御賛成を得て居ります。併し一二の都市の御意見を承る所に依れば甚だ遺憾に感ぜられる點もあります。又中には高岡市の如きは、既に現在に於て免税の許可を受けて居るものを使用して居るといふことであります。この貴重な時間ではありますが、この際その申請の理由の大體概略だけでも御説明を願へますならば幸甚と思ひます。尙ほ同時にこの際大多數の御賛成を得ましてこの實現に到達すべくその筋に陳情するやうお取計ひを願ひます。

○二百四十三番小川八二君(大牟田市) これは回答集でも申上げて置きましたが、是非免税の取扱を實現させたいと思ひます。これが趣旨と致しましては現在礦油免税の問題は、提案者からも御説明がありましたやうに工鑛業、漁業、運輸業といふやうなものになつて居ります。斯ういふ色々な産業方面の發展を爲る爲に免税を受けられて居りますことは、デイズル・エンデンの利用が廣くなりまして、運輸業にしても大型汽船にどん／＼さういふものを使つて居りますし、工業にしても現在の状態では財政その他の關係でこれが利用が盛になつて非常な利益を擧げて居るといふやうな方面に免税が實際に行はれて居る。それで水道業に關するものは法文の上に明文がありませんから免税の適用を受けて居りませぬが、併し公益を目的として居る事業であ

り、又工鑛業に非常に密接なる關係を有して居る水道事業である。斯の如く假に考へて見ましても水道使用の礦油に對して免税をするといふことは、その法の精神から云へば最もこれが適用に該當して居ると思ふのであります。曩に廣島市に於ては一時免税をされて居つたといふことであります。それが中斷しまして只今は免税になつて居ない。今お話の高岡市ではこの免税方を申請して許可を受けて居られるといふことでありますから、只今御出席でございましてその経過なり現在の實情をお話願へれば非常に仕合せであると思ひます。既にさういふ事實があります以上、水道の礦油使用といふことは、只今まで電力を使用して居られる所も電力に對抗して行くといふ關係から申しまして、又最近の風水害等に依つて電力だと設備が一時に破壊されるといふ色々な實驗の上からも、段々と必要が生じて来る。又電力に依るよりも、それは電力料金的高低にも依りませぬけれども、大體に於て現在の油の値段から云ふとデイズル・エンデンの方が經濟にも付く。斯ういふことになりませぬから私はこれを水道協會の問題にして置くことは同感であります。さういふ意味に於て水道協會に於てこれが實現に努力する上からは、高岡市に於て斯ういふ取扱があるといふことは最も有力な事柄でありますから、高岡市の方から御出席であるならばその模様を伺ひたいと思ひます。

○議長(關源三郎君) 高岡市の方は御出席になつて居りますか。

(「出席して居りませぬ」と呼ぶ者あり)

○議長(關源三郎君) 二百四十三番にお諮り致しますが、高岡市は缺席のやうでありますか……

○二百四十三番小川八二君(大牟田市) それでは免税許可に關して陳情するといふことにお取計ひを願ひます。

○議長(關源三郎君) 只今この問題に關してその筋に陳情するやうにといふ御意見が出て居りますが、これを陳情することに御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(關源三郎君) 提出者にお諮り致しますが、これは矢張り會長に一任で宜しうございますか。

○百八十番河西一郎君(茶屋早島上水道組合) 宜しうございます。

○議長(關源三郎君) それでは左様決定致します。次は七の問題に移ります。

【七】 上下水道事業ノ市町村債ニ付テハ特別ノ事情アル市町村ニ限り利率ノ變更並償還年限ヲ延長セントスル場合舊債ノ借替ヲ認メラル、ト共ニ比較的長期ノ新規起債ヲモ可成許可セラル、様其ノ筋ヘ陳情ノ件

理由

上下水道事業費市町村債償還年限延長及政府ノ地方貸付資金利率低下ニ付テハ既ニ本會ノ議決ニ基キ昭和九年八月十日附本協會長ヨリ内務大臣ヘ陳情シタルモ依然トシテ比較的長期ノ起債ニ付テハ許可困難ノ實情ニ在リ斯クテハ資本投下ノ爲起債スル本事業ノ如キハ使用料ノ値上ニ依ラサル限り短期間ニ償還スル事ハ甚タ困難ヲ感スル場合アルト共ニ又舊債ニ付テモ事業經營上期限ヲ延長シテ借替ヲ爲ササル可カラサル必要ヲ生スル場合アルヲ以テ本會ノ議決トシテ監督官廳ニ陳情ノ要アリト認ム

提出者 川崎 市

○二十四番成井市三君(川崎市) 簡単に御説明を申上げます。水道事業を經營するに付きましては多額の費用を要することは申すまでもないことでありますが、その資金の大半は起債に俟つて居ります。従つてこの起債の償還年限の長短に依つて水道の財政計畫に至大の關係を生じます。政府は大體二十箇年以内を限度として許可されて居りますが、茲に事業者としては非常に困難を來すことがあります。もつとこれを三十年以上に延長して戴くといふことを提案するのがこの趣旨であります。どうか御賛成を願ひます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(關源三郎君) 御賛成のやうであります。提案者に

お諮り致しますが、實行方法は如何致しませうか。
○二十四番成井市三君(川崎市) 先程もありませんたやうに本會の決議に依りまして監督官廳に陳情して戴くことは協會長に一任することに致します。

○議長(關源三郎君) それでは會長に一任するといふことで決定致します。次は八の問題に移ります。

【八】 下水工事施行区域内ニ於ケル溝渠及河川ノ公用ヲ廢止シタル敷地無償下付ノ件

理由

本市ニ於テ下水道ヲ築造シ其ノ地域内ノ溝渠及河川ヲ埋立テタル場合、其ノ無償下付ヲ申請シタルモ未タ認許ノ運ニ至ラス且當局ニ於テハ市ノ埋立ヲ待チ之ヲ民間ニ拂下クルノ傾向アリ然ルニ市ハ多大ノ下水道經費ヲ負擔スルカ爲ニ其ノ財源ノ一部トシテ廢公用地ノ無償下付ヲ受クルハ喫緊ノ事項ナリ、依ツテ下水道工事施行区域内ニ於ケル溝渠及河川ノ公用ヲ廢止シタル敷地ハ全部事業執行者タル市ニ無償下付サルルヤウ其ノ筋ニ陳情致シ度シ

提出者 京 都 市

○六十二番中條都一郎君(京都市) 提案者と致しましてこの問題を提案しなければならぬやうに立到りました事情を茲に御説明致したいと思ひます。京都市に於きましては下水

して見ましても、既に下水道法の改正案は決定して居るのでありますから、それはそれと致しまして別にこの陳情をするやうにしたい、斯う申したのであります。道路法の中にも若し道路が廢道になりました場合には、その道路の維持管理者にその敷地を無償譲與するといふ明文が既にないのであります。その爲に強ひて下水道法に於て微温的な無償譲與することを得といふ案にすることは私の意見としては反對であつたのであります。既に決定を致したさうでありますから己むを得ず斯ういふ案を提出するのであります。御承知の通り下水道事業に於きましては財源が枯渇して、財政計畫の上に於きまして非常な困難を伴ふのでありますから、斯ういふことに關しては是非皆様の御賛成を得まして當局に陳情をし、現在執つて居られる當局の態度を緩和して戴くやうにしたいと思ふのであります。

○二百四十三番小川八二君(大牟田市) 只今の問題に關して、稅務監督局邊りで扱つて居られる事柄に付ては、吾々公共團體の方でも縣等に於かれましてもその間に色々見解の相違が起りましたし始終問題を惹起して居るのであります。が、この國有財産法に於ける所謂雜種財産の處分に付ては大分私共も意見を有つて居ります。併し茲にお話になつて居る所の溝渠河川の附替に依つて生じたる不用の土地を無償拂下げるといふことは國有財産法の精神にも大體あるやうであります。公共用財産又は公用財産等の用途を廢した

事業の財政計畫と致しまして、財政の困難なる爲に下水工事施行区域内の廢溝渠を無償拂下を受けまして、これを起債償還の財源の一部として居るのであります。所がこの下水道工事を施行しまする区域内の廢溝渠は稅務監督局の方に於きまして、事業執行中或は計畫中のものまで民間に廢溝渠の拂下を盛に勧誘する、さうしてどん／＼安く拂下げ居るのかも知れませんが、吾々廢構敷を無償で拂下を受けて起債の償還財源の一部に當て、居る者に取りましては非常な痛手であります。現在の法規に於ては唯公用を廢止したる場合にはそれに相當したる工費に應じて無償拂下をすることを得といふ程度の頗る微温的なものであります。斯ういふ處置を執られまして何とも致し方のない事情に立到つて居るのであります。それで本年の春、名古屋市に於きまして六大都市の水道會議のありました時にもこの意味のことを提案したのであります。そのときに名古屋市の水道部長の御意見では下水道法の改正案の中に廢溝渠は無償拂下をすることを得といふ條項が入れてあるから、それでこの陳情は宜いぢやないかといふお話があつたのであります。所が私共と致しましては若し下水道法の中にさういふ改正案を入れるとすれば、寧ろ下水道工事をした場合にはその地域内の溝渠は無償拂下を爲す、或は無償譲與を爲すといふ決定的な案にして貰ひたい。併しそこで議論を致

る場合に於ては、その維持保存の費用を負担して居つた者に、又その用途に代るべき他の施設を致したる者にこれを譲與する。或は公共、又は公用等の公益事業に供する爲にさういふ工事を爲したる場合に於ては土地を交換する。要するにさういふ設備をなした爲に不用な土地を生じた場合には無償拂下をするといふ精神は現はれて居ります。唯坪數が非常に相違があり、或は單價に於ても非常に相違があるといふ場合はその限度に於てこれを認むるといふ精神のやうであります。それで京都市に於てこの工事をされる爲に新に要する土地がどれ位であるか、それに依つて廢止せられたる溝渠河川の敷地がどの位あるかといふことに依つて、これが許可せられるか、せられないかといふことが判るのでないかと考へますから、その點をお尋ね致します。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(關源三郎君) お諮り致します。御異議がないやうであります。が、この「無償下付サル、様其ノ筋ニ陳情致シ度シ」といふのは書面に依つて陳情したいといふ提案者の御趣意でありますか。

○六十二番中條都一郎君(京都市) 會長の名を以て當局に陳

情致して貰ひたいと思ひます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(關源三郎君) 御異議がないやうでありますから、會長の名を以て當局に陳情することに決定致します——次は九番

【九】 水道使用料ノ新設變更ノ許可ヲ地方長官ニ委任セラル、様其筋ニ建議ノ件

理由

水道使用條例ノ許可ハ昭和四年法律第五六號ノ改正ニヨリ地方長官ニ委任セラレタルニ水道使用料ノ新設變更ハ依然其筋ノ許可ヲ要スルニ付使用條例同様許可ノ權限ヲ地方長官ニ委任セラレル様其筋ニ建議セントス

提出者 高 知 市

○百二番齋藤島太郎君(高知市) 水道使用料の新設變更の許可を地方長官に委任する件、これは最早可否の問題ではなくして、曾つて本會に於ても一度議了して當局に陳情したこともあるかのやうに承つて居りますが、唯本省の方に於てその實現が困難であらうと疑はるゝ點があります。併し水道使用料は他の鐵道とか電氣等の使用料とは性質を異に致しまして、範圍は至つて狭く、寧ろ本省よりは實情に通じた地方に於て新設變更を許可するといふことが實情に適

混淆になつて、何も彼も陳情するといふことであれば、その爲に最も必要なものが犠牲となつて葬られる處がある。

今まで取扱はれた建議案で實現したものは少いのであります。而も今まで取扱はれました建議案には非常に重要なものがある。吾々がその實現を希望して已まない所の下水道法の改正、或は水道法の制定、さういふものは着々その實現に向つて進みつゝはありませうけれども、餘りに澤山の要望が出るといふことは水道協會としても相當に考慮を拂はれて居ることと思ひます。従つて只今問題になつて居る地方長官に使用料の新設變更の許可を委任するといふことは、事務の上からは非常に便宜であり、吾々もこれを大いに要望するけれども、市制の明文にもあるやうに使用料を新設變更したるときは大臣の許可を要する。更に使用料を新設變更するときには水道使用料のみを地方長官に委任するといふことは、實際に於て出來得ることか、又出來得べからざることかは、少しく常識的に判斷をして貰ひたい。私は今まで決議せられたものに付ては餘り言はない。併し今まで決議せられた問題と雖も可なりさういふ嫌はある。でありますから本問題の如きも吾々の熱望する必要があることではあるけれども、總ての規定なり或は總ての法制の上から鑑みて、これ等のものに對して取捨選擇をして行くといふことは、吾々水道協會の威信の上から必要なことであると思ひますから、もう一年十分に研究せられるやうに

するものであり、又一面地方自治權の擴張を目的とするといふのではないが、これに類するものでありまして、現在の方法は事業者に取りまして甚だ不便であり迷惑でありますので、本省に於かれましても再認可をせられまして吾々の爲に御便宜を圖つて戴きたいと思ふのであります。常設調査委員會に於て然るべくお取計を願ひたいと思ひます。どうか満場の御賛成を願ひます。

○來實塚原政繁君(内務省衛生局) 御決議になります前に御参考までに一言申上げて置きます。内務省の地方局の關係の者が參つて居りませんが、昨午市制、町村制の改正せられる場合にその附屬法令も併せて改正されまして、基本額一萬圓以下の水道の使用料の新設變更に付きましては地方長官にその認可を委任せられたのであります。でありますから今直ちにこの趣旨を要望致しましてその以上のものは早急に實現は困難かと思ひます。御参考までに申上げて置きます。

○二百四十三番小川八二君(大牟田市) 本日の議事進行の模様を見ますと殆ど要望の建議案等が通過して居ります。これは吾々の水道協會としては當然の要求であり、又吾々の熱望する所のものが集つたものでありますからさうあるべきことであらうと思ふのであります。一面總ての法規その他の關係に於て十分考慮を拂つて、可能性のあるものといふものとを區別して進めて戴きたい。さうでないといふ玉石

願ひたい。さういふ意見を申上げます。

(「原案賛成」「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(關源三郎君) お諮り致します。只今二百四十三番の御意見がりましたが、御賛成がありますか。

(「原案賛成」「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(關源三郎君) 二百四十三番にお諮り致します。至極御尤な御意見のやうに拜聴致しますけれども、この問題に付きましては原案賛成が多いやうでありますから、矢張り常設調査委員會に委任して陳情することに致したいと思ひますか……

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(關源三郎君) それでは左様決定致します——次は十の問題であります。

【1107】 水量「メートル」檢定手数料納付制度改正方其ノ筋へ建議ノ件

理由

量水器檢定手数料ノ納付ハ檢定請求書ニ收入印紙ヲ貼付シ檢定ヲ受クル當日分ヲ其都度提出シ檢定ヲ受ケ居リ之レカ爲收入印紙ノ購入、保管、貼付等ニ相當手数料ヲ要シ不便ノ點アルヲ以テ檢定終了後納入告知書等ノ類ニ依ル現金ノ後納制度ニ改正ヲ望ム

提出者 神 戸 市

○議長(關源三郎君) これは神戸市から提出した問題であり

まして、私からこの席に於て失禮であります。提案の趣旨を申し上げたいと思ひます。水量メーターの検定手数料の納付方に付きましては、検定を受けまする都度収入印紙を貼付して一々商工省の出張所の方にお願ひをするのであります。これが非常に手数の要る問題であることは、各地其検定を受けまする所は能く御存知のことであると考へます。何も政府に納金を致しまするの日に、検定の數に應じて収入印紙を貼らなければならぬといふやうな不便な方法は必要でないと思ひます。神戸市で収入印紙を貼つて出しました所が、僅に證紙に色の付いたのがありまして、それが一圓か五十錢のものなら好かつたのですが、相當大きな額の印紙であつて、どうしても取つて呉れない。それで扱ひ者は非常に迷惑が、郵便局にこれを持つて行つた所が、郵便局では今日の時代に於て少々色の付いた位は使ふのだから、そんなことを商工省の役人が言うたら困る。それでは換へて上げませうといつて換へて貰つたといふ實例があるのであります。非常に不便なことになつて居りますから、これは矢張り政府の支拂命令に於て一週間位のものを固めて出して戴くやうに改正をして貰へれば大變都合が好いといふ譯で提案したのであります。これは會長の方から書面を以てこの要點をその筋に建議して貰ひたいといふのであります。どうか御賛成を願ひます。

○議長(關源三郎君) 御賛成のやうでありますから會長に一任といふことでこれを決定致します。次は十一の問題に移ります。

【二】 下水道法改正促進方ノ件

下水道法ノ改正ニ關シテハ、本協會ヨリ案ヲ具シ主務省ニ建議シタルモ、其ノ調査提案抄々シカラサル状態ニ在リ都市衛生ノ根幹ヲ爲ス下水道ノ普及發達上寔ニ遺憾ノ次第ナルヲ以テ實行委員ヲ設ケ之カ促進ヲ圖ルコトニ致シ度シ

提出者 岐 阜 市

○百二十五番上野績次君(岐阜市) 御説明を申し上げます。下水道法の改正に付ては、本會から案を具してそれ〴〵建議濟みになつて居るのであります。未だ政府に於かれても改正案を御提案になるやうな運びになつて居りませうか。一向判つて居ないやうな状態であります。併し現行の下水道法は随分古くに制定されたものであります。現在の都市の實情に適しない點が幾多あるのであります。本協會が曩に建議を致しました下水道法中には下水道施行上最も重要な問題である受益者負擔の規定或は下水道使用料

するといふのでありますか。

○議長(關源三郎君) それはあなたの方で會長に一任して常設調査委員會で研究するといふことで御承認を願へば、その方に掛けてやるといふことになりませう。總てさういふことになつて居ります。

○百二十五番上野績次君(岐阜市) 先程から總て問題は常設調査委員會にといふことになつて居るやうであります。常設調査委員會といふのは色々な本會の部會なり協會として調査を要する事項を調査するのであります。調査を要しない問題を常設委員會に掛けて更に調査をするといふことも何んだか重複のやうな感があるのであります。若し此處で調査を要するやうな問題が生じないならば、理事會の承認を経て會の名で行つても宜いのであります。

○議長(關源三郎君) ちよつと伺ひますが、提案者は何か實行委員でも擧げてやりたいといふ御意見でありますか。

○百二十五番上野績次君(岐阜市) さうです。

○議長(關源三郎君) さうすると理事會なりに提案者の方から何名なら何名の委員を選定して貰ひたい。斯ういふことにやつて貰はなければならぬと思ひます。

○百二十五番上野績次君(岐阜市) その實行委員の數に付ては現在別にどれだけといふことは考へて居りませんが、若しそれを示せといふことなら申上げて宜いと思ひます。が、今私が申上げて居りますのは、部會でも皆様が御賛成

(賛成)と呼ぶ者あり

等の問題も織込まれて居るのであります。今日都市の衛生の根幹を成して居ります下水道が遅々として實施されなるといふことは、下水道事業の財源といふ問題にも非常な悩みがあるのであります。これはどうしても下水道法の改正に依つて事業の促進を図るといふ以外に方法がないのであります。此際曩に建議になつて居ります下水道法の改正に付て實行委員を擧げまして、是非共至急に議會議案になりませうに促進を図りたいと思ふのであります。實行委員の選定方法に付ては、部會の決議は會の名を以て行ふ場合には理事會の承認を経なければならぬやうになつて居りますが、この問題は相當重要な問題でありますから、明日の總會に緊急上程を願ひまして、その席で實行委員を設けることにして促進を図るやうにしたいと思ひます。

○議長(關源三郎君) お諮りを致します。只今提案者の方から、明日の總會に諮つてこれを致したいといふ御意見が

ありました。これは矢張り會長に一任といふことで常設調査委員會で諮りますれば同様と考へますので、左様御承認を願ひしたいのであります。如何でせうか。

○百二十五番上野績次君(岐阜市) 只今の會長の方で取計ふといふお話は、實行委員を會長から御指名になつてこの促進を図るといふのであります。唯單に會長名で建議陳請

になつて、何等調査を要しない事項を常設調査委員会の調査を求めるといふことは、その點がちよつと私には能く判らないのであります。常設調査委員会といふものは何か会長の委託を受ける、或は部會から委員会に附託して本會の事業に必要な調査をするといふ機關のやうに考へて居りますが……

○議長(關源三郎君) それは提案者の方でどういふ方法でこれを建議したいといふことを言つて戴きませんと、私の方から命令出来ない譯です。

○百二十五番上野績次君(岐阜市) それは先程申し上げましたやうに總會に第一部會として此問題を緊急上程して、そこで實行委員を選んで促進を図りたいといふのであります。

○議長(關源三郎君) 明日は部會の議長は御報告を總會にするだけでございます。さうしてこの部會に於て決定をしなければならぬことになりませう。

○百二十五番上野績次君(岐阜市) それでは部會の決定に依つて部會の議長から總會に御提案願ふといふことも取計ひ得るのではないかと思ひますが、それはいけないのですか。

○議長(關源三郎君) 提案者に申し上げますが、要するに會長一任といふことで理事會に諮つて總會の名でこれをやれば宜い譯ですか。

○百二十五番上野績次君(岐阜市) 實行委員を擧げるといふ

の總會を開いて居るのであります。上下水道の普及發達といふ問題は、現在上下水道を經營して居る都市自身のみでなく、國民全體の保健衛生上非常に重大な問題であるのでありますから、何とか上下水道の普及發達を圖るといふ一つの大きな目的の爲に、協會が會員相互の爲に全國的に水道の普及發達を圖るやうな運動を起したならばどうか、さういふ見地から協會に宣傳部を設けて、茲に擧げて居ります問題だけでなくして、凡ゆる水道普及に關する問題に付て全國的に喚びかけるやうな方法を考へたらどうか、さういふやうな意味で提案を致したのであります。が、この實行の方法に付ては昭和十年度より實施として居りますが、前の映畫の作製に付ても常設調査委員会に附議になつて居つたやうな關係もありますから、この問題は常設調査委員会が能く御調査を願ひまして、調査委員會の成案を部會に報告になつて實行するといふことに變更してお取扱を願ひたいと思ひます。

○議長(關源三郎君) お諮りを致します。只今岐阜市の御説明では常設調査委員會でこれを研究してやりたいといふことでありますが、御意見はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(關源三郎君) 御異議がないやうでありますから、常設調査委員でこれを研究してやるといふことに決定致します。——次は十三の問題。

ことがその中に含まれて居れば宜いのです。

○議長(關源三郎君) それでは會長一任といふことで理事會で取計ふことに決定致します。——次は十二の問題。

【一二】 水道協會ニ宣傳部ヲ設ケ各都市ヲ巡廻上下水道普及宣傳ヲ爲スノ件

理由

上下水道普及發達ノ現狀ニ鑑ミ本會ニ宣傳部ヲ設ケ「ラヂオ」放送、展覽會、講演會、映畫會、演藝會等ヲ開催シ希望市町村ヲ巡廻宣傳シ尙協會加盟外ノ市町村ニ對シテモ希望ニ應スルコトトセハ保健衛生ノ向上ト上下水道普及ニ寄與スル處不尠ト信スルニ付出張其他ノ費用ハ開催地ノ負擔ヲ以テ昭和十年度ヨリ實施スルコトニ致度シ

提出者 岐阜市

○百二十五番上野績次君(岐阜市) 協會に宣傳部を設けて各都市を巡廻して上下水道普及及び宣傳をやつて貰ひたいといふ問題であります。これは曩に常設調査委員會の水道經營及び財源に關する小委員會の御報告の中にありました映畫の脚本を募集して、映畫を作つて希望市に貸すといふ問題と、十三の水道普及に關する件といふ九州支部提出の問題とも關聯して居るのであります。我が水道協會も前身である上水協議會から水道協會に變りまして既に第四回

【一三】 水道普及ニ關スル件

水道普及ノ目的ヲ以テ最モ適切ナル活動寫眞ヲ撮映シ要求ニ應ジテ貸與スルノ方途ヲ速ニ實現セシメラレ度シ

提出者 九州支部

○百五十六番兼田靜男君(大分市) この十三の問題に付て提案市として申し上げますが、曩に常設調査委員會の方で御研究をして戴きましたこと、違はないのであります。既に昨年この問題は私共提案して居ることでありまして、若しさういふ方面が如何であるかといふことを考へまして改めて本年九州支部會で提案することに致しましたので、曩の御報告に依りまして結構でございます。

○議長(關源三郎君) お諮り致します。只今の提案者の御意見の通り決定して差支へございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(關源三郎君) 御異議がないやうでありますから左様決定致します。——それではこれを以ちまして休憩に致します。

午前十一時五十分休憩

午後一時五十分開議

○議長(關源三郎君) 只今より午前に引續いて午後の會議を

開きます。午前中に十三まで解決致しましたから十四の問題を議題に供します。水戸市に御意見がありましたらならば願ひます。

【二四】 水道ノ原價計算ニ關シ稍合理的ナル算定法式如何

提出者 水戸市

○三十四番高橋六郎君(水戸市) 本市の提案たる「水道ノ原價計算ニ關シ稍合理的ナル算定法式如何」に對しまして多數の有益なる御回答を得ましたことを感謝致します。只本案に對し要領を得ない、又は出題要旨不明といふ向が二三ありますので、簡單に出題の要旨だけを申し上げます。申上げる迄もなく、水道の經營上は固より水道使用料の決定に付ても重要にして且つ最も關心を要する原價計算に付ては從來動々もすれば水道工作物を基本とせず單に水道布設の爲にした起債の償還方法にのみ追隨し、これに各年度の經營費を配し配水總量を以て除したものを原價とする向が多いのであります。勿論各水道に依り種々事情は異なるにもせよ或る一貫した稍々合理的な算式がある筈であります。この點に付ては私等も色々調査研究を致しましたが、未だ妥當な算式に到達致しませんでした。幸ひ水道協會には常設調査委員會がありますので、専門の方々に御研究願ひま

して吾等會員にお示し下さらば、水道經營上非常に得る所があり洵に結構だと思ひまして本案を提出した次第であります。是非各位の御賛同を得たいと存じます。

○議長(關源三郎君) 提案者に伺ひますが、最後にどうすれば宜いかといふことが一寸聴取れなかつたのもう一度伺ひたうございます。

○三十四番高橋六郎君(水戸市) 常設調査委員會に於て相當御研究下さいまして何等かの方式を吾々會員にお示し願へれば非常に結構だと思ふのであります。

○議長(關源三郎君) 只今提案市の方ではこれを常設調査委員會に諮りたいといふ御意見であります。算定方式如何といふ問題で答も相當あるやうですが、御意見があれば御意見を伺つた方が宜いかと思ひますが、尙ほこの回答の中鶴岡市の分に於て「一ヶ年事務費+一ヶ年需要費」の次に+があつたのが脱けて居るさうですからその點御訂正を願ひます。如何でせうか。水戸市にお諮り致しますが、これは常設調査委員會にお諮りするやうな問題でもないと思ひますが、皆さんも御意見もないやうですが。

○三十四番高橋六郎君(水戸市) 本案は是非御採擇願ひたいと思ひます。即ち御回答を要約致しますと、決定の要あり又は考究中、承知したいといふ賛成の意味の向が三十件、又算定意見としては具體的ではありませんが八幡市の御意見があり、生産原價の基本として起債の償還年額を基礎と

したのが高岡市外四件、協會の現在使用して居る様式で宜いではないかといふやうな御趣旨の向が奈良市外二件、一箇年の配水總量を以て歳出合計を除いたものが生産原價ではないかといふやうなものもあり、最後に當該工作物の壽命を定め、これを基本として水道諸經費を配するといふ御意見が出て居りますが、私個人と致しましてはこの最後の大阪市の御意見に稍近いものを有つて居りますが、もう少し突進んだ具體化した方式が欲しいといふことは獨り私共ばかりでなく大部分の會員の方々がさうした御希望を有つて居られるやうでありますから、是非本案は常設調査委員會の方へお廻し願ひたいと思ふ者であります。

○議長(關源三郎君) お諮り致します。本案を常設調査委員會に附託するといふことに御賛成ありますか。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(關源三郎君) それでは常設調査委員會にお願ひすること決定致します。次は十五の問題であります。

【二五】 下水道使用料徴收ノ基準調査ノ件

提出者 名古屋 岐阜市

○百二十四番安部源三郎君(岐阜市) 「下水道使用料徴收ノ基準調査ノ件」に付て一寸御説明致します。最近岐阜市、

名古屋、大阪市その他から下水道の使用料を徴收してそれを下水道經營の財源に充てたいといふことで、主務省に對してその認可を申請して居りますが、これに付て實際使用料を取ることにすると果して何を以て基準とすれば宜いか、かういふ問題が當然起つて來るのであります。勿論量に依つて變つて來る譯であるが、一面又下水の濃度その他に依つてもそれ／＼變つて來る譯でありますから、一寸考へると甚だ簡單のやうであります。實際の問題になりますと可なり混入つた問題になるのであります。この點は將來各市とも打當る問題であるからこの際その基準はどうして定めたら宜いか、かういふことを研究したいといふ意味であります。以上提案の理由を説明致します。

○八番劔持一郎君(東京市) この使用料問題は下水道を施設する各都市が今後どうしても研究しなければならぬ重大なる關係案件であると思ひます。而して各都市ではそれ／＼研究して居られることゝは思ひますが、我國ではまだ實施を見て居る所もないのであります。隨て何れの區域から徴收すべきか、何人を以て納付義務者とするか、使用料徴收の目的物は何を以てするか、使用料算定基準はどうであるかといふやうな非常に大きなことさへまだ何人も肯定し得るやうな確定案はないやうでありまして、問題が新しいだけに幾多の研究すべき事項があり、而も極めて複雑多岐に亘るものと思ひます。固よりこれを實施するに當りまし

ては各都市の實情に應じましてそれ〴〵善處する必要があると思ひますけれども、その根本とも申すべき主要なる事項は各都市共通のものが多く思ひます。この複雑なる問題を各都市が各別にそれ〴〵これを研究するといふことは不得策であるばかりでなく、調査研究上にも幾多の困難を伴ふであらうといふことは豫想せらるゝ所であります。でありますからこれは面倒でも本協會で委員に附託をお願い致しまして、その根本方針を定め權威ある基本案を得て、各都市の實施に際してのその筋に對する認可その他も圓滑に進み得るやうに致したいと思ひます。以上の意味合に於きまして委員附託にせられんことを切望する次第であります。

○二十八番黒沼才一郎君(前橋市) 下水道使用料といふと下水道の使用料とは意味が違ひまして、上水道の使用は任意であります、下水道はどうしてもこれを使用しなければならぬのであります。隨て階級に依つてはこの使用料の負擔といふことは殆ど不可能ではないかと考へられます。さうしますとこれを調査して何等かその負擔の方法を決めました處で、現在の公租公課の義務者が負擔して居るものに類似したやうなもので、餘り勞に酬ゆる程の効果が得られないやうに考へられます。一應意見として申し上げます。

○二百四十三番小川八二君(大牟田市) 下水道の經營に關する工事費財源として只今各都市で考へられて居る所のもの

(ロ)上水道施設ニ因リ火災消防上ノ設備ヲ節減シタル事例アラハ其ノ概要

(ハ)地方産業上ニ及ボシタル效果

(例)ハ地方飲食物製造品、製絲等ノ品質向上等

理由

世人ノ多クハ上水道ノ公益事業性ヲ主トスルコトヲ顧ミス殆ト營利事業ノ如ク思惟スル結果ハ單ニ收益ノ如何ニ依リ事業ノ得失ヲ論スル嫌アルニヨリ間接的效果ヲ事實ニ示シテ上水道ニ對スル認識ヲ深カラシムル資料ニ供セントス

提出者 石 卷 市

○百二十四番安部源三郎君(岐阜市) 今の問題に付て發言を求めて居つたのであります、實は常設委員會に附託になることも結構であります、私先程まで第二部會に出て居りましたが、その方でも大分常設委員會に附託の事項が多くて又この第一部會からも大分出て居るやうであります。さうすると今後この方の調査も自然抄らんやうなことに相成るのではなからうかと思ひます。さうしてその下水道使用料に付ては目下下水道を以て或は更に下水處分場を以て使用料を取らうといふことが、常設委員の方々は必ずしも事情が一致して居らるのでありますから、これは委員を別にお定め下さいまして研究を進めて戴きたい。即ちさう

は、上水道と異り殆ど使用料その他一般使用者の負擔を徴收するといふことが少い爲に、下水道施設が遅れて居るといふやうな現狀でありますから、下水道の工事財源として使用料を徴收するといふ傾向が著しく盛んになつて居るのであります。所がこの下水道使用料は今お話のありましたやうにその徴收の方法が困難でありその範圍が廣汎であつて、多種多様にその内容が亘つて居りますから、これを實際に適用する場合に於ては何處でも困つて居る。それでこれが調査研究は最も必要である。下水の流水の系統、その負擔力の如何その他各種各様の方面から合理的に研究せられなければならぬ問題である。この理由に依りまして本問題は矢張常設調査委員會なり適當なるものに委託して十分研究せられん事を希望する意味に於て賛成致します。

○議長(關源三郎君) お諮り致します。只今二十八番その他御意見もありましたが、常設調査委員會に附託するといふことにして御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(關源三郎君) それでは左様決定致します。次は十六の問題に移ります。

【一六】 上水道施設前ト施設後ニ於ケル左記事項承リタシ

(イ)傳染病發生狀況(前後二ヶ年統計)

いふことに對して最も必要を感じて居るといふやうな所の者を以て組織して下さることが一番適當ではないかと思ひます。成べくさうして戴きたいと思ひます。

○議長(關源三郎君) 只今岐阜市から改めて御提議がございましたが、もう既に決定したことでありまして、これは御希望に副ふやうに常設委員會の方へもお願ひ致しませうし、又かういふ問題がさう一朝一夕に決定するものではないだらうと思ひますから、安部さん如何でせう。調査委員會に於ては至急やるやうに願ひ、その結果に依つて又改めて御相談上げるのでありますから、これは決定といふことに御承認を願ひたいと思ひます。次は十六の問題。石卷市居られますならば提案の理由を御説明願ひます。――石卷市は御出席がないやうでありますし、又回答集にもありませんからこれは議了と致して差支へございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(關源三郎君) 御異議がないものと認め左様に決定致します。次に十七に移ります。

【一七】 1.ビルディングニ對スル給水方法並其ノ給水使用料ノ算定方法如何

2.給水装置所有者行方不明ノ場合其ノ装置ノ使用竝増設其ノ他ノ工事施行ヲ認メラル、ヤ若シ認メラル、トセハ其ノ手續方法如何

3.市立小學校ニ對スル給水使用料金ヲ減免セラレ居ルヤ

4.撒水用給水ヲ認メ居ラル、ヤ若シ認メラル、トセハ一ヶ月ノ基本水量竝超過料金如何程力

又一ヶ月ノ使用水量最大、最小如何程力

5.需要家「タンク」内ニ井水及水道水混合使用シ居ル實例アリヤ其ノ例アラハ承リタシ

提出者 仙 臺 市

○百四十三番桑原政次郎君(仙臺市) 十七の問題に付て各市の御取扱振り又は御意見等を御回答戴きまして有難う存じます。提出者と致しましては回答集を以て満足致す者であります。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(關源三郎君) それでは只今仙臺市より回答集に依つて御満足との意思表示がございましたからこれを以て議と致します。次に十八の問題。

【一八】 市營造物ニ對スル給水料徴收ノ可否

提出者 岡 山 市

○百七十六番岩佐定壽君(岡山市) これも別に説明する程の問題でもありませんが、この問題は各市町村の經濟状態及

可せらるゝやうその筋に建議を致したい。かういふ考で一番初は出したのでありますが、一般的でないからといふこととで一任した結果議題が變更せられたやうな次第であります。只今議長のお手許まで私が述べんと欲する所のものが提出してありますが、これを十分御研究を願ひ第二の問題に附帶してその筋に建議するやうに致したいと考へて居ります。既に詳しく申上げたから省略したいと思ひますが、これは可なり各市に於て困つて居る問題であるから附加へてこの機會に申上げて見たいと思ひます。現に私共の方では、先づ舊慣に依り水利権者なりと推定した者に對して相當の補償金を與へ承諾を得るやうになつたのであります。所がその下流の者が段々引摺られて更に徒黨を組み、或は内務當局、縣の當局に迫るといふやうなことをした爲に、全部の承諾がなければ取扱上困るからこの分は認可する譯に參らんといふ本省の御意嚮でありました。而して今後に於ては從來よりも一層この種の計畫には困難を感じるし、而も問題は水道の根幹を爲す問題でありますから、縣當局並に内務當局に於ては斯様な不當の要求を爲す者に對しては相當の御調査の上御確信を以て裁斷せられ事業を認可するやうな方法を講じて戴きたい。これが私共の根本精神であります。どうぞこの意味に於てお手許に差上げました書類をお取扱ひ下さるやうにお願い致します。而してこの問題に付ては回答集を以て満足致します。

び會計制度に依つて異つて居るやうであります。今回答集を見るに徴收して居られるのが二十一箇所、徴收するを可と認めるといふのが四十六箇所、その他否が八箇所といふことになつて居ります。これに依つて見ると大體徴收するのが至當のやうに思はれるのであります。尙ほこの回答集以外に御意見がございますれば参考に伺ひたいと思ひます。又若しございませんければ次に御進行を願ひます。

○議長(關源三郎君) 御意見ございませんか。御意見がなければ提案者に於ては回答集で御満足とのことでありますから議と致します。次に十九の問題に移ります。

【一九】 溪流ヲ水源ニ利用シ下流ノ水利權ヲ收用スル場合其ノ補償ノ範圍竝ニ灌漑用水量算定ノ方法如何

提出者 尾 道 市

○百七十番奥山源三郎君(尾道市) この十九の問題に付きましては議題第二の場合に於きまして私が詳細に申上げた通りであります。この回答集の七十頁にありますやうに、これは可なり問題の範圍が廣く、又的確にこれを決めることは困難であるといふので、私もこの回答集を以ちまして満足を致して居ります。私がこの十九の問題を提案致した根本の精神は、上水道水源確認の爲め水利権者以外の不當の要求を爲す者に對しては行政官廳に於てこれを調査し認

○議長(關源三郎君) 十九の問題は只今提案者の方から詳細なる回答に依つて満足であるといふ御意見がありましたから……

○百七十番奥山源三郎君(尾道市) 如何でございますか、二の問題に附加することを横濱市の方では御承認下さいませうか。これを一應お聞かせを願ひます。

○議長(關源三郎君) 横濱市にお諮り致します。只今のやうな百七十番の御意見であります。如何でありますか。

○十七番藤田弘直君(横濱市) 只今十九番の問題で二番の問題に關聯してその建議書に何か附加へる追加の案が議長のお手許まで出て居るといふことであります。その案を見せ戴いた上でお答へしたいと思ひます。

○議長(關源三郎君) 百七十番より私の手許に出て居りますは二の問題に附加の點でありまして、此處で私が申上げますからお聴取り願ひます。私は矢張かういふ字句を二の問題に附加へて會長にお願ひする考で、何れ御承認を得る積りで居りましたが、「上水道水源確認」爲メ水利権者以外ノ不當要求ニ對シテハ當該官廳ニ於テ之ヲ調査シ認可セラルルヤウ其筋ニ建議ノ件」これは二の問題に對してこの字句が多少異つても附加へるといふことであつたのですが如何でありますか。

○十七番藤田弘直君(横濱市) 御趣旨には更に異存はございませんが、只字句の上に於ては議長に宜しく御考慮を願ひ

たいと思ひます。不當なるといふことは書くべき筋のものではないと思ひます。字句に付ては議長に於て然るべく願ひ、その御趣旨の通り徹底するやうに願ひます。

○議長(關源三郎君) それでは百七十番の御意見の通り決定して御異議はありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(關源三郎君) それでは左様取計ひまして、十九の回答集に依つてこれを議了致します。

(二百四十三番小川八二君「議長、二百四十三番、この問題に付てまだ意見があるのですが」)

○議長(關源三郎君) もう既に決定したのですが、まだ御意見があるのですか。

○二百四十三番小川八二君(大牟田市) あります。

○議長(關源三郎君) それでは二百四十三番。

○二百四十三番小川八二君(大牟田市) これは提案者の尾道市に申上げるのですが、十九の問題は回答集で満足した。就てはこれが實現を期する爲め二の問題に附加へて、下流に於ての不當なる要求に對して當局から十分の取締をして貰ひたいといふ建議をしたいといふことを御提案になつて居るのでありますが、私はこれは非常に必要なこと、信じます。現在各地の水道で困つて居られる水源の問題は多くこの種のものである。それでかういふ問題こそ能くその實情を懇へてこれが救済に當らなければならぬと思ふのであ

の毒に思ひまして横濱市の尻馬に乗つてやらう位に考へたのであります。只今幸ひあゝいふ御意見がありますから緊急動議としてこの案を提出致したいと思ひます。尙ほ申上げますが、私の書きましたのは一地方に限る嫌ひがあるかも知れませんが、成るべく共通の問題になるやうに字句の修正は御隨意になさつて戴きたい。要するに目的は縣當局並に内務當局に於てこの種事業に對し今後更に一層助成を圖つて戴きたいといふ精神に過ぎないのであります。只今折角御意見がありましたから前言を取消しまして緊急動議として提出致します。

○議長(關源三郎君) 一寸お諮り致します。只今二百四十三番から動議の意見があつたやうでありますし、又改めて新問題として提出するといふ只今の尾道市長さんの御意見であります。新問題といふことになると矢張支部會の決議を経なければならんと考へますし、折角只今横濱市が同意されて既に決定済になつたものでありますから、まあ二百四十三番には御辛抱を願ひ、尾道市長さんにも撤回を致されずこの儘で願ひを致したいと思ひます。
(「異議なし」「進行々々」と呼ぶ者あり)

○議長(關源三郎君) 御異議がないと思ひますから決定致します。次に二十に移ります。

【110】 水道協會鐵管検査ハ鮮産品ニ限リ除外例ヲ設ケ

ります。これは第二の問題と喰付ける必要はないと思ふ。かういふ問題は獨立して建議することが權威がありはしないかと思ひます。第二の問題は既に議了して居るし、それは優先權を認むる問題であるから多少性質も異なるし、實際に於て第二の問題は中々むづかしいのです。十九の問題はそんな困難なものではないと思ふ。本省邊りの御取扱振りに對しては十分御考慮を願ひたいといふことであるから、非常に適切なる問題であると思ひます。それで提案者の尾道市にもお諮りしたいと思ひますが、尾道市でそれで御満足であるならば別であるが、私としてはこれは獨立して建議せられる價値のあるものと思ひます。

○議長(關源三郎君) 二百四十三番にお諮り致します。(百七十番奥山源三郎君「議長々々」と呼び發言を求む) 百七十番一寸お待ち下さい。提案者が満足して居るのに傍から彼此れ言ふのはどうかと思ひますが(「ヒヤ」「拍手」)

○百七十番奥山源三郎君(尾道市) 先程も申上げたやうにこの問題は實際水道の根本であるから少々時間を取つても宜からうと思つて居ります。その積りで御審議を願ひたいと思ひます。實はこの問題に付て横濱市の御同意を得たのであります。只今寧ろ獨立してやつた方が宜くはないかといふ進んだ御意見がありました。私は緊急動議か何かの形式に依つて獨立して提案を爲し得るものであれば獨立して提案致したいと思ひますが、徒に手数を掛けることをお氣

當分ノ間從來通り検査方承認ノ件

理由

朝鮮ニ於ケル製鐵業獎勵法施行セラレ總督府ニ於テ斯業ノ發達ヲ獎勵シツツアリ然ルニ本會ニ於テ鐵管類検査機關設置セラレタルモ之カ諸經費及地理的關係上朝鮮ニ於テハ未ダ検査契約締結ノ運ニ至ラサルヲ以テ當分ノ間鮮産品ニ限リ除外例ヲ設ケラレ度シ

提出者 朝鮮支部

○二百八十五番木代嘉樹君(京城府) この問題は朝鮮に於ける製鐵事業者の製造せる鐵管は水道協會に於て鐵管検査を施行するに當つて除外して貰ひたいといふ件であります。簡單に御説明申上げれば、朝鮮内に於ては生産獎勵の目的を以て特に總督府が援助を與へまして製鐵、鐵管會社を作つたのであります。さうしてその製品を相當援助の上朝鮮内に使用する鐵管に使用し來つたのであります。今回水道協會に於て鐵管を検査することになると、その検査員は主要都市、大阪、東京、名古屋などに常置されて、其處から検査員が出張して鮮内の會社に來て検査するといふことになれば、その出張費その他の經費が相當多額に上り、その結果鮮内の會社は指名競争の際どうしても内地の會社とは競争が出来ないといふやうな状態になつて、結局この鮮内の會社は營業が立行かなくなると思ふのであります。さ

ういふ關係から鮮内の會社だけには是非とも本協會鐵管検査の除外例を認めて貰ひたいといふ要求であります。この回答集にも大體至當と認めるといふやうな御回答が多いやうでございますし、又一寸内容を諮つて見た所が結構といふやうな御意見も澤山あるやうでございます。

○六番仲田聰治郎君(東京市) この水道協會の鐵管検査は國の法律で定つたものではありませんからさういふ強制力はないと考へます。(然りし)これは水道協會の方で検査を承認する、しないといふ問題でなく、朝鮮でお使ひになる方若くは會社の方で費用が掛る關係上といふお話であるならば、實施されてなくても已むを得ないと思ひますが、只この場合を利用して、検査の實體に付て誤解があるのではないかと思ひますので、その點を釋明させて戴きたいと思ひます。それは水道協會が鐵管検査を實施するといふことに依つて鐵管の生産費が増すといふことは絶対にないものと考へます。先づ百の鐵管を納入致しますには、今までは百十乃至百二十のものを準備して試験所へ送つて参り、それを工場へ移す時には今度は工場で裸の儘で検査する關係上、工場でも検査し又更に到着しても綿密な検査をする。かういふ建前を直して工場で検査する關係上不合格品の運賃が減り延いて生産費を低廉し、相互に於て便宜があり、原價の鐵管製造費用を増すことはなく、今までの無駄な運搬費その他を減じ、その結果需要供給の關係に於ても都合

好くはないかといふ意味で制定したものであつて、鐵管會社と水道協會と契約がないとすれば、各自に於て綿密な検査を施行せられるならばそれは少しも差支へないのであります。決してさういふ強制力はないのでありますから、朝鮮支部のお話の如く除外例といふのではなくして、これは自由にしても差支へありませんが、水道協會にお頼みがあつて、検査して呉れといふやうな御要求があれば無論検査し、更にさういふ風にえらい費用を掛けなくても當地の廣島鐵管製造會社の如く一人を常置して置くといふやうな方法もあるので、相當の生産額に達したならば検査を受けられた方が相互の便利であらうと思ふのであります。これは別に承認する、しないといふ問題ではありませんが、この程度で御了解を戴きたいと思ひます。

○二百八十五番木代嘉樹君(京都市) 只今東京市からのお話もあり大體分りましたが、勿論この検査規程は水道協會内の規定でありまして、その水道協會に這入らん會社にはまだ強制力はないと思ひますが、一應この關係を述べて水道協會の方の御承認を得たいといふので提案致した次第であります。大體分りました。

○議長(關源三郎君) 只今提案者の方で御了解が出来たさうでありますから、この問題はこれで議了と致します。

○百七十番奥山源三郎君(尾道市) 議事進行に付いて一寸お伺ひ致します。先程の問題はあれで解決致しましたから私

から別に異議がある譯ではないのであります。私が上水協議會の會員になつたのは十年前で、本年又出た譯であります。實は協會の議事に關する規程などには目を通して居りませんので、或は私の申上げることが間違つて居るかも知れませんが、先程の議長の御宣言に依ると、既に支部會を通過して居る議案であるから、これはこの儘でなければいけないといふ御意見であつたのであります。所が私が先程申したのは、緊急動議として獨立の議案として御審議を煩したいとお願ひ致したのであります。即ち緊急動議なるものは議場に於て臨時突發した場合に於て提案することになれば、緊急動議の範圍は全然ないといふことにならぬのであります。所が昨日の總會に於ては何市から出ましたのか確な記憶はありませんが、上下水道の補助金が打切

ならんやうにその筋に建議したいといふ議案が緊急動議で通過致しましたが、あれは支部會を通つたものでありませうかどうか、議事進行に付て一寸お伺ひ致します。

○議長(關源三郎君) お答へ致します。私が支部會の決議を経なければならんと申しましたのは、或は私の間違ひで申したかも知れませんが、新規の問題にしてこれを討議すべきものであるといふ二百四十三番のお話がありましたから、新しい問題であるならば支部會の決議を経るべきものであるといふことを申したのであります。緊急動議とい

ふことでありましたならば、これは直に議題に上ほすのが當然であります。或は先刻少し混亂したやうでありましたから間違へたかも知れませんが、その點は悪しからず御了承を願ひます。

○百七十番奥山源三郎君(尾道市) 只今の議事進行に關聯致しまして、私は明に皆様に對して緊急動議として特別に扱つて戴きたいといふことを申上げたのであります。(「ヒヤヒヤ」その通り)さう致しますればこれが支部會を通つて居らんからいけないといふ議長の御宣言は速にお取消になつて然るべきものであらう。私は斯様に考へます。これは形式上の問題であります。斯様な議題は最も重大なるもので、當然速に御審議の程を願ひます。

○二百四十三番小川八二君(大牟田市) 只今百七十番から緊急動議のお説が出ましたが、それは私共は確にさういふやうに聞及んで居ります。同時に提案市が満足して居るのであるから傍から彼此れ言ふのは要らんことではないかといふことでありましたが、これは一寸申上げて置きたいと思ふのであります。提案市が満足するが爲に議案が提出される譯ではなく、一旦問題が本協會の問題として現はれた以上は協會の問題であり、協會員が慎重審議してこの問題をして効果あらしむべきものである。然るに提案市が満足すればそれで宜いといふやうな觀念を以てこの議事を進められるならば、先づ議長はその考を一つ訂正して戴きたいと

思ふのであります。その點は議長がお間違へであるならば左様訂正して戴きたいと思ふのであります。

○議長(關源三郎君) 百七十番にお答へ申上げます。どうも色々御質問あるやうでありますが、私何分にも不馴れでありますから若し悪い所があつたやうであれば取消します。それから只今二百四十三番の御意見もありましたが、これは矢張今までの例に依りましても、提案者が満足であれば直に議了といふことで扱つた爲に、さういふことに致したのであります。殊に大牟田市の小川君などは古いお方でお分りの筈であります、まあその程度で御辛抱を願ひます——次に二十一の問題に移ります。

【二二】 縣又ハ市ニ於テ施工スル道路及溝渠ノ改築、修築修理等ノ爲引込給水管ノ堀下又ハ變更ヲ要スル場合其ノ工費ハ起業者又ハ設備所有者ノ何レニ負擔セシムルヲ相當ト認ムルヤ

提出者 山形市

○百五十四番工藤貞次君(山形市) 本問題に付きましては回答集に依りて詳しく承知致しましたので、これを以て満足致しますから議了をお願いしたいと思ふのであります。

○議長(關源三郎君) 他に御意見はありませんか——それでは御異議ないものと認めまして議了と致します——次は二もありませんからこれは議了といふことで取計つて如何でありませうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(關源三郎君) 御異議がないと思ひますから議了と決定致します。

○二百四十八番鶴野俊太郎君(戸畑市) 先刻百七十番の緊急動議といふことで、二百四十三番も議長の取消を求められましたが、それはまあ濟んだ譯ですが、百七十番の今の動議の結末は議長がお取消になつたから緊急動議はその儘生きた譯ですから、この問題を單獨の問題として進めたいといふ二百四十三番の動議の結末を付ける必要があらうと思ひます。その問題は百七十番の説に依つて取消されたのみでは結了して居ないと思ひますから、この結末を一つ議長に付けて戴きたいと思ひます。

○議長(關源三郎君) それは議題が既に解決致して議了となつて居りますから改めて問題に致しません——次は二十四の問題、岐阜の説明を求めます。

【二四】 水道協會細則變更ノ件

社団法人水道協會細則中左ノ通改正スルモノトス

記

第四條第一項中

「十級(同五千未満ノモノ)一〇〇圓五〇圓トアルヲ

十二に移ります。

一六八

【二三】 水道協會各部會提出問題回答集ヲ出席セサル會員ヘモ配付方ノ件

理由

公務都合ノ爲メ出席不能ノ場合總會議事録ノミニテハ問題ノ解決ヲ知ルヲ得サル場合多ク其ノ效果甚ダシク減セラルルヲ以テ出席ノ有無ニ係ラス各會員ニ配付方希望ス

提出者 朝鮮支部

○二百八十五番木代嘉樹君(京城府) 回答集では大體御賛成になつて居るやうで、それで満足致します。

○議長(關源三郎君) 他に御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(關源三郎君) 御異議の聲を聞きませんから議了と致します——次は二十三に移ります。

【二三】 唧筒運轉ニ使用ノ電力料金ヲ承リタシ

提出者 石巻市

○議長(關源三郎君) 二十三は石巻市の御提案であります、石巻市は先刻から御出席がないやうで、この回答集に

「十級(同二千以上五

千未満ノモノ)

十級ノ次ニ左ノ追加ヲ

「十一級(同二千未満ノモノ)三〇圓一五圓」

理由

近來上下水道ハ漸次町村ニ於テ其ノ施設ヲ見ルニ至リタルモ會費其ノ他ノ關係上本協會ニ加盟困難ノモノアルヲ以テ之等町村ニ對スル負擔ヲ輕減シ本協會ノ擴大強化ヲ圖ラントス

提出者 岐阜市

○百二十四番安部源三郎君(岐阜市) 段々時間も切迫して参りましたから成べく簡単に提案の理由を申述べます。二十四の「水道協會細則變更ノ件」これは近來上水道が益々普及發達して参りましたが、その實情を見ると近年布設せられた所の多くのものは小さい町村にその數が段々殖えて参るのであります。然る所斯様な町村に於ては、全部といふ譯でもありませんが、衛生上その他に於て甚だ寒心に堪へん向が多いのであります。それは獨り我國だけでなく亞米利加などの模様を見ても左様であります、就きましてはかういふ町村の中には資力薄弱なる爲め今まで協會にも這入らずに居る所が澤山ありますから、協會としてはさういふ不便を除き左様な町村に對しても恩典を均霑せしめるのみならず、協會々員の數を殖やして協會の基礎を確實にしたいといふ意味を以ちまして提案した譯であります。どう

一六九

か御賛成を願ひたいと思ひます。

○二百五十六番兼田静男君(大分市) 私は本問題には最も賛成する者であります。尙ほこれは緊急動議として提出したいと考へることがあります。それはこの戸數は大體市町村の總戸數になつて居るやうであるが、これを私は給水戸數といふことに改めて戴きたいと思ふのであります。その理由を簡単に御説明申し上げますれば、大都市になると上水道の利用といふことは言はずとも全戸數がこれを認め、最も良い東京或は大阪になると九割何分といふやうな使用者があるが、これを田舎の小さい、人口僅か六七萬の都市に付て調査して見ると、その普及率は漸く四割か五割、良くても六割五分といふやうになつて居る。又収入も少い。斯様な經濟方面が總て苦しい所が總戸數で律せられるといふことは最も苦痛であると思ひます。さういふ考へからしてこの戸數は市の總戸數でなく、給水戸數に改められんことを希望する次第であります。これを緊急動議として提出致します。

○二百四十八番鶴野俊太郎君(戸畑市) 私は只今の大分市の緊急動議に賛成する者であります。その緊急動議は最も實情に適して居るものと思ひます。負擔力といふことは無論總戸數に依ることもありますが、この水道の實情から行けばどうしても給水戸數が財源になる譯ですから、給水戸數といふことに改正せられんことを最も希望する者であります。離れんと申しますか、さういふやうな關係があつて萬事に不自由を受けて居りますが、それを總戸數で律するといふことは、どうしても其處に矛盾が大分あると思ふのであります。殊に此處には出て居りませんが、もう少し私共の望む所は、一萬戸以下或は一萬戸以上三萬戸以下といふやうな所も餘程考慮して戴かなければ、使用料の四十萬圓もある所が僅か六七萬圓の所と同じやうな負擔をするといふことは、何としても矛盾して居ると思ふのであります。この點は大いに皆様にお諮り致しまして御賛成を得たいと思ふのであります。

○六番仲田聰治郎君(東京市) 只今のお説に對しまして決して大都市が壓迫を加へるとかいふ意味ではありません。實は東京市の如きに於ても各隣接町村を併合して意外な負擔を致して居るのであります。併しお説の如く矢張見方に依つてはさうなるのであります。緊急動議として御提案になるにしても十分御研究を願ひたい。決して御趣旨に反對申上げたのではありません。

(緊急動議は成立して居るのですか)と呼ぶ者あり)

○議長(關源三郎君) 提出しても構ひません——これは大きな問題ですから御意見がありましたら伺ひます。

○二百四十三番小川八二君(大牟田市) 今給水戸數に依るといふお話が出て、給水戸數に依るといふことは大變面倒だといふ御意見もありますが、給水戸數が非常に少い場合、

す。

○六番仲田聰治郎君(東京市) この二十四問題に付て岐阜市の御提案の趣旨は、先般理事會に於て御説明があり能く了承致して居りますが、この給水戸數に依つて賦課するといふことは相當大きな問題でありまして、その御趣旨の點は何れにしても負擔の公平を期する點から言へば、總戸數に依ることが都合が好く無論公平であります。給水戸數に依つてやる場合には非常にその範圍が狭小で、普及の關係に依つてこの會費を制定するといふ風なさう大きな問題でなく、寧ろこれは會を構成する市の負擔關係に依る方が穩當ではないか。かういふやうな趣旨の下に制定されて居りますので、この趣旨に付ての可否は相當研究を要するものと考えへます。これは議長に於かれまして委員附託にされて十分研究の上その可否を決定するやうにお取計ひ願ひたいと思ふのであります。

○二百十六番中村寛治君(廣島市) 只今東京市の方から色々お説がありました。どうもこの水道協會なるものに於ては、經濟の非常に小さい所が萬事壓迫を受けて苦しむといふやうに私共は考へるのであります。さういふ爲に今の問題でも東京、大阪、神戸、名古屋といふやうな所は普及率が良いが、それ以下の都市では如何に一生懸命やつても普及率が非常に悪いのであります。それは詰り生活程度が低いと申しますか、或はまだ市民生活に於て昔からの状態が

例へば水道創設當時は水道そのものから言へば財政上非常に苦しい時であるが、段々給水戸數は良い率に上つて行くものである。併し當初はさうは行かない。それで水道經營者としては洵に困る時期がある。さういふ時期に於て負擔を軽くするといふ意味から申しても、給水戸數に依るといふことは非常に合理的であるといふやうに考へるのであります。又もう一つの場合、水の性質が良くて水道の使用者が少いといふ場合に於ても、矢張水道經營者は同じ状態に置かれて居るのでありますからして、給水戸數に依つてその負擔を決めるといふことは、中小都市に取つては大變便利な方法であるし、又仕合せな事柄であると思ふのであります。かういふ意味に於て、この動議は成立して居らんかも知れませんが私はその成立に賛成致します。大方規定の數に達すると思ふから動議は成立して居ると思ふのであります。又只今東京市の御意見もありましたが、これは非常に大きい問題で、今日に於てはもう既に總戸數に依ると決つて居る。これを今直ちに給水戸數に直すといふことも非常に困難なる事情もあると思ひます。併し研究を要するといふことは間違ひない。隨て常任理事會等があるからその方で今私が申上げたやうな趣旨に於て研究せられ、實現せられるやうにしたいといふ意味に於て賛成致します。

○九十八番五十嵐吉三君(和歌山市) 私は會員の一人として甚だ迷つて居るのであります。この二十四問題が討議され

て居るのではなく、緊急動議が成立して居るかといふことを私先刻質問したのでありますが、緊急動議を提出することとはそれは構ひませんが、動議が成立して議題となつたならばその問題に就て研究を行かなければなりません。然るに只今はさうでないやうに承つて居るのであります。私が承りたいのは、緊急動議として成立して居るや否やといふことを承りたいのであります。成立して居るならば更にそれに就て討議を重ねて戴きたいといふことを私は希望するのであります。

○議長(關源三郎君) お答へ致します。只今は二十四の問題を討議中でありまして。緊急質問といふのは問題ではないやうに私は考へて居ります。

○九十八番五十嵐吉三君(和歌山市) それでは御進行を願ひませう。

○議長(關源三郎君) 二十四問題に付て御意見のある方はお述べを願ひます。

(「原案異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(關源三郎君) それでは只今東京市の六番より委員附託のお説がありました。六番に伺ひますが、その委員附託に付ては實行の方法はどういふ御意思でありますか伺ひます。

○六番仲田聰治郎君(東京市) 議長に於て自由に決定して戴きたいと思ひますが、大體は常任理事會に於て決定して委

居るが、常任理事會は大都市だけであるといふことがありましたが、これはさうではなく、矢張常任理事會にもそれぞれ大中小都市が這入つて居ると思ふのであります。而して常設調査委員會に附議して調査せられたものは、實行する時には矢張理事會に懸るだらうと思ひますから、結局同じことになるだらうと思ひます。前に常設調査委員の方で調べてこれとこれに決めるといふことで理事會に懸ける。さういふことの順序は同じ結果になるだらうと思ひますからその點を一寸申上げて置きます。

○百五番堀新吾君(名古屋市) この問題は既に理事會を通過して來て居るやうに承知して居りますが、一應その邊を承りたくございます。

○六番仲田聰治郎君(東京市) お説の通りであります。それは只趣旨に賛成だといふだけであります。方法に付ては勿論まだ決定して居りません。

○議長(關源三郎君) 提案者の岐阜市に御相談申し上げますが、只今大阪市の御意見もありましたやうですが如何でありませうか。

○百二十四番安部源三郎君(岐阜市) 大阪市に伺ひますが、今の調査委員と申すのは理事全部を委員として審議するといふことになるのですか。

○五十一番島崎孝彦君(大阪市) 常設調査委員會は詰まり専門事項を審議調査する爲めに設けられたもので、常設調査

員附託にして戴いた方が適切ではないかと思ひます。

○議長(關源三郎君) 只今六番から御意見がありました。提案者にお諮り致します。この水道協會細則變更の件、即ち等級の改正案は協會に取つても最も重大な問題でありまして、從來の経過を申上げると、この會則の費用の負擔はさう簡單に一朝一夕に決定した問題ではなく、非常な研究を爲したものであります。そこで只今の六番君の動議は、常任理事會に諮つて委員附託にしたいといふことであります。提案者の岐阜市に於ては如何でありませうか。

○百二十四番安部源三郎君(岐阜市) 提案者と致しましては、先程も色々意見がありましたやうに會則の變更に亘るとこれは殆ど全會員の問題になるのであります。常任理事會は大體に於て大都市の方が多いやうでありますから、この點は寧ろ理事會にお諮り下さいませうと、理事會には各支部からもそれ〴〵参加致して居りまして、大都市と謂はず中都市と謂はず小都市と謂はず、總ての意見が其處に現はれることになり大變都合が好いと思ひますから、どうか理事會に一任されるやうに希望致します。

○六番仲田聰治郎君(東京市) 岐阜市の御提案に賛成致します。

○五十一番島崎孝彦君(大阪市) 只今この問題を常任理事會にとか或は理事會にかいふ御意見があるやうであります。殊に今伺つた中に理事會ならば大中小都市が這入つて

委員會でその専門事項に對する専門的調査を爲し、調査委員長から報告する。今かういふことになつて居ります。理事會は理事會として決議機關となつて居りますから、常設調査委員會に附議されれば、その方で今の問題に就てどの計畫が良いとかどうかいふ方面から調べて、御決定になつたものは更に理事會に諮つてやる。かういふ順序になるのであります。

○百二十五番上野續次君(岐阜市) 只今百二十四番が委員會の趣旨に付て發言致しましたのと同一趣旨であります。私から補正したいと思ひます。只今岐阜市から申出ました委員の問題は、會議規則第七條に依つてこの水道協會細則變更の件を委員に附託するといふのであります。全部の理事に諮つてといふ意味は、理事全部を委員とする細則變更に關する調査委員會を作るといふ意味で、別にそれを理事會に懸けるといふのではないのであります。隨て理事會は全理事でありますから、全理事であると常設調査委員會よりも極めてその範圍が廣汎であるから、會員の意思を代表するといふ意味に於てはその方が適當ではないかと思ふのであります。委員附託の問題は全理事を委員としてこの問題を調査して次の機會に報告して戴くやうに願ひたいと思ふのであります。

○議長(關源三郎君) お諮り致します。只今提案者の方では理事全部を委員にしてそれに附託して貰ひたいといふこと

であります、左様に致して御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(關源三郎君) それではさういふことに決定致します
○二百五十六番兼田靜男君(大分市) 只今の緊急動議は成立したやうに考へられますが如何でありますか。只今の細則變更の件に緊急動議を附加へたいといふ希望を述べ、規定の賛成者もあつたやうに考へますが。

○議長(關源三郎君) 二十四の問題が討議最中でありましたから、緊急動議も何も一緒にやつた積りで居るのであります。

○二百五十六番兼田靜男君(大分市) あゝさうですか。

○議長(關源三郎君) 二十五の問題に移ります。

【二五】 水道協會専用事務所設置ノ件

提出者 岐阜市

○百二十四番安部源三郎君(岐阜市) 提案の理由を御説明申上げます。本總會は本水道協會と致しまして既に四回に相成りますが、これを上水協議會時代から申すと開催以來三十回に達するものであります。而して會員としても僅かの時代から今日に於ては出席者が五百名にも達するやうな盛況になつて居るのであります。かういふ時機になりましたに就て協會として専用の事務所を造りたいといふのであり

別に各會員の負擔を更に増すことなく實行出来るであらうと思ふのであります。であるから成べく昭和十一年度からこの専用事務所を作るやうに致したいといふことで提案したのであります。どうか御賛成を願ひたいと思ひます。

○議長(關源三郎君) お諮り致します。實行方法に就ては岐阜市に何かお考へがありますか。

○百二十四番安部源三郎君(岐阜市) 皆様の御賛成を得ましたならば昭和十一年度から實行するといふことに明日の總會に於て議長より問題を御提出下さつてお諮り願ひたいと思ひます。尙ほ豫算案に付ては理事會にお委せするやうにお取計ひを願ひたいと思ひます。

○議長(關源三郎君) それではかういふ工合に御相談申上げます。只今提案の専用事務所設置の件に付ては別に反對の聲も聞きませんからこれを置くことと決定致しまして、私の方より會長に向つて十一年度からこれを實行するやうに願ふことに致しまして、その實行の豫算であります、豫算は理事會にこの案をお願ひすることになれば、自然豫算案も理事會で變更が出来ることになる譯でありますから、明日決定する豫算を更正しない範圍でこれを理事會に附託するといふことに決定して差支へありませんか。

○二百四十三番小川八二君(大牟田市) この専用事務所設置の件は會員多數の御希望でありまして、既に會議當初に於て關係豫算の上に多少の變更を生じて、それ等の方面か

ます。實は協議會時代から會が微弱である所から會の發案者である東京市に御面倒を願つてやつて参つたのであります、東京市に於かれましては會の發達の爲に大變御盡力下さいまして今日の盛況になつたやうな次第であります。この點私共一同深く東京市の御盡力に對して感謝する次第であります。併ながら協會と致しまして今日のやうに多數の會員を擁し、事業と致しても段々大きな事業をやるやうな時代になりますと、協會の人も多數これに要するやうになります。所が現在の状況を見ますと、東京市の水道局の一隅に間借りして居るのであります、吾々と致しましては權威ある水道協會が出来ましたに付ては、前の協議會時代の仕來りを續けて相變らず東京市の御厄介になるといふことは、東京市に對しても甚だ御迷惑の次第と考へます。又協會の事務を進めて行くに付ても矢張獨立した事務所を有つて居る方が萬事都合が好い。例へて申すならば専用事務所を有つてこれに絶えず會員が寄集るといふことになれば各會員間の連絡も取れ、會員としてはさういふ事務所があれば例へば本省へ参つた時にも先づそれを足溜りにするとか、色々便宜が得られる。かういふ理由に於て實は専用事務所を作つたらどうかといふ問題を出したのであります。それに付て私共の大體の案としては先づ現在の所ビルディングでも五六十坪借りて、初年度備品その他を合せ一萬圓程度あれば宜いかと思つて居ります。隨てこれは

ら財源を捻出して、十一年度に於ては實現したいといふ希望の下に、神戸市からあの動議が提出せられ私共賛成して居つた情勢であります。隨て只今御附議になりましたも皆様一人の御反對もないやうでありまして、この専用事務所の實現を促進したいといふ點に付ては全く同感であります。就きましてはこの水道協會の財政状態がその財源として一萬圓程度の費用を豫算に更正を加へることなくして支出し得る状態にありや否やといふことに付て、會長或は理事者關係の方面からそのお見込を御説明願ひたいと思ひます。

○番外三位甚造君(水道協會主事) 只今御質問の財源關係に付ての見込を申し上げます。來年度、詰まり十一年度から専用事務所を作るといふことでございますが、その財源は得られるといふ見込を有つて居ります。それは今日までに於て鐵管検査に於て差引利益金が出て居ります。今日一つもないとしても年度末に於てはその財源は得られる見込を有つて居ります。

○二百四十三番小川八二君(大牟田市) 只今會長よりその實現の可能性が十分あるやうに承つたのであります、只今それ等の經費を考へて豫算として茲に上程せられるといふやうなことは到底出来ることではなからうと思ひます。それかといつて十一年度にそれ等の豫算が提出せられたのでは、十二年度でなくては事務所は出来上らないといふや

うな不便なことになりますから、成るべく十一年度に於て實現するやうにしたい。それには追加豫算の形式を執らなければならぬといふことになりす。而してその追加豫算の形式を執るに總會を開かなければならぬといふことにならるから、それは面倒且つ厄介なことになると思ひますが、一萬圓程度の金を以て事務所が出来上るといふ推測が立ち、而もその財源の捻出が可能であるといふことならば、これを常任理事會に委託して十分に研究を積まれた上理事會に諮つて御實行下さることに本會に於て決議して置くならばその實現が早からうと思ひます。皆様の御意見を伺ひます。

○百二十四番安部源三郎君(岐阜市) 念の爲め申上げて置きますが、先刻の私の希望は明白、本會議で昭和十一年度から實行するといふこともお忘れなくお諮り願ひたいといふのであります。

○百七十番奥山源三郎君(尾道市) 一私は第二の問題に就て大分申上げたので他の問題には觸れん考でありましたが、只今の御質問或は議長さんのお言葉を承りますと、豫算を動かさないで十一年度から事務所を設けるだけの自信があるが、これに對して一萬圓位は豫算を動かさなくても支障はないといふやうに聴取されました。餘り大層な豫算でもないのに、一箇年に一萬圓位の金はどうにでもなるといふやうな豫算であると、この豫算に對して吾々は更にこれを十分に検討しなければならぬ必要を感じるのであります。私は

ことならば、さういふ方面に於ても相當經費の調達を要するのであります。これは尙ほ理事會或はその他の適切な機關に附議して十分調査研究の上初めて實行するといふ方が宜からうと思ふのであります。

○百四十二番赤羽九市君(松本市) 只今のお説を拜聴して居ると、専用事務所を設置するといふことに付ては大體賛成のやうであります。然らばその豫算を如何にするかといふことが問題になつて來るのであります。その豫算は先程理事の方でお話のあつた如く、まだ議決にはならぬが十一年度豫算としてはそれは出来ないが、その豫算を變更することなくして別な財源を以てこれを實現する方法があるかといふ先程のどなたかの御質問に對して、現在現はれて居る十一年度豫算以外に一萬圓位の財源を算出し得る可能性があると認められて居ります。然らば現在提案されて居る豫算に變更を加へることなく明日はこの豫算をこの儘議決になるとして、後に残つて居る事務所設置に要する豫算は更に別に追加計上しなければならぬ。その追加計上には總會の決議を経なければならぬのであるが、その煩を省いて所謂市會等に於て或る議決権を理事會に委任するが如く、總會の議決に依つてその豫算の議決権を理事會に委任するといふ御意見のやうでありました。さういふやうな方法であれば法制上からも更に審議の上から言つても一向差支へない。問題が既に必要な問題で、それを早く實行して戴き

元來この種の事務所を専用で設けるといふことであるならば、今少し早く或は適當の地を相してどういふ建物を建てるか、或は東京市内に於て適當のビルディングでも借りるとか、何とか案を出す迄にお考へがなければならぬ筈であると思ひます。又そのお考へがあれば同時にそれに伴ふ所の豫算が現はれて來なければならぬと思ふのであります。何かやる、やるには計上した豫算の範圍で一萬圓位はどうにでもなる。かうなるとこの豫算といふものはまるでいゝ加減なもので吾々は信を置くことが出来ない。かういふことになると思ふのであります。この邊の消息は如何でありませうか。

○二百八十五番木代嘉樹君(京城市) この水道協會専用事務所を設置するといふ趣旨には賛成であります。今これを提案して直ぐ來年度から實行しようといふのは餘りに唐突過ぎるやうに考へるのであります。又一萬圓位の費用で實際にこれを作つて見て狹隘を感ずるといふので更に數年を経ずして改築するといふやうな事態にならぬとも限らぬと思ひます。又場所とか色々の點に付て十分研究して後に悔を貽さんといふしつかりした基礎の上に立つて初めて完全なものが出来ると思ふのであります。ですからこれをやるにしてももう少し十分調査研究した上將來悔を貽さんといふ程度にして戴きたいと思ふのであります。尙ほこの費用の負擔關係に於ても各支部に於て分擔輸出するといふ

たい。只心配する所は經費の問題で、その經費を捻出し得るかと質問すれば、工面すればどうにか出来る。と、いふことである。然らばその工面をして決めるといふことは總會の決議に依つて總てを理事會に委任して實行するといふことは條理が立ち希望も充たされ甚だ宜いことであると思ひます。それでこの部會に於てはさういふやうなことにして、總會にこの問題を持出して總會に於てさういふやうにお取計ひ願ひたいと思ふのであります。

○議長(關源三郎君) 百七十番にお答申上げます。先程私が豫算を別に更正しないといふやうにお聴取り願つたやうであります。只今の百四十二番のお話のやうに、これを設置するといふことを決議して會長の方へお願ひし、豫算は矢張百四十二番のお話の如く理事會でこれを決議することが出来る譯になつて居りますので、さういふ意味を申上げた譯で、決して全體の豫算が裕であるとか杜撰であるとかいふやうにお聴取りにならんやうに願ひます。

○百七十番奥山源三郎君(尾道市) 了解致しました。○議長(關源三郎君) お諮り申上げます。この部會に於てはこれを設置するといふことにはどなたも御異議がないやうであります。これを決定して改めて十一年度から實行するやう理事會に諮つてお決めを願ふといふことを會長の方へ私から申上げた如何でありますか。

○百二十五番上野績次君(岐阜市) 只今の議長のお話に依る

と、此處で専用事務所を設置するといふことを決定して、その豫算の更正その他に付ては會長の方で理事會に諮つて決めて呉れといふやうにしたいといふことでありますが、豫算の決定といふことは總會の権限に屬する事項でありまして、この部會に於て會長より理事會に諮つて決めて呉れといふことは出来ないものでありますから、先程岐阜市の百二十四番から申したやうに、この問題は専用事務所設置といふ一つの問題と、これに伴ふ豫算は理事會に一任して適當に更正するなり追加するなりして實行して貰ひたい。事務所の設置は昭和十一年度、即ち昭和十一年四月一日より實施出来るやうにして貰ひたい。この三つの問題を明日の總會に於て當部會の議長である神戸市の水道課長さんから緊急事件として提案して戴いて總會の議決を以て決定するやうにお取計ひ願ひたいと思ひます。

○議長(關源三郎君) お諮り申上げます。只今御意見もありましたが、私が先刻申上げたやうに事務所の設置をこの部會で決議して、その設置は十一年度からといふことに會長にお願ひし、又豫算も會長の方から理事會に諮つて十一年度から實行出来るやうにお取計ひ願へれば結構であります。これを明日總會に懸けるやうにしたら如何でありますか。

(「賛成」と呼ぶ者あり)
○議長(關源三郎君) 御賛成のやうでありますから決定致し

第四回上水工務・下水工務聯合部會

昭和十年十一月七日(午前九時五十分)開會

○二百八番今中權六君(廣島市) 洵に僭越でございますが、開催地の者と致しまして慣例に依りまして私が座長の職を暫時勤めます。(拍手)

○六番仲田聰治郎君(東京市) 部會議長の互選を願ひたいと思ひます。互選の方法は座長指名に依つて御決定願ひたいと思ひます。

○座長(今中權六君) 只今六番の御發議に依りまして、議長は座長の指名に依つて決定したい、かういふことでござい

ますが、宜しうございますか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○座長(今中權六君) それでは私から御指名申します。名古屋の水道部長の池田君を議長として御推薦申し上げます。(拍手)御異議ないやうでございますからそれに決定致します。池田さん、どうぞ。

(池田篤三郎君議長席に著く、拍手起る)
○議長(池田篤三郎君) 御指名に依りまして僭越であります。が暫く議長の席を汚すことゝ致します。(拍手)
それでは只今から第二部、第三部、部會提出問題を議す

ます。部會の議事はこれを以て終了致しました。この機會に於きまして私一言御挨拶申上げたいと思ひます。不肖私部會の議長と致しまして何分にも不馴れの爲め、各々の御援助に依りまして重要な案件を適當に議しましたことは各位と共に御同慶に存する次第であります。これを以ちまして閉會の御挨拶に代へたいと思ひます。(拍手)

午前二時四十分閉會

ることに相成りますが、その前にちよつと御相談申上げたことがあります。昨日こゝの高等工業の先生の御講演があつたのでありますが、あの御意見に對しまして逕信省のお方から反對の御意見がありますので、それをこの機會に述べたい、かういふ風に部會の方に申出られて居ります。それを何時こゝでお話を願つたらよいか、或はこれをお話を願ふべきかどうかといふことを御相談申上げるのであります。時間もありませんので、出来れば午後この會議の始まる前にもお話を願つたらどうであらうかと考へるのであります。如何でありますか。

○六番仲田聰治郎君(東京市) 會議の議案が非常に多いので、すから、二十分間の限度を切つて、議長のお取計ひを以て早く午後の會議を開いて、その間にお話を願つたならばどうかと思ひます。

○百二十四番安部源三郎君(岐阜市) 部會と致しましては會議の議事を先づ片付けるといふことが目的でありますから、それが片付きましてから今の希望のやうに、二十分ならば二十分といふことで御講演を願ふといふことに致しました